

平成17年6月1日(水曜日)第2回定例会

出席議員(21名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	伊藤忠男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	木谷昭男	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
那須義行	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
	行財政改革		
菅野英行	推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
			花・緑・せせらぎ
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	鈴木英雄	会計課長
荒川貴久	水道事業所長	兼子良一	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	布施崇一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	鈴木一徳	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	宇野健雄	事務局長
	農業委員会		
清野健	事務局長		
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐

月光龍弘 庶務主査

大沼秀彦 調査係長

議事日程第1号

第2回定例会

平成17年6月1日(水)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- " 2 会期決定
- " 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第113回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 第57回東北市議会議長会定期総会の報告について
- (4) 第81回全国市議会議長会定期総会の報告について
- " 4 行政報告
- (1) 平成18年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2) 平成16年度寒河江市土地開発公社決算及び平成17年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3) 平成16年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- " 5 全国市議会議長会表彰状伝達
- " 6 議第38号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- " 7 議案説明
- " 8 委員会付託
- " 9 質疑、討論、採決
- " 10 報告第2号 平成16年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 11 報告第3号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 12 議第39号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- " 13 議第40号 寒河江市個人情報保護条例の制定について
- " 14 議第41号 寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について
- " 15 議第42号 寒河江市情報公開条例の一部改正について
- " 16 議第43号 寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
- " 17 議第44号 寒河江市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- " 18 議第45号 寒河江市文化財保護条例の一部改正について
- " 19 議第46号 寒河江市地域安全条例の制定について
- " 20 議第47号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
- " 21 議第48号 市道路線の認定について

- " 2 2 請願第 1 号 中学校給食を含む、教育全般についての検討委員会の早期設立を求める請願
- 日程第 2 3 請願第 2 号 「酒田港に入港する艦船に非核証明書」を求める意見書提出に関する請願
- " 2 4 請願第 3 号 定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書提出に関する請願
- " 2 5 請願第 4 号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書提出に関する請願
- " 2 6 請願第 5 号 地域経済の活性化等を求める意見書提出に関する請願
- " 2 7 請願第 6 号 住民の生活と地方経済を悪化させる公務員賃金の「地域給」（給与の地域間配分見直し）導入を行わないよう求める意見書の提出に関する請願
  
- " 2 8 議案説明
- " 2 9 質疑
- " 3 0 予算特別委員会設置
- " 3 1 委員会付託
- 散 会

平成17年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから平成17年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、5月27日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

## 会議録署名議員指名

新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において7番猪倉謙太郎議員、16番川越孝男議員を指名いたします。

## 会 期 決 定

新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での審議結果に基づき、本日から6月15日までの15日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。



## 第2回定例会日程

平成17年6月1日(水)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
6月 1日(水)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、全国市議会議長会表彰状伝達、固定資産評価審査委員会委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、同説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
			本会議終了後	
6月 2日(木)	休 会			
6月 3日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月 4日(土)	休 会			
6月 5日(日)	休 会			
6月 6日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月 7日(火)	休 会			
6月 8日(水)	休 会			
6月 9日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月10日(金)	休 会			
6月11日(土)	休 会			
6月12日(日)	休 会			
6月13日(月)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
6月14日(月)	休 会			
6月15日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終 了 後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

## 諸 般 の 報 告

新宮征一議長 日程第3、諸般の報告であります。

- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第113回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 第57回東北市議会議長会定期総会の報告について
- (4) 第81回全国市議会議長会定期総会の報告について

以上の諸般の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

## 行 政 報 告

新宮征一議長 日程第4、行政報告であります。

- (1) 平成18年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2) 平成16年度寒河江市土地開発公社決算及び平成17年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3) 平成16年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 報告を申し上げます。

初めに、平成18年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告申し上げます。

国・県に対する重要事業の要望につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において各市町の要望事項を取りまとめの上、県との調整をとりながら事業促進を図っていくものであります。

本市の平成18年度の要望事項は21件であり、お手元に配付いたしました別冊資料のとおりであります。

主なものとしたしましては、厳しい行財政下における地方財政の充実強化についての要望を初め、特別養護老人ホーム建設に対する財源措置や農業基盤の整備などを図るための土地改良事業、スマートインターチェンジの本格導入、緑地や公園の整備事業、広域的な道路網の確立と市街地間のスムーズな連結・交流を図るための道路網整備、木の下土地区画整理事業の促進、沼川の整備を行うふるさとの川整備事業などであり、これら重要事業の促進により、将来の発展と未来への飛躍の基礎を築いてまいる所存でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、平成16年度寒河江市土地開発公社決算及び平成17年度寒河江市土地開発公社予算について御報告申し上げます。

平成16年度の事業報告及び決算であります。プロパー事業を中心とした保有地の処分等に重点的に取り組んだ結果、委託事業では市道中央12号線道路改良用地の処分を行ったほか、プロパー事業では、駅前中心市街地整備関連用地の取得や寒河江中央工業団地、寒河江みずき団地、白岩さくら団地、駅前中心市街地整備関連用地などの処分を行っております。特に大区画の分譲が相次いだ寒河江中央工業団地を初め、寒河江みずき団地や白岩さくら団地も好評のうちに分譲が進んでおり、新しい街なみが形成されているところであります。

以上のような主要事業を実施した結果、当期利益は 874万 3,000円となり、平成16年度末における準備金合計は15億 2,532万 8,000円となっております。

また、平成17年度の事業計画及び予算につきましては、土地開発公社の設立目的と役割を認識しながら、委託事業及び自主事業を積極的に推進することとし、これらに伴う収益的支出予算として22億 6,461万 9,000円を、また資本的支出予算として41億 1,210万 1,000円をそれぞれ計上したものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の別冊資料のとおりであります。

次に、平成16年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告申し上げます。

平成16年度の委託事業としましては、市が管理委託をした7施設を、市民が生涯スポーツ活動を実践する拠点施設として効率的に活用できるよう管理運営を行い、さらに自主事業として市民が気軽にスポーツに親しむ機会を提供するため、各種のスポーツ教室などを開催してまいりました。

これらの事業を実施した結果、施設利用者は13万 1,000人を数え、決算総額は歳入歳出とも 5,013万 8,695円となっております。

平成17年度の事業計画及び予算につきましては、財団法人寒河江市体育振興公社の設立目的と役割に沿った各種事業を実施するため、予算総額 5,142万 2,000円を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、お手元の別冊資料のとおりであります。

以上、2件について、地方自治法第 243条の 3 第 2 項の規定に基づき報告申し上げます。

以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 ただいまの行政報告中、平成18年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、平成16年度寒河江市土地開発公社決算及び平成17年度寒河江市土地開発公社予算について質疑はありませんか。佐藤良一議員。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 全体的に土地の価格というか、いろいろあるようでありますけれども、開発公社で今まで全体的に持ち越したという事業があるような感じがいたします。決算書で見ましても、白岩さくら団地初め醍醐団地、それに対して土地の価格が、土地評価額というんですかね、国で発表するものと造成する前の取引の価格というのをどのくらい抱えているのかであります。全体的に、前に取得してまだ売れない土地が残っているはずであります。その辺の感じにはどのように今後取り組んでいくのでしょうか。大体1年に換算すると、どのくらいの土地の価格が開きがあったのか、取引した時点と昨年の決算書の感じの中で、どのくらいの開きがあったのかどうかであります。土地の見直しの評価が行われたのか、行われていないのかお聞きしたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 企画調整課長。

平成17年6月第2回定例会

鹿間 康企画調整課長 醍醐住宅団地の話だと思うんですが、醍醐団地では坪6万円から7万円の間に土地の売買を行っている、分譲を行っているというふうなことであります。したがって、去年とことしとどういふふうに価格が開かれたかというふうなことなんですが、提示している額はそのままです。ただ、6万円から7万円の開きというのは、場所によって、例えば北側である、あるいは小さい団地であるというふうなことで、場所によって6万円から7万円の開きがあるというふうなことでございます。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 「開発公社30年の歩み」というのを発行されておりますけれども、その間で、今まで持ち越した土地というか、一番売れ残っている年数が長いのは何件ぐらいあるのかどうかです。その辺の感じはどのように評価なされているのかどうかであります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 企画調整課長。

平成17年6月第2回定例会

鹿間 康企画調整課長 土地開発公社が長く保有している土地については、見直しを行ったというふうなことはありますけれども、30年からの土地を持っているというふうなことはないと認識しております。（「一番長くて残っているのは」の声あり）

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 企画調整課長。

平成17年6月第2回定例会

鹿間 康企画調整課長 プロパー事業の資料というふうなものは今持ち合わせておりませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思ます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 今も申しあげたんですけれども、今年度もいろいろ事業の計画が載っているんですけれども、民間でやれるのは民間でやるという政府の方針もありますけれども、寒河江市の開発公社はどのような方針でこれから運営されるのか。理事長である助役から今年度の、計画事業は載っておりますけれども、これからの課題をお聞きしたいと思います。

あと、私から議長にお願いしますけれども、今も企画調整課長「今、手元にありません」と、答弁がずっと、私も昨年12月、当選してから3月と臨時議会を迎えているわけでありまして、管理職は皆様その担当部のプロでありますから、ぜひ「今、手元にない」「書類がありません」ということのないように、ぜひ休憩でもして、議員にわかるように答弁してもらわなければ困ると私は忠告して申しあげたいと思います。議長、その辺の御配慮も、この6月定例議会でそのようなことが絶対ないようにお願いしたいと思います。

助役、これからの、先ほど述べたものに御答弁願えれば幸いです。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 助役。

平成17年6月第2回定例会

荒木 恒助役 まず、開発公社のプロパー事業で保有している土地の処分について、スムーズに処分がされるようにということが第一でございます。そして、全体的に健全な財政運営をできる経営をされる方針で臨んでいきたいというふうに思っております。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成16年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

全国市議会議長会表彰状の伝達

新宮征一議長 日程第5、全国市議会議長会表彰状の伝達であります。  
事務局長から申し上げます。

片桐久志事務局長 それでは、私から申し上げます。

去る5月25日、東京日比谷公会堂において開催されました第81回全国市議会議長会定期総会におまして、本市議会から高橋勝文議員、高橋秀治議員、伊藤忠男議員、新宮征一議員が表彰を受けられました。

ただいまから表彰状の伝達を行います。

高橋勝文議員、高橋秀治議員、伊藤忠男議員には議長から、新宮征一議員には副議長から伝達をお願いいたします。

初めに、高橋勝文議員、登壇願います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長

表 彰 状

寒河江市 高橋勝文 殿

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第81回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠

おめでとうございます。

〔表彰状授与〕（拍手）

平成17年6月第2回定例会

片桐久志事務局長 高橋秀治議員、御登壇願います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長

表 彰 状

寒河江市 高橋秀治 殿

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第81回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠

おめでとうございます。

〔表彰状授与〕（拍手）



平成17年6月第2回定例会

片桐久志事務局長 伊藤忠男議員、御登壇願います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長

表 彰 状

寒河江市 伊藤忠男 殿

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第81回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠

おめでとうございます。

〔表彰状授与〕（拍手）

平成17年6月第2回定例会

伊藤忠男副議長

表 彰 状

寒河江市 新宮征一 殿

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第81回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠

おめでとうございます。

〔表彰状授与〕（拍手）

平成17年6月第2回定例会

伊藤忠男副議長

表 彰 状

寒河江市 新宮征一 殿

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第81回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠

おめでとうございます。

〔表彰状授与〕（拍手）

平成17年6月第2回定例会

片桐久志事務局長 以上で、表彰状の伝達を終わります。

平成17年6月第2回定例会

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第6、議第38号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第7、議案説明であります。  
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

平成17年6月第2回定例会

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第38号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員のうち、鈴木 修委員が本年6月11日をもって任期満了となりますので、新たに鈴木捷蔵氏を委員に選任いたしたく提案するものであります。

御同意くださるよう、よろしくお願い申し上げます。



委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第38号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第38号については委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第9、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第38号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第38号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第38号はこれに同意することに決しました。

平成17年6月第2回定例会

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第10、報告第2号から日程第27、請願第6号までの18案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第28、議案説明であります。  
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、平成16年度補正予算で、繰越明許の手续をとりました平成16年度寒河江市一般会計、寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申しあげます。

初めに、報告第2号は、まちづくり総合支援事業費 3,591万円及び街なみ環境整備事業費 398万7,000円をそれぞれ平成17年度に繰り越したものであります。

次に、報告第3号は、寒河江市駅前中心市街地整備事業費 6,716万7,000円を繰り越したものであります。

次に、議第39号平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、JR羽前高松駅乗車券類簡易発売委託料など 275万5,000円及び園芸産地拡大強化支援事業費補助金 1,587万8,000円並びにスクーリングサポートネットワーク整備事業費 130万円を追加するものです。

この歳出予算に対する歳入については、県支出金 1,717万8,000円、繰越金 212万1,000円、諸収入63万4,000円に対応することとし、その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 131億7,993万3,000円となるものです。

第2表債務負担行為補正については、株式会社チェリーランドさがえの借入金に対する損失補償を追加するものであります。

次に、議第40号寒河江市個人情報保護条例の制定について御説明申しあげます。

個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用などの中止を請求する権利を保障することにより、個人の権利、利益を保護するため本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第41号寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について御説明申しあげます。

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、審議会の設置に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第42号寒河江市情報公開条例の一部改正について御説明申しあげます。

寒河江市個人情報保護条例が制定されるのに伴い、同条例及び寒河江市情報公開条例に規定する諮問に応じて審査を行う寒河江市情報公開・個人情報保護審査会を設置するため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第43号寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について御説明申しあげます。

地方自治法の改正により、公の施設に係る指定管理者制度が導入されたことに伴い、その指定手続などに関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第44号寒河江市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申しあげます。

地方自治法の改正により、公の施設に係る指定管理者制度が導入されたことに伴い、一括して関係条例の整備を図るため本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第45号寒河江市文化財保護条例の一部改正について御説明申しあげます。

文化財保護法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第46号寒河江市地域安全条例の制定について御説明申しあげます。

市民の安全に対する意識の高揚を図るとともに、地域における安全活動を推進することにより市民の安全

で住みよい社会の実現に寄与するため本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について御説明申し上げます。

本市の下水道事業は、供用開始から21年が経過し、経年劣化等により施設機能全般にわたってその維持が困難になってきております。そのため施設の円滑な機能保持を目指し、順次改築更新工事に着手することとしており、平成17年度から中央監視制御設備の更新工事を委託しようとするものであります。

この委託協定は、地方自治法第96条第1項第5号に規定する工事の請負に準ずるものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

次に、議第48号市道路線の認定について御説明申し上げます。

都市計画道路柴橋日田線道路整備事業に伴い、県から移管になる路線及び島南土地区画整理事業により築造された路線など8路線を認定し、円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与しようとするものであります。

以上、12案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

質 疑

新宮征一議長 日程第29、これより質疑に入ります。

報告第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第39号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員　チェリーランドさがえにも債務保証ですか、また3年という計画があるわけでありましてけれども、チェリーランドさがえに対しては、市長が就任になったとき、私も創立されると聞いたとき、議会では5年間だけですと念を押してやっているんですが、繰り返し5年に1回ずつになっているような状態がありますけれども、何でチェリーランドさがえだけそんなにやっていかなければならない、損失補償をしなければならぬのかなと私はつくづく思っているわけでありまして。この株主で一緒になって、みんなで損失補償するんだというのなら話もわかりますけれども、寒河江市ばかり重みをしょっているような感じであります。

それに対して市長は、初心に戻る気持ちはないんですかね。初めにつくるときは、議会には5年だけお願いすると言ったはずであります。この議場でいるのは、あとは遠藤議員以外は知っている人はおりませんけれども、その辺の感じで何とかならないのかなと私は思っているんです。どうなんでしょうか、市長。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 荒木助役。

平成17年6月第2回定例会

荒木 恒助役 チェリーランドに対する損失補償については、要請はチェリーランド側から来ているものではなくて、チェリーランドに融資した金融機関から来ているものでありまして、その金融機関から要請が来た都度、損失補償の議案をお願いしているということでありまして、今回もまた新たに金融機関から市の方に要請が来たということでございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 予算書に、市長の説明で、そのように金融機関からあるんだという説明はあってもいいんじゃないですか。助役がそのようにただ答弁して、私初めて知ったわけでありますけれども、そのようなこと一つも提案理由の説明に上がっておりませんし、どうなっているのだと私言いたいんです。

不景気な世の中でありますけれども、市長、初心のこと忘れたのかと、私そのことが聞きたいんです。5億円だけやらせてくださいと。それでようやくチェリーランド創立できたのでありますから、今助役は、金融機関からあったから3年間だけお願いするとなっているわけです。その初心の気持ちを忘れたんですか、市長。ぜひ私聞きたい。あと3年、なら幾らまで、何年まで保証しなければならないのか、あと3年、また3年と。

チェリーランドさがえが拡張事業をやっております。高速道路のサービスエリア、ガソリンスタンド、チェリークア・パークに土地を持っております。土地をやって、民活をだんだん圧迫しているような状態でありますし、そのことを考えれば、初心に戻って、5年間だけで5億円と言ったはずでありますから、市長、その辺をはっきり言ってもらいたい。市民に今のことを言って、助役が言うように金融機関からあったから債務保証するんだという、市民の方は納得しますか。本当ですよ。予算書に載ったとおりに説明すれば「ああ、いいんだか」と市民の方も納得しますけれども、助役言ったように金融機関からあったんだからって「何や」と市民に言われるはめに。議員らも「何やっているんだ」と言われると思います。ぜひ初心に戻って、「5年間だけやらせてください、債務保証5億円」、それでようやく設立できたわけであります。よろしくお願いします。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

平成17年6月第2回定例会

佐藤誠六市長 当初に契約書を結んだときのいきさつ等々は十分説明したはずでございまして、議事録等にも載っておるはずでございます。これが継続されるたびにお話もありますけれども、当初からお話し、答弁申しあげたとおりでございまして、以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 内藤議員。

平成17年6月第2回定例会

内藤 明議員 これまでもこのことに関してはいろいろと議論をされてきておりますが、金融機関から要請があってというようなことでもあります。その要請した金融機関は株主になっているのかどうか教えていただきたいと思います。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 地域振興課長。

平成17年6月第2回定例会

尾形清一地域振興課長 お答えいたします。

今回要請ありました金融機関は、山形銀行とJAさがえ西村山農協の2社でありますので、株主になっております。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 内藤議員。

平成17年6月第2回定例会

内藤 明議員 普通、一般的にみずからが株主になっている者について、損失補償していただくというのは、余り例がないんじゃないかというふうに思うんですね。これはこういう視点からすると、地方財政法上といえますか、問題はないのかどうか。改めて御見解を伺いたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 お答えいたします。

チェリーランドの本体の施設整備は、平成2年から行ったわけでありまして、平成2年のときに十分その辺は検討しまして、損失補償をやったということでありまして、これまで3回の更新をしてきましたけれども、何ら問題はないと思っています。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 内藤議員。

平成17年6月第2回定例会

内藤 明議員 ちょっと監査委員にお聞きしたいと思いますが、今の見解で間違いございませんか。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 安孫子監査委員。

平成17年6月第2回定例会

安孫子雅美監査委員 正直申しあげて、詳しいことは私勉強しておりませんが、3回更新されているので、十分に内部で検討されて、特に当初の債務保証の段階では十分その辺を検討されて、議会の議決をもって予算化されたという経緯があるかと思しますので、私、そこまで突っ込んだ監査はやったことがございませんので、その辺は十分にクリアされているというふうに考えております。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第40号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第41号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 第40号もあつたんですが、まず第41号の関係でお尋ねします。

一つは、任期4年にした理由をまずお聞かせをいただきたいと思います。

それから、委員には市民及び学識経験を有する人からというふうになっているわけでありましてけれども、これは市民に限らず、市外の人もできるというふうに理解しています。しかし現在の委員は全部市民の方です。そして学識経験を有するというふうに言われていますけれども、その委員の方々の研修といいますか、知識といいますか、個人情報保護、あるいは今度情報公開の関係なども両方付随して委員が担当するようになるわけでありまして、そういった法律的な問題についての知識といいますか、そういうふうな部分は委員個人が個人で研修を深められ、知識をお持ちになっているというふうな判断なのか、あるいは審議会として5名の委員がそういう認識を得るための研修などもすることができるのか、こういうふうな点についてどういった見解あるいは運用を事務方としてはなされようとしているのか、この点についてまずお聞かせをいただきたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 企画調整課長。

平成17年6月第2回定例会

鹿間 康企画調整課長 最初の御質問です。なぜ4年にしたかというふうなことなんですが、これまで各審議会とかそういうふうなものについては4年がほぼ、あるいは5年というふうなこともあったんですけども、それにもとに戻したと。ただ、議会選出の議員が審議会の委員になったとき、これは2年だというふうな改正になったと思います。そんなこともありまして4年というふうなことにしましたということです。

それから、市外の方がいるかと、委員の選出について。これについては学識経験ということで、専門性もあるということから、市外の方も視野に入れながら委員の委嘱を行いたいというふうにも考えております。

それからもう1点は、法律的な知識というふうなことも、当然個人情報保護条例なものですから、そんなこともありまして、先ほど申しましたように専門性のある方というふうなことでございます。

それから、委員の研修というふうなことは考えておりません。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 川越議員。

川越孝男議員 だから前に任期なども、4年のやつが2年に変わったり、それは議会選出の人が入ったから2年にしたというのは極めてその委員会の性格からして、議会は4年ごとに改選になるわけでありまして、あるいはまた任意で前期・後期のそれぞれ委員の交代を内部的にやっているわけでありまして、そうした場合に、そういう審議会の委員なんていうのは残任期間を、議員が途中で交代になった場合にはやればいいわけでありまして、そういうことからすればやっぱり一貫性を持ってこういう審議会の任期などというのはやるべきだということをまず申しあげておきたいと思います。

それから、今現在も委員がいらっしゃるわけでありましてけれども、これも学驗を有する人の中から選ばれているわけでありまして、寒河江市の場合には、市民の中からだけ選ばれているというふうなことです。したがって私は、市民に限らず弁護士などもやっぱり寒河江でというふうになると大変なのかというふうに思いますけれども、県内にいらっしゃるわけでありまして、ぜひ本当の意味できちっと審査できる委員を委嘱すべきだということを申しあげておきたいと思います。

私もこの審査会、不服申し立てを2回やっておりまして、実際、審査を受けています。そうしますというと、委員の方とのやりとりの中で、極めて委員の任務すら理解をされていない委員の発言がございます。したがって、ぜひ任命する際には、これまでの委員一人一人の考え方、情報公開審査委員としての資質を十分審査していただいて、まさに今回、提案理由で申されているように適正な運営が、この条例の趣旨が守られて、もちろん法の趣旨が守られ、円滑な運用ができる委員を選んでいただきたいということを申しあげながら、これについての見解もお聞かせをいただきたいと思います。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 企画調整課長。

平成17年6月第2回定例会

鹿間 康企画調整課長 先ほど申しましたように、学識経験ということでは専門性を持った方の委嘱というふうなことを考えてまいりたいというふうに考えております。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 川越議員。

川越孝男議員 あともう1点、この審査会についてお尋ねをしたいわけですが、審査会是非公開ではないわけですね、法律上あるいは条例上。それは審査会の会長が、審査会の運用については審査会に諮って決めるというふうになっているわけですから、審査会そのものは必ず非公開としなければならないというものではないというふうに私は理解しています。

したがって、情報開示をめぐる不服申し立てをする場合には、大きく分けて二つあると思うんです。一つは、情報公開したことによってプライバシーが侵害されたという形で異議申し立てを侵害された側からされる場合。もう一つは、情報公開というのは情報を公開する、行政の説明責任を求めていく、あるいは個人の部分の情報を公開する。しかし公開できないというふうに言われた場合、ノーという結果が出たものに対してそれはおかしいという立場で、公開度を高める立場での異議申し立てというのと、大きく分ければ二つあると思うんです。

そうした場合に、審査会に異議申し立てを出すわけですから、その異議申し立てを出したこと自体がもうオープン、何ら開示して悪いというものではないわけで、マスコミにも全部出るわけで、そして審査会の中でも陳述の場やなんかがあります。そうした場合には、異議申し立てをもうしていること自体がオープンできる内容でありますから、審査会の中での陳述も当然オープンにされても結構というふうな場合には、異議申し立て者が、陳述する側が審査会に対して傍聴を入れてください、公開してほしいというふうな申し出があった場合には、それは審査会としてその意向を聞いて、傍聴を入れたり公開することも可能なのではないかというふうに私は思っています。そういうことについての今回の審査会の設置をする条例の中では、どのようになるというふうに、そういうことが可能だというふうなことなのか、この点について。審査会自体が決めることではありますけれども、審査会でそういうことも道が開ける制度なのかということをお聞かせをいただきます。条例は当局から提案してつくるわけですから、その部分についてお聞かせをいただきたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 企画調整課長。

平成17年6月第2回定例会

鹿間 康企画調整課長 議員にお答えしたいんですけども、今の第41号は保護審議会でございますので、審査会に対しては第42号で、情報公開条例の一部改正の中で出てきます。ただ、個人情報保護条例の不服申し立て、第24条でございますが、個人にかかわるものでありますので、その審査については公開できないものと考えております。（発言する者あり）

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 庶務課長。

平成17年6月第2回定例会

那須義行庶務課長 今回の第41号とそれから第40号の中、第42号、関連がありますので、やはり今の議論について、審査会の方のあれについて、考え方としては、審査会の運営については審査会の中で各会長が委員に諮って、中の運営の方式を決めながら審査を進めております。それで、公開か非公開か、特に陳述の場などについてもあるわけでございますが、基本的には審査の内容を非公開にすることによっていろいろ真っすぐな意見といたしますか、そういうことの論議ができますので、そういう意味から非公開という形にすることで、審査会の中で決めて運営を行っているところでございます。

基本的には議員がおっしゃられたように、考え方としては公開・非公開のやり方はどちらでも可能だと思いますけれども、それは審査会の中で議論をして、一番審査が適正に行われるような方法を審査会の委員が協議をして行っていくものというような形で考えているところであります。



新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第42号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 先ほども川越議員からありましたけれども、情報公開制度そのものについて、今、国際結婚がはっております。そのとき、日本語を理解してもらえれば幸いなんですけれども、結婚して日本に定住した外国の人から情報公開などあった場合、その本人から情報公開してくださいとあった場合、なかなか日本語が理解できない面もあると思われましてけれども、そのときは通訳なりというか、世界各国ですから英語やフランス語とか中国語や韓国語、いろいろありますけれども、その場合の対応というのはどのようにこれから考えていくのかどうかです。これは身近な問題でありますけれども、その辺の感じは、あすでもきょうでもあるわけでありまして、どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 庶務課長。

平成17年6月第2回定例会

那須義行庶務課長 確かに国際化が進みまして、具体的に帰化などもなされて、寒河江市民でもともと外国籍であった、ないしは外国語を話す方なども多数おられると思います。ただ、そういう場合は全く特異なケースといえますか、例外的なケースでありますので、その際、事前に相談をいただければそれに対応できる、簡単に申しますと通訳の方とかそういう方も含めて対応するような形をとっていくのが自然の形だと思います。

ただ、例外的にその場に来られて、その場で全然わからない言葉をしゃべられて、対応すぐ、いつでもできるようにするというのは、それは基本的に経費と効果の観点から考えれば全くむだでありますので、その都度、事前にお話等があれば、それに合ったような形でいろいろ考えて対応していきたいと、そのような形で考えているところであります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。この議案は改正について関係ある部分についての質問に絞ってください。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 やはり寒河江市に在住している国際結婚している人を今現在把握しているのは市民課ですかね。一番わかるところで何カ国の方がいるんでしょうかね。その辺も把握しているんでしょうか、私から言わせれば。当然対応しなくてはならないでしょう、これからの問題ですから。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 先ほども申しあげましたけれども、今回の提案されている議案は、一部を改正するという  
ことでの提案ですので、改正部分についての質問を受けますから、それ以外の基本的な部分については別の機  
会にお願いしたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 いや、言いますけれども、現実にあつたらどのように対応するんだと私聞いているんです。じゃ、今現在何力国の方がいるかということも、これから当然起きる可能性は十分あるんです。情報公開やるとき、わからないなんて言ったら大変なことになるんじゃないですか。そのための対応策も考えると私は言っているんです。何も悪いことを言っているわけじゃないんですから。議長の権限でとめるんならとめても結構ですけども、私なりにもありますから、それでは。議場で議員が論議するのは当たり前でしょう。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 いや、とめるとかそういうふうなのじゃなくて、今回の趣旨は、改正の部分について質問してくださいということをしているんです。基本的な部分は別の機会にお願いしたいと。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 とんでもないですよ。現実起きて、これからあった場合の対応を聞いているんです、何カ国の方がいるということで。これ以上、私からすれば、答弁できなくなるんですから。議長から言っているから私やっているわけですよ。当局に求めているんです。議長に求めているんでない。議長の発言を許し受けたからしているんですよ。議長の権限でとめるんならとめても結構ですよ。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 庶務課長。

平成17年6月第2回定例会

那須義行庶務課長 先ほど申しあげたことと少し重なりますが、やはりそういう特別なケースといえますか、特異なケースについては、それなりの対応といえますか、事前にたとえどんな言葉を話されてもそれに対応できる方も市内にいろいろおられますので、その辺の対応については事前にさえしていただければ、きちんと対応するような形でやっていきたいというふうに思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 やはり国際結婚がはやっているんだから、当然条例の中にも見込んでやらなければならないと私は思っているんです。やはり外国人の方が日本人と結婚しても、人権だけは守らなければならないわけですから、同じく他国から来て、日本に定住するわけでありまして、そのことを考えて私は申しあげているわけでありまして。やはり日本国民、寒河江市民のことだけを考えていたのではちょっと矛盾するのではないかなと私は思うんです。当然寒河江市に来れば国民健康保険や学校やいろいろなものの手続があるわけです。その辺の手続に来たときに、だめだの何だのって、最悪の場合は法務大臣の許可まで要るんですから、在留許可の申請するといったって。山形県内では、寒河江では仙台あたりまで行かなければならないんです。その交通費もままならない。

そのことも考えれば、情報公開でこうしてくれと言われた場合にも対応してもらいたいと私は言っているわけでありまして。議長もその辺も、市長も認識して、十分にこれからやってもらいたいと。国際化は目の前に迫っている、少子化も迫っているわけでありましてから、議長からも注意を受けるのは十分わかりますけれども、当然この辺も議員の皆様も認識して審議してもらいたいと私は思っております。市当局もそのように認識してもらいたいと思います。

以上です。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第43号に対する質疑はありませんか。内藤議員。

平成17年6月第2回定例会

内藤 明議員 32ページの第4条2(4)ですね。市長等が施設の性質等を考慮し、公募によらずとも、施設の設置目的を効果的に達成することができるかと認めるときというふうなことがあります。これは例えばどういうことを指しているのか、具体的に教えていただきたいと思います。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 お答えします。

第2条の方で公募ということをお願いしております。これは原則として公募だというふうなことを考えまして、その例外として第4条第2項の第3号、第4号を掲げておりますけれども、具体的にどうこうということは、今現在想定してつくっているものではございませんので、個々の施設ごとに判断をしていくというふうなことでございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 内藤議員。

平成17年6月第2回定例会

内藤 明議員 せっかくの公募がこうしたただし書きといいますか、があることによってそれがなおざりにされる可能性があるというふうに思ったものですから、具体的にはどういうことを指して提案なされているのかということをお聞きしたんですが、今のところないという話であります。じゃ、何でこういうふうなことが出てきたのか、わかれば教えていただきたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

平成17年6月第2回定例会

菅野英行行財政改革推進課長 個々の施設ごとに現在の管理の状況を考えたときに、やっぱり施設によっては非常に少ないといいますが、そんなことで管理ができているというふうな場合もあるいはあるのかなというふうなこともありまして、そのような規定にしております。

新宮征一議長 ほかにありませんか。内藤議員。

平成17年6月第2回定例会

内藤 明議員 だから原則といいますか、公募というのがあって、それがこの（４）の規定を設けたことによって、それが正しくなされないことが出てくるんじゃないかということを私は懸念しているんですが、そういうことはないんですか。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 行革推進課長。

平成17年6月第2回定例会

菅野英行行財政改革推進課長 これは特殊な例として考えておりますので、原則は公募でありまして、あと実際に仮に公募するかしらないかというようなことを決める際には、その辺を十分に検討して、その中で判断していくこととなりますので、原則がないがしろになるというふうなことはないものと考えております。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 ほかにありませんか。遠藤議員。

遠藤聖作議員 一般質問でも通告してありますので、なるたけ簡潔に伺いたいと思いますけれども、一つは、非常に大ざっぱな条例になっています。細部についてはどのようなものが決められていくのかもわかりません。恐らく規則等によって補完していくのではないかと思いますけれども、何々を規則その他で定めようとしているのか。例えば今話があったことなどもそうですけれども、市長等が特別に公募によらず管理委託をしていくケースはどのようなケースなのかとか、それから管理委託期間の設定をどうするのかとか、ちょっとわからない、要するに触れていないところがたくさんある条例になっています。それらをどのような形でより完璧なものに補完していくのかということがありますので、その附則その他で、規則等で予定している項目だけでも教えていただければというふうに思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 お答えをいたします。

条例の第3条の方で、その他規則で定める書類を添えて申請期間内に市長等に申請しなければならないというふうにしておりますので、規則の方では、項目といたしまして施設の概要、申請の資格、申請を受け付ける期間、あと先ほど言われました指定期間、あと管理業務の範囲及び具体的内容とその他市長が定める事項などについて規則で定めまして、それをもとに個々の施設ごとに募集要綱をつくりまして、それでそれを明示しまして申請していただくというふうなことを考えております。個々の施設ごとに内容が変わってきておりますので、規則でも項目を挙げまして、具体的な内容はそれぞれの施設ごとに検討いたしまして、募集要綱を定めて申請していただくというふうなことを考えております。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 遠藤議員。

平成17年6月第2回定例会

遠藤聖作議員 この条例の審査に必要な書類の一つでもありますので、ぜひ提出していただきたい。議長にそのことを配慮、お願いしておきます。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 この全体の中で何点かお聞きいたします。

まず、ただいまある議員からあったように、各施設、現金取り扱いの問題の支障がないのか。あと、指定団体から政治資金を受けた場合は、公職選挙法に違反しないのか。選管でどのように考えているかわかりませんが、指定になってからじゃ遅いんですから、提案者は当局でありますけれども、こういう場合、もし、ないとも考えられないんですよ、現金取扱いは市の条例で決まっているんですから。あと、指定団体になってから、政治資金しますよとなった場合はどのように対応するんですか。そんなこと一つもうたっていないんですからね、現金取り扱いの、ちらっとはありますけれども、その辺も検討なされたのかどうかです。公職選挙法ですから、選挙管理委員会ですけれども、行革担当ばかりじゃなく、皆の関係課にかかわりするものでありますので、ぜひ統一の見解をお願い申し上げます。わからなければ休憩してください。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

平成17年6月第2回定例会

菅野英行行財政改革推進課長 現金の取り扱いにつきましては、現在でも徴収委託ということで管理委託者の方に委託をしております。これについては、地方自治法の施行令の方でできることになっておりますので、現金の徴収については問題はないかと思えます。

政治資金規正法については、申しわけございません。私よく存じ上げておりません。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 ほかにありませんか。佐藤良一議員。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員 わからないなんて言わないでくださいよ、提案者なんだから。議員がわからないから聞いているんだということを理解してくださいよ。当然、指定管理者という団体は、営利企業にするかどうか私はわかりませんが、もし委託する市長の方で政治資金しましたとなつて、後から発覚した場合、何するのだと私聞いているんです。そんなこと一つも載っていないんじゃないですか。現金取り扱いは今言ったけれども、その取り扱い、どうなるんですかと聞いているんです、あつた場合は。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 選挙管理委員会事務局長。

平成17年6月第2回定例会

鈴木一徳選挙管理委員会事務局長 お答え申し上げます。

政治資金規正法等について、ちょっと詳細まで把握していませんけれども、法律に触れるような形の献金というのは当然あり得ないものでありますので、法律に照らしてそこは判断されるものと思っています。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 これから寒河江市に指定管理者で管理委託すると言っている条例提案しているんですから、当然、団体でなく、今度は個人でしたとなった場合も、いろいろ考えられるのであります。その辺もやはり提案者として、市長提案しているんですから、どのように認識するのかなと私興味を持っていたんですけども、選管で書類、手元にないと。みんな管理職、プロなんですよ、そこの。今手元にない、手元に。先ほども議長に申したとおり、休憩でもしてちゃんと調べて答弁してもらいたいと私は思うんです。これでは何のための議会だかわからない、今手元にない、手元にないって。みんな専門のプロですよ、管理職でもなんでも。そこを私強く言いたい、だから。（「そうだ、そのとおりだ」の声あり）今手元に書類ないって、それ以上、私質問できませんよ、それなら。実際あった場合になってから対応したときでは遅くなる。団体だろうと、個人からあった場合の対応も聞きたい。そのことは一つも載っていないんです、この中に。提案なされている方、市長なんですから、私あと、3問だからできませんけれども、どうなんでしょうか、その辺。議長のお計らいでちゃんとしてもらいたいですよ。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 庶務課長。

平成17年6月第2回定例会

那須義行庶務課長 具体的に今の質問に対しては、行財政改革推進課長とそれから選管の局長の方からお答えを申しているわけでありますので、ただ、詳細とか具体的な事例、そういうものについてはあれということで、答えとしては全体的にきちとお答えをしているというふうになっておりますので、そういうふう感じております。以上です。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第44号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第45号に対する質疑はありませんか。遠藤議員。（「間違った」の声あり）

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第46号に対する質疑はありませんか。遠藤議員。

遠藤聖作議員 失礼しました。

先日来、この問題についてはマスコミ等にも報道されておりまして、非常に興味を持って見ているんでありますけれども、これについても非常に条例文が抽象的で、どういうふうなことになっていくのかよくわかりません。

ただ、市の責務、市民の責務というふうに規定がされておりまして、犯罪や事故防止に関する広報啓発、それから環境の整備というのが市の責務で、市民の責務はこれらに協力をして推進に努めるというふうになっております。そうすると、この文面から読み取れることの内容の大きな一つとして、子供たちの安全というふうなことが中心の一つになるのではないかというふうに理解しますけれども、これまで歴代PTAあるいは学校関係者等からいろいろな交通安全上の問題とか防犯上の問題で、教育委員会に対して毎年要望書が提出されています。こういうものを具体的に行政としては特別力を入れて年次計画等で整備を図っていくとかというふうなことになっていくのか。もう少しこの条例にふさわしい施策の具体的な展開がどうなるのか説明がないとだめなんじゃないかというふうに思います。担当はわかりませんが、教えていただきたい。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 生活環境課長。

有川洋一生活環境課長 お答え申し上げます。

この条例の制定の趣旨でございますけれども、最近の生活圏の拡大に伴いましていろいろなところからいろいろな情報が入りまして、さまざまな犯罪が発生しているというふうな状況になってございます。先ほど御質問にもありましたとおり、子供たちの安全につきましても新聞報道でなされておりますとおり、監禁事件とかそれから誘拐のような形、殺傷事件というふうなものが発生しております、市内におきましても、平成16年度におきましてはそこまではいかないまでも、不審者による声かけ事件というふうなものが発生しております、これが26件にも及ぶというふうなことになっております。

そのために、いろいろな関係から防犯に対する意識高揚を図らなければいけないということで、警察の方でも一生懸命頑張っているわけでございますけれども、それだけでは十分な対応ができないのではないかとこのこと、地域と一体となって、学校・関係者が一体となって防犯体制等を構築していくというふうなことに取り組まなければいけないというふうなことで、全般的な大ざっぱというふうなことになりますけれども、こういうふうな条例を制定して、市民にPRをして認識を高めていきたいというふうな考えでございます。

具体的な施策というふうになりますけれども、このことにつきましては、これまでの地域の中で活動してきたことを踏まえまして、ただいま申しあげましたいろいろな関係の団体・機関、そういうふうな団体が連携を保ちながら、それぞれの立場で具体的な対応をしていくというふうなことで考えているわけでございます。

以上でございます。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 抽象的な答弁で……、意味はわかります。わかりますけれども、それを受けてどのような具体的な施策を展開していくのかということがなければならぬのではないかとこのように思います。それぞれのセクションがあると思うんですけれども、それぞれがそれぞれにこの条例に沿って行動を具体化していくというふうになるのではないかと思います。その推進体制をどうとっていくのかというのが今の説明でもはっきりしませんでした。ぜひそこら辺の説明があってしかるべきではないかということが一つと。

それから、市民の受け皿がどうなるのか。いわゆる関係機関、行政機関等の取り組みと同時に、市民の側の受け皿をどうしていくのか。市民会議的なものが町会長連合会長などが代表者になってできたようでありますがけれども、地域に行くとはだめなんですね。もう少し細分化された取り組み。一方で非常にプライバシーにもかかわるような事件も多いわけですので、そこら辺の対応がとても難しいのではないかと、具体化していく場合はですね、と思いますけれども、そこら辺にも配慮しながら、どういうふうに構築していくのか、そこら辺、大上段に振りかぶった条例だけでももう少し詳細な具体化した計画を提示していただきたいというふうに思います。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第47号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 今度、下水道も終末処理場の事業ありますけれども、日本下水道事業団にやって金額提示されておりますけれども、この中に消費税が含まれているのか、いないのか、まず第1点。

あと事業団が仕事、随契ですから、やるわけです。でも、ほとんど地元の業者、1次、2次、3次という業者が下請やるのが実態であります。そこでお尋ねしたいんですけども、建設業退職金、私も昭和58年9月に取り上げて、寒河江市で300万円以上、建設業退職金購入すると10月から前市長が約束して、今日まで私なりに取り上げてきているわけでありまして、大手になればなるほど購入しない業者が多いんです。このたびの事業団のは、所長初め何人かの職員だけが来て、あとはほとんど地元の業者がやるわけです。地元も1次、2次、3次、4次、5次ぐらい、ほとんど末端の人まで建設業退職金、もらったと聞いたときはありません。このたびどのように取り扱いをするんですか。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 下水道課長。

佐藤 昭下水道課長 お答えいたします。

まず、消費税が含まれているかどうかというふうなことでございますけれども、協定額については、消費税はすべて含まれている金額でございます。

それから次に、建退共、これは建設業退職金共済制度であると思っておりますけれども、やはりこの制度は国がつくった建設業退職金制度であることから、事業団においてもこの制度は遵守するというふうなことから、終始において添付するべくしておるようでございます。その辺は確認をとっているところでございます。したがって、共済証紙基準の共済証紙額の割合は、やっぱりその請負金額において購入するとしておるようでございます。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 これは、東京オリンピック前後にできた制度でございます。今も特殊法人整理統合になっておりますけれども、団体は存続しております。やはり末端で働く人のために、日給の人のためにある制度であります。大手や事業団や何かはみんな保険に入っております。末端に來ると、一番末端の人は日給であります。今の単価、下げ下げで大変な時代であります。そうでなくても建設業、公共事業少なくて倒産したり何したり、末端で働いている人は本当にお金をもらえないと言っている状態でありまして、まして国土交通省の外部団体でもあります。

下水道課の職員も、埼玉県戸田市の下水道処理センターに行って研修してきたと私は認識しておりますし、自分も知っておりますし、ここにある場所は、そういうこともあるんですから、当然いい制度でありますし、建設業退職金の 実行をしてもらいたいと思います。大体70%から80%と聞いております。土木工事、1000分の 3.5という金額が標準でありますけれども、その辺に基づいて、ぜひ凍結したならば議会にも報告してもらいたい。そうでなければ、末端で働いている山形県の第1次、第2次、第3次になっても大変であります。その辺の認識してもらいたいと思います。

議会に報告できるか、できないかのその辺の御答弁を願います。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 下水道課長。

佐藤 昭下水道課長 答えいたします。

今の御質問は、下請させた場合というふうなことですけれども、やはり受注業者が工事を下請させる場合というふうなことで、その辺で請負金額に応じて建設業法で言う土木工事とか、それから建築工事とか、そういうふうな場合の割合で証紙を買うというふうな行為でございます。それによっては、契約段階においてその証紙をつけていただきまして契約するというふうな内容でございます。我々、下水道事業をやっておりますけれども、その場合も証紙を今の割合で張っていただいて、そして契約をするというふうなことでございます。そういうようなことから、チェックをしながらその金額の証紙分を張っていただくというふうな内容で契約をしているものでございます。

以上でございます。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第48号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第4号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第5号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第6号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

新宮征一議長 日程第30、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第39号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第39号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第31、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

## 委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第40号、議第41号 議第42号、議第43号 議第44号、請願第2号 請願第3号、請願第6号
文教厚生委員会	議第45号、議第46号 請願第1号、請願第4号
建設経済委員会	議第47号、議第48号 請願第5号
予算特別委員会	議第39号

平成17年6月第2回定例会

散 会 午前10時55分

新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

## 平成17年6月3日(金曜日)第2回定例会

## 出席議員(21名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	煤 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
19番	佐 竹 敬 一	議員	20番	遠 藤 聖 作	議員
21番	伊 藤 忠 男	議員			

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選挙管理委員会	
奥 山 幸 助 委 員 長	武 田 浩 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
菅 野 英 行 行 財 政 改 革 推 進 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	犬 飼 一 好 花・緑・せせらぎ 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	木 村 正 之 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	尾 形 清 一 地 域 振 興 課 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	兼 子 良 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	熊 谷 英 昭 管 理 課 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	布 施 崇 一 社 会 教 育 課 長
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	選挙管理委員会
安孫子 雅 美 監 査 委 員 長	鈴 木 一 徳 事 務 局 長
清 野 健 農 業 委 員 会 長	宇 野 健 雄 監 査 委 員 長
事務局長	事 務 局 長
事務局長出席者	
片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長



平成17年6月第2回定例会

議事日程第2号

平成17年6月3日(金)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第2回定例会

午前9時30分開議

平成17年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再　　　　　開　　　午前9時30分

新宮征一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

## 一般質問通告書

平成17年6月3日(金)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	花咲かフェアINさがえと仮称寒河江ギボウシ通り開設について	花咲かフェアINさがえのPR方法について 市の緑ギボウシ通りを新設してはどうか	8番 石川忠義	市長
2	学校教育について	重大事故発生の再発防止対策について 不登校児童生徒の現状と対応について		教育委員長
3	教育問題について	完全学校週5日制実施に伴い心配されている学力低下について 小・中学校2学期制導入について	4番 煤津博士	教育委員長
4	介護保険制度の見直しについて	制度の見直しをどのようにとらえているか 新予防プランについて 利用料負担について 介護保険料について 介護機器の購入や取り付け等について	15番 佐藤暘子	市長
5	教育全般についての「検討委員会」設置について	検討委員会設置に対する市長の考え方について 検討委員会の内容について 検討委員の人選について 検討の期間について 会議の公開について		市長 教育委員長
6	日本一さくらんぼの里さがえ大綱引き大会で使用した機材について	綱の今後の活用について	14番 佐藤良一	市長
7	行政改革について	寒河江市職員の夏休み(夏季休暇、夏季研修)について		市長

平成17年6月第2回定例会

## 石川忠義議員の質問

新宮征一議長 通告番号1番、2番について、8番石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 おはようございます。

平成17年度の一般質問の中で1番を負ったということで、少々緊張していますけれども、一生懸命やりますので、よろしくお願いいたします。

私は、緑政会の一員として、この提言を寄せてくださった市民を代表し、以下質問いたしますので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

まず、通告番号1番、花咲かフェアINさがえと（仮称）寒河江ギボウシ通り開設についてお伺いいたします。

ことしも待望の花咲かフェアINさがえが開催されます。神輿の祭典と同じく、このフェスティバルを待ち望んでいるのは多くの市民の一致した思いでもあります。開催テーマである花・緑に囲まれた潤いのある暮らしを目指し、花と緑のコミュニケーションを演出テーマに、6月11日から6月30日までの20日間、最上川ふるさと総合公園を会場に開催されます。全国でも毎年行われているイベントの中で、20日間ものロングランで開催されるのはほかに例を見ないものであり、この花咲かフェアINさがえは本市観光産業に大きく貢献しているということは言うに及ばず、他市町村においても大きく寄与しております。

今、観光事業では、大型観光バスを連ねた観光は大変厳しいときですが、去年は666台、乗客数で2万6,000人が来場されたと発表がありましたが、観光事業から見れば大変な数字であります。さくらんぼ狩りと花咲かフェアINさがえの相乗効果にあわせた広域観光への努力の成果と敬意を表します。

この催しは、もう本市だけのものではなく、広く市内外より4,500人以上のボランティアの方々に支えられ、市・県民参加型シンボルイベントとして着実に定着してまいりました。我々緑政会も緑化フェア以来毎回微力ながら進んでボランティア活動に参加させていただいております。でありますから、お客様の気持ちも理解できるようになりました。ことしも多くのおもてなしの心でお迎えするわけですが、開催に当たり今までと違った思考があるのか、まずお伺いいたします。

また、PRの方法ですが、大変このPRというのは難しいということなんですけれども、エージェントにお願いすること、また、リピーターの入場を期待しているのですが、もっと全国的にPRする方法として、例えばNHKののど自慢を招聘するとか、ラジオ番組でも全国に発信したり、また、もちろん本市のホームページでの発信もしておりますが、今後この花咲かフェアINさがえを盛り上げるためにはどのようなPRをお考えなのか、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、市の緑寒河江ギボウシにちなんで、通称ギボウシ通りを開設してはどうかについてお伺いいたします。

私は、寒河江ギボウシという名を目にしたのは議会議事録からでありました。平成10年6月議会で同僚議員の高橋勝文議員が寒河江ギボウシを取り上げ、市の葉、いわゆるリーフにしてはどうかと提言しておった議事録を見てからであります。その時点で寒河江ギボウシについていろいろ述べておりますので割愛させていただきますが、昭和10年ごろ、浦小路に住んでいた人が突然変異したギボウシを発見して、それをふやすことによって市内数軒の家庭に広まったと当時述べております。

結論は、寒河江ギボウシを市のシンボルにすることになれば、まず市民に愛されることが大前提になるのではないかと。もっと市民から認知してもらうことが大切なことであり、寒河江ギボウシがどのように本市のまちづくりにつながっていくのかということも含めて、総合的な見地から検討すべきと答弁しております。

さて、平成14年の全国都市緑化フェアに寒河江ギボウシを出品しましたが、たちまちその名が全国に広がり、多くの市民からも認知されました。御案内のとおりであります。そのとき御来場賜りました秋篠宮殿下の目にとまり、寒河江ギボウシを献上なされました。そして、市制施行50周年を記念して、平成16年10月、

市の緑に寒河江ギボウシを制定いたしました。ことしも会場では花・緑の中でも寒河江ギボウシは大役を果たすことと思います。

私は、市民の皆様にごここまで認知された寒河江ギボウシをもっともっと観賞してもらうためにも、（仮称）ギボウシ通りを命名し、広く市内外の方に季節を通した寒河江ギボウシの美しさを楽しんでいただき、活性化の一助にどうかとの声が市民の間からも大きくなっております。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号2番、学校教育について、教育委員長にお伺いいたします。

先月、5月16日午後4時20分ごろ、寒河江小学校において、5年生の女子児童が約3.4メートル下の階段に転落。児童は、頭蓋骨を折るなどし、意識不明の重体となる、あってはならない重大事故が発生いたしました。

私は、この事故を知ったとき、平成10年4月15日に発生した同校の3階教室からの転落事故で死亡した事故が脳裏をかすめました。ぜひ助かってほしいと思ったのは全市民の気持ちだと思います。なぜまた事故が起きたのでしょうか。

さて、国においても、社会全体による子育て支援対策に取り組み、出生率の低下と経済政策に深刻な影響を与えることが懸念され、より一層の対策のために次世代育成支援対策推進法が平成15年7月に成立し、ことし4月から施行されました。同法に基づき、県や市町村、企業が策定を進めてきた行動計画が来月中には出そろって見通してありますが、それに伴い本市でも本年3月に寒河江市次世代育成支援行動計画が発表されました。

拝見しますと、第1章から第6章で構成されております。行動計画の主たるねらいは、一言で言えば、子育てしながら仕事を続けられる環境整備ということであります。その意味から、行動計画の策定は、特定事業主として国の機関や都道府県、市町村及び一般事業主として従業員301人以上の企業にも義務づけております。さらに、300人以下の企業にも努力義務を課しております。

社会のあらゆる分野に大きな影響を及ぼす少子化の要因はさまざま考えられますが、最も大きな要因となっているのは、子育てと労働環境への不安であります。その意味で、安心して働き、子育てできる環境の整備は、少子化対策の重要な柱の一つとなり得るのであります。

本市においては、独自の子育て支援として、保育所の延長保育、学童保育の実施、医療費の免除及び補助等、厳しい財政の中でも優先して遂行しているのが事実であります。

また、2005年版寒河江市の教育を見ますと、学校教育目標で目指す子供像の中の一つに「自他のいのちを大切にす、思いやりのある子ども」、教育基本方針の中で「命の尊さや生き方を学ぶいのちの教育を推進していく」と述べております。

以上のように、国も少子化対策に歯どめをかけようといろいろの施策を講じ、自治体も一生懸命頑張っております。しかるに、なぜ2度同じ学校で、あってはならない事故が発生したのか。平成10年4月15日の事故発生教訓をどのように検証し、徹底した再発防止を講じてきたのか、教育委員長にお伺いいたします。

去る5月20日、全員協議会の中で教育長からる説明を受けましたが、その後の児童の経過はどうか。子供たちへの影響、5月20日に行われた保護者会の説明の中でどのような意見が出たのか、ありましたらお伺いいたします。

次に、不登校児童生徒についてお伺いいたします。

激変する時代、子供たちの価値観の多様化、精神的・肉体的な関係で学校生活についていけない子供たちが出ております。この問題も少子化の中で、見過ごすことのできない問題であります。

本市におきましても、子供と親の相談員活用委託研究事業、スクーリングサポートネットワーク整備事業が展開されております。どのような活動をしているのか、まずお伺いいたします。

学校は、社会に出る準備として、子供の生活に規則やリズム、行動の枠組みをつくり出すものであります



から、不登校が長期化すれば、子供のその後の社会的適応が極めて困難になると言われております。

私は、本市在住の方で、男の子3兄弟が中学校より不登校生徒となり、現在3人とも家の中で、仕事にもつげず、大変困り果てている家庭を存じあげております。自宅から外に余り出たくないので、他人の目には大変恐怖感があるらしく、なかなか人前に出ようとしません。もちろん就職は今の状況では無理のようです。全部が全部立ち直れないわけではありませんが、大変残念で悲しいことでもあります。これらのことは少子化の中で絶対あってはならないことでもあります。

県の教育委員会の調査によりますと、平成15年度で小学校児童 176人、中学校生徒 813人の不登校児童生徒の数であると言われております。なぜ不登校になるのか。本市では今小中学校でどのぐらいの不登校の方がいるのか。また、その対策をどのようにしているのか、御所見をお伺いいたします。また、中学校卒業後の指導はどのようにしているのか、あわせてお伺いし、第1問といたします。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、花咲かフェアINさがえについてでございます。

ことしで3回目を迎える花咲かフェアINさがえは、3年前に開催しました第19回全国都市緑化やまがたフェア、通称やまがた花咲かフェア02の成功で培った大いなる自信と緑化意識の高揚を受け、過去2回の開催において、一昨年の開催で約15万2,000人、昨年は約22万3,000人もの御来場を得ることができ、今では、本市のみならず山形県を代表するイベントとして県内外に知られるところとなりました。

フェアは、市内外から多くの幼稚園、それから小中高校、各種文化・花緑団体、さがえ花咲か緑育て隊、そして個人、団体ボランティアの方々より、会場づくりからイベントの実施、会場運営、花・緑の管理に至るまでボランティアとして御協力をいただき、また、まさに手づくりによる市民参加型のフェアとして支持を得ております。

フェアの開催目的である緑化意識のさらなる高揚、世代を超えた多くの市民参加による活力ある地域社会の創造、花・緑産業、観光産業と連携し、寒河江市の魅力を県内外に向け発信することができました。さらなる都市緑化の推進と花と緑、せせらぎで彩るまちづくりの推進を図るとともに、寒河江市のシンボルイベントとして継続してきたことが、交流から定住のまちづくりに結びつけていくことができつつあると考えております。

さて、御質問にありましたことしの花咲かフェアINさがえについての今までと違った思考ということでございますが、フェアのテーマである「花と緑に囲まれた、潤いある暮らし」については、永遠のテーマとし、花と緑が私たちの生活に果たす役割を理解しながら、その大切さ、すばらしさを実感し、身近なところから花・緑をふやしていくことが肝要であると考えております。

そのために大切なことは、一つは、これまで進めてきた市民参加型のイベントとして、さらにその特色を色濃くし、市民からの絶対的支持を得ながら、さまざまなイベントを推進していくことが必要であります。

二つには、ことしのフェアの特色としましては、花と緑とのコミュニケーションを演出テーマに、花や緑との語らい、いやし、あすへの活力といったものをキーワードにした屋内テーマ展示や、車いすに乗ったままや座りながらでも花や緑、土と触れ合える花壇の提案などなどを制作準備中でございます。

それからまた、3番目には、観光産業との結びつきについても、一昨年が305台の団体入場バスだったのが、御指摘のように昨年は666台と大きく増加いたしました。特にことしはスマートインターチェンジが利用できます。まさに高速道路を通して全国各地と直結することになります。最近では、仙台からの日帰りバスツアーで花咲かフェアINさがえがツアー商品の名称に入っているものや、関東エリアからツアーの予約が好調であることなど、フェアが定着してきていると考えております。

これらのことは、さくらんぼと花咲かフェアが県内外から認められてきていることのあらわれであり、さらに拡大を図っていくことが大切と考えております。

以上、ことしのフェアにおける取り組みの要点として掲げております。

次に、今後どのようなPRの方法を考えているかという御質問でございますが、フェアの広報宣伝につきましては、イメージソング、それからイメージキャラクター及びロゴなどのすべてにおいて、3年前のやまがた花咲かフェア02のそれらを継承いたしております。したがって、全国に向けPRした成果をそのまま引き継ぐ形で花咲かフェアがスタートし、フェアの客層、来場者の地域分析、既存の誘客ノウハウなどを効率よく活用し、ターゲットを絞っての広報宣伝を行ったことにより、さきに申しあげたとおり、観光バスによる来場を中心としたフェア来場者が順調に伸びているものと考えております。

議員御指摘のNHKのど自慢などの招聘により全国に向けたPRをとということでございますが、のど自慢

に限らず、民放における全国ネットを活用することは大きなPR効果があるものと考えております。これまでも、県内における民放テレビ4社やラジオでのニュースや番組などでフェアに関する放送をしていただいていることを初め、NHK山形においては、一昨年前の花咲かフェアINさがえのときから毎年特集で取り上げていただいております。ちなみにことしの放送が、準備作業にスポットを当てて、10分程度の時間で、きょう、きょうです。きょう放映の予定でございます。

そのほかにも経費のかからないPR媒体として、山形新聞においての記事掲載を初め、河北新報の河北ウィークリーへの記事掲載、それから山形、庄内、仙台、福島などのタウン情報誌での掲載など、積極的に媒体活用を行っております。

御承知のように、先日までは、テレビ東京の有名女優によりますサスペンスドラマの収録が寒河江を舞台に行われました。フェア会場からの夕日や寒河江十景についても映像におさめていただいております。放映の暁には、さくらんぼとともに、自然と調和した美しい寒河江が全国に向けPRされるものと考えております。

このように、少ない経費で全国ネットの媒体を誘致することは大変うまい味のある事業であると考えております。したがって、これらの誘致に際しましては、これまでも大きなイベントがあるごとに招聘を働きかけてきましたし、これからもその考えに変わりはありませんので、議員を初め、市民からの情報や力添えを賜りながら誘致活動を展開していきたいと考えておりますので、それらの誘致に向けた情報について、強力な御指導、御協力をお願いしたいと思っております。

次に、市の緑寒河江ギボウシについての御質問にお答え申し上げます。

御案内のように、寒河江市制50周年を記念して昨年10月に市の緑に制定された寒河江ギボウシは、本市の市名と同じ名前を持つ唯一の植物であります。観賞用植物としてホスタ・オブ・ザ・イヤーを何回も受賞するなど世界的に高い評価を得ており、昨年開催されたしずおか国際園芸博覧会では、ギボウシの王者ホスタさがえとして紹介されておりました。

市の緑寒河江ギボウシも、数年前までは名前を知っている市民はほんの一部の人たちだけで、名前を知らない人がほとんどというのが実情でございました。市のシンボルとして制定するには、市民に広く親しまれ、認知されることが大前提であることから、公の場においての周知を図ることが必要でございました。

平成14年に開催されましたやまがた花咲かフェア02において、大きな葉に鮮やかな黄覆輪のギボウシとして、市民はもとより県内外の多くの方々から認知されたことは御案内のとおりかと思えます。また、花咲かフェアINさがえの会場においても、平成16年から寒河江ギボウシの径を設置し、県内外からお越しの来場者の目を楽しませ、心を和ませております。ことしのフェアにおいては、寒河江ギボウシの径に加え、寒河江ギボウシ花壇を設置し、その魅力をさらに拡大しながら展示する予定でございます。

御質問のギボウシ通りについてでございますが、寒河江市の緑として制定された寒河江ギボウシをもっと多くの方々に植栽していただくために、現在中央通り公園に植えつけし、養生を行い、親株をふやしているところでございます。ことしの秋から各地区の公民館や幼稚園、保育所、小中学校など公共施設に植栽するとともに、市民の方々とのグラウンドワークにより、地域ごとに親株の養生を行い、株分けをして市内にふやしていく計画を立てております。その中には、中心市街地の街路、寒河江駅や文化センターなどの公共施設、各地区の公園などの市民の憩い場が含まれていることは言うまでもありません。

ただいま提案いただきましたギボウシ通りの命名についてでございますが、市の緑としてシンボリックな位置づけと市内外へアピールするといった観点から、市街地で中心的な場所を選定する必要があるかなと思っております。

こうしたことから、さきに述べた市内での普及計画の養生地の中央通り公園と関連づけし、新たに整備される都市計画道路下釜山岸線がギボウシ通りとして最適と考えられるのではないかと思います。今後、道路

の整備にあわせ、植樹帯の設置などを検討しながら植栽整備し、寒河江ギボウシ通りとして市内外にアピールしていきたく考えております。

いずれにいたしましても、市民の協力を得ながら、寒河江ギボウシの輪を広げ、大切に育てられ、愛される寒河江市の緑として定着し、ギボウシ公園やギボウシの径、ギボウシ通りが本市の名物として定着させていくことが肝要であると考えているところであります。私の方からは以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 大谷教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 学校教育についての御質問にお答えいたします。

学校は、安全で安心して教育活動が行われる場所でなければならないという考えで、施設の安全対策、児童生徒への安全指導の徹底に努めてきたところでございます。

寒河江小学校においても、7年前の事故以来、毎月1回、学校安全の日を設定し、街頭指導、施設の安全点検、校内での児童の活動、遊びなどの様子を直接見て巡回指導を実施し、安全指導を徹底してきたほか、新学期初めの5日間を重点安全指導期間と定めて、二度と事故が発生しないように学校を挙げて取り組んでまいりました。しかし、このような事故が起きたことは、まことに残念でなりません。直ちにこのたびの事故発生 の要因等を徹底的に分析、検証し、これまで以上の安全指導の徹底と再発防止に実効ある対応を検討していかなければならないと考えております。

今回の事故の概要は、5月16日午後4時20分ごろ、校舎北側階段の3階から階段の手すりを滑りおりようとした5年生の女子児童が、誤って手すりを越えて転落したものであります。事故発生時は、マーチングバンド部員がパート練習を3階の音楽室や図工室など3カ所で実施しており、通常は4名の指導者がついて指導しているのですが、学校の会議や陸上大会の準備などから、1名の指導者が全体を指導しておりました。そのような中、5年生の女子児童2名が今後の練習日程を会議中の指導者に聞きに行こうとして発生した事故でございます。

児童の症状は、頭蓋骨骨折、脳挫傷などの大変心配される状態でありましたけれども、適切な救急対応、医療措置等によりまして、現在は自力で立つこと、歩くことも許可されており、普通食を食べられるまで回復しております。

次に、他の児童たちへの影響についてであります。事故現場にいた児童については、担任が直ちに家庭を訪問するなどして、すぐに指導者に連絡したという対応を褒めたり、また、本人からよく話を聞いたりして心のケアに取り組み、現在はショックを引きずっている児童はいないと報告を受けております。

次に、PTAに対する説明会の状況でありますけれども、保護者の約半数に当たる180名近くの方々から出席いただき、学校長からの事故概要、救急対応や他の児童への事後ケアなどの対応、再発防止への今後の取り組みなどの説明をいたし、その後、質疑の時間を設けましたが、質問はなかったと、このように聞いております。

最後に、今後の対応について申し上げます。

このことは、事故後、緊急に校長会を開催し、各学校に対応を指示したところでございます。児童生徒一人一人が危険を予知、認識し、やっではいけないことは絶対にしないという、自分を守る、自分を大切に育てる指導を徹底するとともに、子供の行動、子供の視線での安全点検、確認方法をより具体的に実効あるものとなるよう学校ごとに計画し、実践するよう指導してまいりたいと考えております。

また、放課後における教育活動、部活動の指導体制についても、日常的に確認指示ができるような校内体制を早急に検討し、保護者の理解と協力のもとに、先生と子供たちが安心して活動できる基盤づくりが必要であると考えております。

さらに、施設の面でありますけれども、このたびの事故は、階段の手すりを滑りおりようとしたことが要因として考えられますので、手すりを滑りおりられないような一定の間隔で木製の突起物を設置するなど考えていきたいと思っております。

次に、不登校児童生徒の現状と課題についてお答えいたします。

まず、子供と親の相談員活用委託研究事業とスクーリングサポートネットワーク整備事業について申し上げます。

子供と親の相談員は、平成16年度から寒河江中部小学校と柴橋小学校の2校に1名ずつ配置しております。本相談員は、不登校などを未然に防ぐために、児童やその保護者のよき相談相手となることが主な仕事で、平成16年度は学業上の悩みや友人関係の悩みなど約70件の相談活動を行っております。

次に、スクーリングサポートネットワーク整備事業は、不登校児童生徒対策として平成17年度からの新規事業で、今定例会に補正予算をお願いしているものであります。

不登校児童生徒対策は、学校だけの単独の活動では効果が得られにくいというのが現状であるために、適応指導教室を中心として、学校、家庭、地域、関係機関の連携を強化し、より一層協力できる体制づくりを行うことが重要になっておりますので、そういった協力体制の中で不登校児童生徒を支援していく活動に取り組むものでございます。

次に、市内の小中学校の不登校児童生徒の現状と対応についてお答えいたします。

文部科学省が行っております全国調査において、年間30日以上欠席、これは病欠を除きます。そういう欠席した児童生徒を不登校児童生徒としております。この調査において平成16年度の本市の状況は、小学校が12名、前年度比4名増です。中学校が29名、これは前年度比17名減となっております。つまり平成16年度は、平成15年度と比較して小学校・中学校で13名の減となっているわけですが、これは、次のような本市の対応がその効果を上げたものと、このように思っております。

不登校児童生徒に対する対応は、大きく分けまして三つございます。

一つ目は、学校における対応です。担任や教育相談担当の教員を中心に、市の教育相談員、県のスクールカウンセラー、子供と親の相談員などとの連携を密にし、教育相談や家庭訪問などを通して、不登校児童生徒及びその保護者に対する支援を行っております。

二つ目は、本市では適応指導教室を運営しているということでありまして。どうしても学校に行けないという児童生徒のために、市の青少年ホームの会議室や図書館などを利用し、週5日、つまり毎日午前中、その子供に応じた学習指導や保護者、教員に対する助言等を行っております。専門の教育相談員を1名と補助員を1名配置して、今年度はおおむね7名の子供の学校復帰を目指して指導しております。なお、この適応指導教室の成果として、昨年度は7名の中学3年生がおりましたが、全員高校に進学することができました。

三つ目は、訪問型相談員を1名配置しているということでございます。学校には行けない、適応教室にも行けない、そういういわゆる引きこもり傾向の児童生徒に対して、学習指導や教育相談活動を行っております。訪問の際には、該当する児童生徒だけではなくて、その保護者や祖父母なども面談に加わっていただき、家庭全体を支援しているところでございます。

このような三つの対応について連絡を取り合い、より指導の効果を上げるために、地域の民生児童委員や主任児童委員の方々とも協力して、不登校児童生徒及びその家庭を支援するための連携強化を図っております。

そのような関係者による協力体制の中で、中学校を卒業した後の子供についても、必要に応じて相談活動を行っているところです。教育委員会としては、このような活動を今後も充実させ、市内小中学校の不登校児童生徒がいなくなることを目標として努力を続けていく所存でございます。以上でございます。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 御答弁ありがとうございました。

2問目に入らせていただきます。

まず、花咲かフェアについてでございますけれども、やはり今入場数だけをいろいろ求めるという問題だけではございませんでしょうけれども、毎年大型バスがふえていると。今の観光産業の中で、なかなか大型観光バスを仕立てるといことは非常に難しい観光産業でございます。

前ですと、手前の会社のことを言うのは何ですけれども、ファミリー旅行とかいろいろありますけれども、一番ピーク時も、3カ月間のロングランのファミリーコースですけれども、やはり1万4,000名ぐらいが最高だったのかなと。これも連日、多いときは10台ぐらい連ねて観光地に行くんですけども、今は、そのあれが全く火が消えたようで、4,000人ぐらい集めるのにやはり物すごく苦労しているというようなことで、当然観光産業の中身も変わったし、お客さんのニーズも大型化から、いわゆる小グループ化にあって、親しい人と旅行するというような形態に今変わったのかなということでございますけれども、去年は666台、2万4,000名の団体客が大型バスで来たということは、非常に観光産業界にとりまして、一つのイベントのやり方、それが非常に注目を浴びているのかなというように思っているところであります。

これは、市長は常々言っていますけれども、寒河江市だけのイベントではないと。やはりさくらんぼを共有する、そういう観光について、広く他の自治体も、山形県内のそういう一生懸命やっている方々のためにも寄与しているんだというようなことで我々も理解しておりますし、市民も理解しているわけですけれども、この前、ある自治体の市長さんと会ったとき、寒河江がああいうロングランのイベントをやってくれるもので、うちの宿泊している施設も、おかげさんでウィークデーも満員だというようなことで非常に感謝しておったようです。

そういうようなことで、これからも花咲かフェアなるものを、壮大な最上川の最上川ふるさと総合公園、市長もこの前新聞紙上で言っていますけれども、最上川を緑の岸にするんだというようなことで、今一生懸命また頑張っております。

やはり自然を大事にする、それは、今名古屋万博が始まっているんですけども、35年前に御存じのように大阪万博が開かれました。そのときは、テーマが「人類の進歩と調和」ということで、やはりいわゆる日本列島改造論、やはりいろいろ日本が戦後復興に向けいるんな科学進歩を当てにした、そういういろんな未来に夢をつなぐイベントで、非常に入場者が、3,000万の主催者の予定でしたけれども、6,000万人以上の入場者が入った。これはやはりいわゆる人間の叡智、そういう一つのテーマだと思います。

このたびの名古屋万博は、やはりそういう進歩という問題から外れまして、やはり今度は自然の叡智、いわゆる地球環境問題とか、今いろいろな産業が発達して、地球環境を今度は破壊しているというような反省の中に立って、名古屋万博は自然の叡智というようなメインテーマで今やっているようでございますけれども、その主催者側の入場予定者が700万人ぐらい入ればいいのではないかなというようなことを言っているそうです。

もっとも入るとは思いますけれども、そのようにやはり時代とともに、そういう人間の叡智から自然の叡智の方に移っていく、その推移を見ますと、今やっている本市の花咲かフェアも、やはりそれになんて、自然の叡智のありがたさ、やはり開発は開発として、これはやらなくてはなりませんけれども、基本は、自然を守るんだと、そういう物の流れですね。

寒河江市民の方も、フラワーロードを初め、一生懸命今までグラウンドワーク的なことでボランティアでやってきたわけです。それも寒河江内外の自治体に認められて、どこに行ってもフラワーロードは当たり前、植栽は当たり前ということで、やはり今までやってきた花・緑・せせらぎを愛する寒河江のやり方は、間違っていなかったのだなということを市民ともども今実感していることと思います。

そういうことで、ことしも間もなく花咲かフェアが始まるんですけども、やはりこのすばらしい最上川ふるさと公園をロケーションとした環境を、やはり全国的にもっともっと知っていただいて、お客さんがおいでなさるかなさらないかは、これは別問題として、安い公共のPR機関誌に載せて、やはり発信していくということが、これからもこの花咲かフェアをロングランとして長年やっていくためにも、焦らず騒がずということもありましようけれども、少しずつPRの方もやっていかななくてはならないのかなということ、市長の答弁のとおり、いろんな媒体を使って、金のかからないPRをやりたいということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろラジオなんか聞いていますと、YBCの11時25分から始まっている永六輔さんの「だれかどこかで」とか、永さんも非常にそういうお祭りが好きだということで、神輿祭りなんかに呼びますと、やはり一番早く来てくれるのかなというようなこともありますので、私もこれからいろいろはがきを書いてPRする予定ですけれども、市の関係者もいろいろコンタクトをとって、やはりいろんなそういう方を、寒河江市を知ってもらうためにも、いろいろ話を聞いてもらって、賛同してもらって、ともにこれからのイベントを大きく盛り上げていってもらいたいというふうにお願ひしたいんですが、市長の御意見がありましたら、これについて御所見をお願ひしたいと思ひます。

また、寒河江の緑寒河江ギボウシの件についてですけれども、結論から申しますと、これから都計道路にします木の下区画整理事業と結びます下釜山岸線、それをギボウシ通りにやりたい考えだということですが、それは、今から工事が始まって、今公園にはギボウシがたくさん植えられております。その間、やはり駅前市の中心市街地のところにも、定植とはいかなくても、プランターとか、たるとか、そういうのがありますので、まだまだ全国に知られていると申しましても、四季を通じて、冬を除きましてグリーン季に変わるギボウシのいろんな色の変化、また、花の開花、非常に楽しませてくれる花々の一つでございますので、ぜひ駅前中心市街地並びに散策道路、そういうところにも植えてもらえればありがたいと思っております。

教育委員会の方にお尋ねしますけれども、今委員長の答弁にありましたけれども、いろいろ平成10年の事故以来、いろんな対策、また検討をして、再発をしないようにというようなことをやってきたということでありました。

私どもも、去年、文教厚生委員会管内視察ということで寒河江小学校にもお邪魔して、いろいろ見せてもらったんですけども、ちょっと手すりの件については我々も目が届かなかったということでもありますけれども、私も事故が起きてから二、三日してからちょっとお伺ひして、いろいろ現場も見させてもらったんですけども、やはり乗りたくなるんですね、あれを見ますと。子供はどんな行動をするかわからないときもありますけれども、ちょっと乗りたくなるような施設だったのかなと。

我々子供のころは、木登りして足の鍛練、特に足の親指の使い方、これがやはり発達しますと、なかなか木登りも上手になりますし、特に我々も、若いとき東南アジアの方に海外旅行をしたときに、船に乗った場合、船頭さんが船のそちこちにはだしで行くんですけども、非常に見てみますと親指の使い方がうまいんですね。タコが吸いつくようにぱっぱぱとね。

ですから、今の子供さんは、木登りは余りしないのかなというふうに思ひます。その足の使い方、それが余りわかっていないのかなと。馬乗りになった場合、きちっと足を両脇を締めてすれば、案外うまくいくと。

これはちょっとあれですけども、ただ滑るということでは、あの場所ではちょっと危険性がある、私も3メートル40という高さを見てびっくりしたんですけども、よくそういうふうなけがで済んでよかったなと。これは神様、仏様が守ってくれたのかということがありますが、よくそのぐらいの傷で、元気にな

ってよかったなというふうに思っているわけですが、やはり少子化の中で、一人でもそういう事故に遭って、本当にいろんな将来の心配、障害が残ったとかそういうことになれば、非常に本人に対しても不幸でございますし、我々一生懸命子供を育てようと、みんなで育てようという時期に、本当に悲しいことでもあるなということで、ぜひ今後二度とそういう事故が起こらないように、やはり地域の皆さんとともに、再発がないように御指導をお願いしたいというふうに思っております。

あと、不登校の問題ですが、これも少子化ということで、非常に大きな問題なのかなと。先ほど第1問に申しあげましたとおり、一家に3人の登校拒否の方がいて、今現在も仕事にも出られない、そういうことであります。本人はもちろんでしょうけれども、家族のいわゆる心配、悩み、まず幾ばくか想像もできないような思いであろうということに察するに余りあるんですけども、今委員長の方から、そういういろんな相談員活動とか、いろんなスクーリングサポートネットワーク整備事業の中に、これから今から一生懸命登校拒否にならないように指導していく、成果も出ているということで、本当に期待しておるわけですが、やはりそううまくできない、行かない人が出た場合、やはり義務教育でございますから、義務教育が終われば、これはもう、あとは余り世話焼きはできないんだということは当然あると思います。しかし、やはり中学校は中学校時代の中で、やはりいろんな角度から指導をしていただいて、中学校卒業するときには、やはりみんなと一緒に進学するなり、就職するなりできるような指導をしていかないと、どうしても義務教育を終わると、家庭の方に全部お任せして、どこに相談に行くかわからないというようなこともあるようであります。

私は、少子化の中で、いろんな施策を立てながら、子供を育てるということを考えれば、やはりもっともつと不登校児童生徒に対しては、やはりいろんな施策、指導をしながら、やはり中学校時代の中で学校に来られなかったと、いろいろな問題ありましようけれども、そういうことにならないように、登校拒否になる原因、いろんなことがあると思います。いじめの問題とか、また、先生からきついことを言われたとか、そういうこともなきにしもあらずと聞いていますけれども、問題は、まず登校拒否にならないような環境づくり、当然これは家庭教育でも必要だと思いますけれども、学校教育の中でやはりいろいろ先生方もそういうことにばかり気をつかって教育をしているわけではございませんので、やはりそれだけをお願いするということではできませんでしょうけれども、登校拒否にならないようにまずすると。なった場合には、早い時期に復活できるように御指導をお願いしたいということを教育委員会の方をお願いしたいと思います。何かこれについて所感がありましたら、ひとつお願いいたします。2問を終わります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今観光産業ということで叫ばれて、必要性和地域おこしなり、まちづくり、大変な事業ということの認識はどなたも持っておりますけれども、非常に難しくなってきたことも確かだろうと思っております。ですから、いろいろ魅力のあるものにしたたり、あるいは付加価値というものをつけて考えていかななくては、知恵を出していかななくてはならない時代だなと思っております。

寒河江の花咲かフェア、おかげさまで寒河江のシンボルイベントと、このように位置づけながら、まちづくり、花・緑・せせらぎで彩るまちづくりというようなまちづくりの一つとしてもやっておるわけでございますし、特に、グラウンドワークを初めとするところのボランティア活動等々によるところの市民の力と、盛り上がる御協力というもので私はやられておるといのがすばらしいことだと思っておるわけでございますが、そういう中では、花なり、景観、そしてまた、さくらんぼとの相乗効果というものは、これは寒河江ならではの花咲かフェアINさがえの特徴かなと思っておるわけでございますので、なお一層、これまで以上にこれらをアピールし、また、実施に当たっていろいろな知恵をおかりしまして実施してまいりたいと思っておるわけでございます。

スマートインターにしましても、多くの方々が遠くからスムーズに来られるようなものとして誘致したという代物でございますので、今年度初めてなわけでございますけれども、緑化フェアのときには、あれは国と一緒にやっていただきましたけれども、スマートインターは寒河江市独自では初めてでございますので、うまく活用できればなど、多くの方々に利用されてくればいいかなと、このように思っておりますし、将来としてのスポーツレクリエーション基地との絡みもございますので、花咲かフェアというものをなおなお一層寒河江のものとして盛んにし、また、特徴づけていこうとも思っております。

そういう意味での全国に発信するところのアピールというものは、いろいろ先ほども申しあげましたけれども、工夫をして、あるいはいろいろな媒体を活用して、寒河江そのものを全体を売り込むというようなことに持っていきたいなと思っております。以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 大谷委員長。

大谷昭男教育委員長 簡単にお答え申し上げたいと思います。

一つは、学校の安全対策であります。

経過や、それから考え方については先ほどお答え申し上げましたので、繰り返すことは避けましても、やはり私たちは、今回の事故の中の教訓からいろんなことを学びましたが、一つは、私たち大人の目で物を見過ぎてはいないかということでございます。子供の行動や遊び、その実態を押さえること。私先ほど、子供の目線で点検する必要があるだろうということで学校を指導していますということをお答え申し上げましたけれども、それではないのかなというふうに思います。第1点については以上でございます。

不登校については、先ほど本市の実態を御説明申し上げました。不登校が大きく取り上げられるようになって十数年というふうに思っております。登校拒否という言葉から不登校という言葉になってきて、今や特定の子供が示す特定の現象ではないんだと、どの子供にも起こり得ることなんだよという認識で学校では向かっておりますし、私たちは児童生徒の指導に当たっているところであります。

どの子供にも起こり得る。私個人的には、自分探しの一つ、抽象的ですが、自分探しの旅ではないのか。何をしたいのだと。このときどういうふうに行動したらいいんだ。自分でさまざま悩んでいる状態というのは一つはあると。

ですから、その旅の中での苦悩、こういったことを私たちは理解してやる。そして、保護者と、時にはおじいちゃん、おばあちゃんの協力も得ながら、本人、家族一緒になって動き出す。動き出すきっかけをつくっていきなというふうに思っているところです。以上です。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 終わります。

平成17年6月第2回定例会

## 榎津博士議員の質問

新宮征一議長 通告番号3番について、4番榎津博士議員。

〔4番 榎津博士議員 登壇〕

榎津博士議員 おはようございます。

私は、この質問について関心をお持ちの市民を代表し、私の考えを含め、以下の質問をさせていただきますので、教育委員長の御答弁をよろしくお願いたします。

通告番号3番、教育問題についてであります。

平成14年度から導入された学校完全週5日制は、明治以来の日本人が抱いていた学校とはこういうものという既成の学校観を根底から改め、学校文化の大きな変更点でありました。子供たちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間をふやし、ゆとりの中で学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、子供たちに社会体験や自然体験などのさまざまな活動を経験させ、みずから学びみずから考える力や、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの生きる力を育むために実施され、はや3年が経過いたしました。

各学校では、この制度に伴い減少する授業時間に対し、子供たちの学力低下を避けるために、教育内容を精選するとともに、教育課程を抜本的に見直す作業を行い、子供たちの自主的な活動が多く取り入れられ、ゆとりのある豊かな学校生活が過ごせるような教育課程の編成がなされました。そして、教職員の方々は、子供にとってわかりやすい授業を心がけ、子供の個性に対応すべく、個々の子供の育成を重視した学習を基本に取り組み始めてまいりました。

しかし、ゆとり教育の総仕上げとして平成14年から導入された新学習指導要領は、大幅な授業日数の減少などにより、教育界や産業界などから学力の低下に対する懸念が強まり、大きな社会問題として取り上げられております。

現に、昨年末に公表された経済協力開発機構OECDの学習到達度調査と国際教育到達度評価学会の国際数学・理科教育調査の二つの学力調査の結果、残念ながら学力の低下が示されてしまったのです。特に読解力がOECDの平均レベルまで落ち込んだことを受け、ことし2月から中央教育審議会義務教育特別部会で総合学習の見直しを含めた義務教育全般の改革に向けた議論を始め、総合学習削減や基本教科の授業時間復活などを焦点に、今年度秋まで基本的な方向性を提言することになったのは皆様も御承知のとおりであります。

では、週6日制から5日制に移行して年間授業日数や時間はどのように変わったのでしょうか。年間授業日数、時間の推移につきましては、学校によって多少の違いはあるものの、週6日制で行われていた平成3年度までの授業日数は約240日、平成4年度から月1回の週休実施、平成7年度からの月2回の週休実施によって軒並み減少してきており、新学習指導要領導入による平成14年度学校完全週5日制実施時には年間200日となりました。導入前の平成3年度と比較すると約40日間の減少となっております。また、授業時間に換算すると、小学校が310時間、中学校では約170時間、旧指導要領下で学んだときより減っていると言われているのです。このように授業量の減少から推測するだけでも、単純に学力低下が叫ばれても仕方がないのが現状であります。

しかし、OECDの調査結果と裏腹に、文部科学省がことしの4月22日に公表した学力テストの結果は、関係者の心配をよそに、意外な結果としてあらわれたのです。平成16年1月から2月に全国の小学5年生から中学3年生、約45万人を対象とした教育課程実施状況調査では、平成14年の前回と同じ問題で正しく答えた割合、正答率が全体的に上昇、大半の教科、学年で前回は上回り、改善傾向を示したと発表されたのです。結果的には、学力低下を懸念し、基礎・基本の定着を図る学校がふえた反映と見られ、単純な計算式や漢字などの正答率は軒並み上昇したとの見解が出されております。

しかし、関係者の中には、これだけでは解釈が難しい。見た目には改善傾向とも言えるが、よく見れば記

述式の弱さは変わらないし、思考力、判断力も伸びたとも言えない。10年前に戻っただけであるとか、学力低下していないと言うにはデータが少な過ぎる。新指導要領導入から約2年経過時点のテストでその結果が出たと言えるのかなどと慎重な見解もあり、学力低下傾向の流れは変わらないという見方も多いのも事実です。

ここで、教育委員長に質問いたします。

このように、学識経験者や関係者の間で結果に対する見解が錯綜しておりますが、完全学校週5日制導入以前と導入後での市内の小中学校児童生徒の学力をどのように評価しているのか、また、その評価の根拠は何をもとに分析した結果なのかお伺いいたします。

さらに、私たちの暮らす山形県は、全国に先駆けて導入した教育山形さんさんプランによる少人数学級編制推進事業が導入され、平成16年度をもって小学校すべての学年に施行されました。当市でも、この制度を有効に活用すべく、児童のよりよい教育環境整備を図るため、空き教室の利用や特別教室の転用、校舎増築などの対応を行い、寒河江小学校、寒河江中部小学校、柴橋小学校で学級増加が図られております。このことは、週5日制により懸念されていた学力低下や不登校などの歯どめとして大変意義のある制度として全国でも話題となりました。

導入による先生や児童のアンケート結果は、ほとんどの項目で成果があったと出ているようですが、この制度導入により生じた課題はないのか。あるとすればどのような課題か。そして、それに対してどのような対応を考えていらっしゃるのかお聞かせ願います。

次に、2学期制の導入について、教育委員長の見解をお伺いいたします。

先ほど述べたように、現況の授業時間減少に対し、学習が充実するための時間的かつ心理的な幅を持たせようと、全国的に2学期制導入が検討、実施されております。2学期制導入の機運が高まっている背景は、平成14年度から実施された完全学校週5日制と新学習指導要領の施行によるわけですが、2学期制を採用し、始業式、終業式などの行事を簡素化し、授業数を少しでも取り戻そうというのが大きなねらいになっているようです。また、3学期の授業日数が50日程度しかなく、一つの学期として成績表の評価をするのが困難という理由も挙げられています。さらに、地方分権の一環で、公立小中学校の学期が市町村の学校運営に関する規則で学校独自に決められるようになった点も前提となっております。

全国の2学期制導入の動きを見ますと、仙台市が平成14年度から市立小中学校で一斉実施しているなど、平成15年度には、全国小中学校で1,030校が導入しており、市町村教育委員会では190余りの教育委員会が実施できる体制を確立しております。また、全県の中学校集計では、既に実施している学校が50%、実施を前提に検討中の学校が29%となっております。近隣では、山辺町が平成14年度から全校で既に導入をしており、西川町でも、平成15、16年度に睦合小学校で実施し、本年度は全町立学校で実施するための準備期間とし、平成18年度から2学期制に移行する予定となっております。

また、土曜日にも授業を行う完全週6日制を今年度から復活させたケースがあります。京都のある私立中高校でありますけれども、2003年度から第2・第4土曜日を休日にし、第1・第3土曜日を総合的な学習の時間に充ててきたそうです。しかし、大学入試に備えるため、学園祭などの学校行事に費やす時間を圧縮せざるを得ず、受験システムが変わらない中で5日制を導入したため、ゆとり教育の本来のねらいとは違う結果を生んでいるとのことから6日制を復活させたとのこと。そして、土曜日の授業を再開することにより授業時間を確保し、進路を選択できる力量をつけさせたいとしております。京都府内の私立中高では、完全学校週5日制を導入しなかった学校はありますが、6日制を再開するケースは初めてで、他の私立中高にも影響を与えそうだとおっしゃっております。

確かに、2学期制を導入したからといって、現行より授業数が大幅に増加するわけではありません。基本的に授業日数は同じですし、学校によって違いはありますが、10から20時間の授業時間数しか見込めないの

が現実です。取り組みについての報道が授業時間数増を前提としての報道が多くあり、2学期制を授業時間をふやす仕組みとしてとらえられる傾向があるのは理解いたしております。

しかし、限られた日数の中から授業時間をより多く生み出すことが可能になり、これまで以上にきめ細やかな指導、学習を定着させる継続的な指導ができるようになること、また、新学習指導要領で学校は意欲や態度も含めて絶対評価を行うことになっており、それに沿った長いスパンで児童生徒を観察し評価することができること、7月と12月の慌ただしさが軽減され、落ち着いて学習や指導に専念できるなどメリットは数多くあります。

デメリットとしては、長い歴史のある3学期制に慣れ親しんだ中で、新しい制度導入への不安や変化への対応をどうすべきかとの思いを多くの人が持っていること。通知表による家庭への連絡は3回から2回に減ることで、子供の学校生活の様子が親へ伝わりにくいなどが上げられます。

しかし、それらも子供の学力保障や授業のおくれ、授業時間数の減少、教師と子供のかかわり等、子供側に立った教育という観点からはデメリットと言われるものはほとんどないと言われております。

現状を維持する中で改善、工夫をすべきとの意見も多くありますが、制度を変える大きな改革を通して今までの教育を見直し、よりよいものにしようとする取り組みの一つとして考えなくてはならないのも事実ではないでしょうか。改革に伴い、新しい課題や具体的なデメリットを乗り越えていくエネルギーを持つことが教育改革には必要であると考えます。

ここで質問いたします。

先ほども述べましたように、2学期制を導入したから、すぐに充実した学校教育ができるとは考えておりません。それぞれの学校が教育課程の見直しや工夫をし、2学期制が生きるように努めていく必要があります。授業時間数のやりくりだけでなく、学習の連続制、評価のあり方、家庭や地域との連携、教育についての意識改革などの課題もあわせて取り組む必要があります、多くの検討を要する事案があります。

しかし、よい意味での真のゆとり教育を推進するため、2学期制導入に向け、寒河江市でも前向きに検討すべきと考えますが、教育委員長の御見解をお伺いし、第1問といたします。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、11時15分といたします。

休 憩 午前10時56分

---

再 開 午前11時15分

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
大谷教育委員会委員長。



〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 それでは、教育問題についてお答えいたします。

最初に、完全学校週5日制実施に伴い心配されている学力低下について申し上げます。

まず、平成14年度から実施されております新学習指導要領がつけられたその背景として、それまでの知識偏重の詰め込み教育に対する反省がございました。

具体的に申し上げますと、学校で知識はたくさん詰め込んでくるけれども、社会に出たときに、自分で課題を見つけたり、自分で判断したりする力、つまり社会で生きていく力に乏しい教育なのではないかという反省です。そして、国の審議が重ねられ、「ゆとりの中で生きる力を育む」現在の学習指導要領が施行されたところ です。

こうした一連の経過の中で、最も議論されたのは、学力とは何かということです。そして、学力とは、これまでの学んだ結果としての知識だけではなく、新たに学び方、学ぼうとする意欲をも含めた総合的なものであるという学力観の転換が図られたことは御案内のとおりでございます。

そこで、御質問の市内児童生徒の学力について申し上げます。

数値的にはかることのできる学力、すなわち学んだ結果としての知識についてのみ申し上げますと、御心配されているような学力低下の状況はございません。これは、市教育研究所の学力対策委員会で行っております学力テストを根拠として申し上げることができます。完全学校週5日制導入前と導入後では、学習指導要領が改訂されているために、学力テストの内容にも変更があり、単純にそれを比較することはできませんが、現在のところ、学力が低下しているという状況は見られないようであります。

次に、いわゆるさんさんプランについては、本市では、平成17年度は寒河江小学校、寒河江中部小学校、柴橋小学校の3校が該当しております。本市の該当校においては、御案内の県のアンケート結果と同様、学習に対する集中力の高まりや欠席数の減少など好結果が寄せられており、本プランの恩恵を受けていると認識しているところ です。

あえて課題と申し上げますと、一つの学級の人数が減ったことだけでよしとするのではなくて、人数が減ったことにより可能になる、きめ細かな教育を充実させるため努力を怠らないこと、そして、その成果を非該当校にも普及、発信していくことが大切であるととらえております。このことについては、教育委員会としても学校訪問の際などに繰り返し指導しておりますし、各校においても前向きな取り組みがなされているところ です。

次に、2学期制について申し上げます。

2学期制については、御指摘のとおり学期の区切りが長い分、長期的な計画が組みやすくなること、始業式や終業式に使っていた時数が学習指導に向けられることなど、さまざまなメリットが提唱されていることは十分承知しております。

そこで、本市では、2学期制の有用性や実現の可能性について検証するために、市教育研究所において、平成14年度から15年度の2カ年にわたり研究してきたところ です。その研究は、先進地域の取り組みについて学び、メリット・デメリットを検証し、さらに小中学校に導入した場合のモデルプランを作成するという内容でありました。

その研究の結果、本市の場合、現状の3学期制でも、時数確保など運用面で創意工夫することで、ゆとりある教育課程を編成することは可能であるとの研究報告がまとめられたところ でありました。教育委員会としては、本市教育研究所の研究の成果を踏まえ、現在のところ3学期制をとっているところ でありました。

なお、今のところ市内の小中学校一斉に2学期制を導入する考えはございませんが、特色ある学校づくりという視点からも、2学期制を希望する学校があれば、その際は導入について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 榎津議員。

榎津博士議員 御答弁いただきありがとうございます。

まず、学力低下につきましては、委員長のおっしゃるとおり、これまでの詰め込み教育から、少しゆとりを持って、将来社会に出てから有能な社会人となれるように考え方を変えたという点で大変心配されておられたわけですが、その低下も今のところは見られない。

ただ、やはり先ほど私も第1問で述べましたとおり、簡単にテストだけでその子供たちの状況を把握するというのは適切ではありませんし、長いスパンで子供の様子とか、いろんなことから成長を見守って今後もいっていただきたいなというふうに思っております。

さんさんプランにつきましては、確かに寒河江市内では該当している学校が3校しかない。そして、今おっしゃられたとおり非該当校との連携、私も大変重要なことではないかと思えます。確かに人数の少ない小学校はたくさんあるんですけれども、やっているところだけがいろんなことを経験して、学んで、先生方が改革していくのではなく、いろんなよいことを周りの学校にも発信して行って、寒河江市が一体となって子供のためにすばらしい教育を歩んでほしいと思っておりますので、そちらについても今後ともなお一層の御尽力を賜りたいと思っております。

次に、2学期制についてなんですけれども、今のところ導入する予定はないし、もし希望するところがあればという話がありましたけれども、先ほど私が述べましたとおり、この改革は明治以来の大きな大きな改革でありました。先生方や教育関係者の懸命な努力で、子供たちのためを考え、改革に沿って最良の教育方法を選択し、取り組みをなされていると私も十分理解しております。しかし、これを受ける学校の基盤、現3学期体制で果たしてこの大きな改革をうまく受けとめて、うまく機能しているのかといえますと、多少疑問に思っていることがあります。

これは私個人の考えでありますけれども、やはり大きな改革を受け入れるには、それなりのステージの整備が必要ではないのかなと。そうでないと、限界が発生してしまうのではないかと。これは私ばかりでなく一般の父兄の方も、「なぜ周りで導入し始めているのに寒河江市は前向きに考えていないの」というような話を私も何回か聞かされております。教育の新たな発想の転換に向けて2学期制を導入するということは大きなきっかけや気づきに結びついていくのではないかと。そして、それが起爆剤となって、根本からすばらしい教育に変わっていく可能性を秘めているものと私は認識しております。

先日、西川町立睦合小学校の前校長先生と2学期制導入、2カ年やったそのいろんなメリットやデメリット、経過についてお話をする機会を得てまいりました。はっきり言ってデメリットは全くないというふうに言っておりました。そして、2学期制を導入したんですけれども、あえて2学期制をまた二つに割って四つのステージ制にして授業を行っていると言いました。

資料によりますと、出会い(わくわく)ステージ、これが第1ステージです。挑戦(いきいき)、これが第2ステージ、創造(きらきら)第3ステージ、発展(ぐんぐん)第4ステージ。あえて2学期制を細分化して、懸念されていた学力の評価、通知表を普通は2学期制になれば2回にしかならないんですけれども、その一つのステージの区切りに主要な国語と算数の2教科だけを通信簿として、すべて4回の通知表を出している。ですから、中間では、算数、国語、2学期の間でも算数、国語、1学期末には全教科、2学期末には全教科というような形で、親が学校の様子がわかりやすいように、便りの方も小まめに、最低年4回はきちんとした形で伝える方法でやっている。そして、親から理解を得るために、いろんな会議等で説明しながら、うまく進んでいる。逆に言えば、子供たちがそのステージが今度は何々ステージだねと自分たちも区切りをつけて、日本には四季という言葉がありますけれども、あえてそういうふうにつけ加えることで子供たちが生き生きと学びに入っているという話がございました。

必ずしも、3学期制から2学期制に移行したからすべてがよくなるとは思っておりませんと先ほど述べ

ましたけれども、やはり大きな改革をきっかけにして、この時代に合ったふさわしい教育のあり方を根本から見直すいいきっかけという点では、やはり導入を前向きに考えるべきではないのかなというふうに考えております。

この2学期制が大体平成14年から早いところでは導入されまして、さまざまな検証がなされて、ある程度問題も出尽くしたと思っております。日本の3学期制、今まで根づいてきたものを根底から覆すような形になっていますが、表面上だけであって、中身はそう変わっていないところも十分ありますし、変わらない中で2学期制を導入してうまく持っていこうと進めているところもあります。学習環境を充実するためにも、2学期制導入に向けた検討委員会をもう一度立ち上げて検討するおつもりはございませんでしょうか。

それと、どこかで睦合小学校のように寒河江市内で試験的に2学期制を導入して検証し、全小中学校に導入してみようという考えはないのかお聞かせ願ひまして、第2問とさせていただきます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 教育委員会委員長。

平成17年6月第2回定例会

大谷昭男教育委員長 お答え申し上げますが、先ほど原則的な、総括的な、あるいは基本的なことをお話し申し上げました。2問目は、少し具体的なところに当たるようであります。

私の方からは、若干先ほどの補足するという形で……

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 済みません、マイクを使ってください。

大谷昭男教育委員長 済みません。

補足するという形でお話し申しあげ、あとは担当の方から御説明申しあげたいというふうに思います。

先ほど、特に2学期制についてであります。学習指導要領が改定されて以来、授業日数が減ってきたということがございます。いわゆる週5日制ですね。そこをカバーするには何があるのかということを中心に全国で検討した時期がございました。

私もそのときは現場におったのですが、単純な考えで2学期にする以外ないんだよというようなことを言い置いて退職した覚えがございます。しかし、いまだそういうようにはなっていないようでもありますけれども、やはり私たちは、今議員御指摘のように、紹介してくださったように、初めから2学期制ありきじゃないんだと。何が一体今から大切なのかということをやはり十分検討してみてくださいなかと。

結果として、さまざまなメリット・デメリットがあるわけですが、そこをどういうふうにして克服するか。一つは、評価の問題がございます。もう一つは、保護者に対してどう理解してもらおうかという問題もあります。3点目は、子供たちは一つのリズムを持って生活しているわけでありまして、そのリズムにそれぞれの目標を設定しながら1年を過ごしているという伝統的な物の考え方もございます。

そういったものの中で、これから求められる学力、あるいは生き方、さっき申し上げた大きい意味での生きる力としての学力ですね。これをどういうふうに保障していくのかということ議論してほしいということで、平成14年度、15年度の研究所の研究になったんだということを申しあげておきたいと。その成果、経過については、担当の方が詳しいわけですので、御説明申しあげたいと思います。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 学校教育課長。

菊地宏哉学校教育課長 それでは、詳しい部分について補足させていただきます。

2学期制の導入に向けては、具体的なメリット・デメリットのほかに、実際に教育課程を組んだらどうなるかというモデルプランまでつくって検討してみました。

その結果、議員がおっしゃられるように、メリットはたくさん見つかりましたが、今学校で取り組むに際しての一番障害になったことが、今私たちが子供のためにどう学校づくりをしたいのか、そのところをなしに形だけに入ってどうなのかという問題が大きく取りざたされました。

先ほどの学力問題とも絡みますけれども、今評価のあり方が、互いに比べる相対評価から、一人一人の力がどうついたかを見る絶対評価へと変わってきております。そのための評価のあり方の工夫、授業も学びを主体とするということで、一人一人の学びがどう成立していくか、成立するための指導法のあり方ということで、指導の内容面の方の変革の方に今進んでおります。形から入ることももちろん大事ですが、その内容面を今寒河江市では重視しながら取り組んでいるところであります。

なお、2学期制につきましても、先ほど委員長からありましたとおり、必要性が大きくなれば、今後とも検討していく構えではありますので、一応そのことだけ申し添えておきます。以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 榎津議員。

榎津博士議員 お話は大体わかりました。

ただ、西郡の方でも、もう大江町は条例を変更して、いつでも移行できるような体制をとっております。これはやはり、この間大江町の方とも話をしたんですが、西川町の移行によって、私たちも大きな局面を迎えるのではないかという話をしておりました。朝日町でも、今年度、またその2学期制移行に向けていろんな検討をして精査していくという話もございました。

私は、先ほど教育課長からありましたけれども、私としては、逆に言えば2学期制で長いスパンで子供たちをより見ていくことができるという方が、どちらかといえば私も大きなことかなというふうに思っているものですから、今お話を聞いて納得はしますけれども、周りの状況等、先ほど言ったようにいろんなところでもう検証されて、大きい問題はもう出尽くしておりますので、先生方、教育関係者の方とそういう機運が高まってくるのであれば、前向きに取り組んでいただくことを御要望し、質問を終わらせていただきます。

平成17年6月第2回定例会

佐藤 暘子 議員 の 質 問

新宮征一議長 通告番号4番、5番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、市民が強い関心を持ち、実現と改善を求めている問題について、通告順に市長並びに教育委員長に質問をしてみたいです。市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

初めに、介護保険制度の見直しについて、市長に見解を伺います。

私は、昨年9月議会の一般質問でもこのテーマの質問をしておりますが、あの時点では、厚生労働省の内部で原案が練られている段階で、詳細についてはわかりませんでした。具体的な見直し案が今国会に提案され、衆議院では、共産、社民の反対を押して可決され、今参議院で審議されております。

政府は、平成17年度の実施をめどに強引に法案成立を図ろうとしていますが、その中身が明らかになるにつれ、保険料や利用料の大幅な負担増、利用制限など高齢者が介護から締め出される大改悪と言わざるを得ない内容となっております。

介護を必要とする高齢者がふえ続け、介護保険の給付費が予想以上にふえていくことに危機感を持った政府は、将来も持続可能な制度にするために見直しをしております。

しかし、見直しの主眼は、ふえ続ける保険給付をいかにして抑え、財政支出を減らすかにかかっています。そのために、要支援、要介護1など介護度の低い高齢者を介護保険の利用から排除する、あるいは制限する。入所施設のホテルコストを新たに設け、食費を全額自己負担にするなど、高齢者に給付の削減と負担増を押しつける内容となっております。高齢者の中には、今まで受けていたサービスが受けられない、入居していた施設から締め出されるといった心配も出てきます。

今回の見直しは、介護保険の本来の目的である、だれもが、いつでも、どこでも、お金の心配なしに、受けたいサービスが利用できるという趣旨から逸脱し、政府からすれば安上がりの、企業からすれば営利目的の、利用者からすれば金持ちでなければ利用できない制度に変えようとしています。

介護保険財源の国の負担割合は25%になっていますが、これとは別枠で5%の調整金を上積みするよう全国市長会などから要望が出されています。にもかかわらず、国の負担割合をふやすことには手をつけず、専ら給付抑制、負担強化の仕組みを持ち込み、制度の役割を一層そぎ落とす、いわば構造改革に沿った内容での見直しとなっております。

介護を社会的に支え、だれもが安心して利用できる介護保険にするためには、介護を社会保障として位置づけ、サービスが適正、公正に利用されているか、利益誘導の一部事業者が悪用されていないかなど、専門的で公的な立場でサービス内容のチェックを抜き取りで実施したり、立入調査を実施できる機関を設けるなど、公的な責任を強化することが必要と考えます。

また、ホームヘルパーやケアマネジャーなどの介護職員が専門職としての誇りを持ち、質の高い介護ができるよう、身分の保障や待遇改善のために介護報酬を引き上げるなどの改善こそ必要と思います。

市長は、今審議されている介護保険の見直しについてどのようなとらえ方をしておられるのかお伺いいたします。

次に、新予防プランについて伺います。

今回の見直しの中で、介護保険の利用抑制、排除だと批判されているものに新予防プランがあります。

新予防プランは、要支援や要介護1など軽度の人が必要以上のサービスを受けて介護給付費を増高させているとの認識から、要支援や要介護1の人たちのホームヘルプサービスやデイサービスを削ったり、利用を制限したりして、介護予防ということで体操やマシンを使った筋力トレーニング、栄養指導や口腔ケアなどの新予

防給付に移行するというものです。

高齢者の口腔ケアや転倒防止などの介護予防は、寝たきりをつくらないなどの点からも重視し、積極的に進めなければならないことだと思います。介護予防のための筋力トレーニングについては、国のモデル事業としてあちこちで取り組まれ、一定の効果を上げてきたことは事実です。しかし、今回出されている新予防プランの本音は、介護保険給付費の抑制にあり、高齢者の置かれている現状を無視した無謀なプランと言わざるを得ません。

新聞などの情報によりますと、要支援に該当する人のほとんどと要介護1に該当する一定の人が筋力トレーニングなどの新予防プランに移行していく内容のようですが、トレーニングによって、かえって状態が悪くなったという調査結果も出ており、このプランを実施していくには相当の無理があると思います。トレーニングをどこで、だれが主体で実施するのか、マシンの確保はどうするのかなど、問題はたくさんあると思いますが、新予防プランについて、市長はどのように考えられているか伺います。

見直しの一つは、要支援、要介護1の人たちを振り分けて新予防プランに移行させ、できるだけ介護サービスの利用を抑え、給付費の削減を図ろうとするものであることはさきに述べましたが、このように振り分けられ、受けられるサービスが限定されてしまうことは、従来可能であった要介護1の人の施設入所が不可能となり、利用者のサービス選択の自由を侵すことにもなります。

また、何よりも心配されることは、ホームヘルプサービスやデイサービスなどを受けることによって介護度の悪化を防ぎ、自立した生活を送ってきた人たちが、サービスが受けられなくなったり、利用を制限されることで、引きこもりになったり、状態が悪化してしまうのではないかということです。

さらに、見直し案では、要支援者の給付限度額は現在より引き下げられることが予想され、限度額以上のサービスを受けようとするれば、全額自己負担となり、低所得者は必要な介護が受けられないということにもなります。

寒河江市内にも、ホームヘルプサービスやデイサービスを受けながら自立した生活を続けている高齢家族やひとり暮らしのお年寄りがたくさんおられます。国は、家事介護などを制限する理由として、高齢者がこれらのサービスを受けているために、自分からやろうとする気力をなくして状態を悪化させていると言っていますが、市長は、この理由をもっともだと感じておられるのかどうか伺います。

次に、利用料について伺います。

施設入所者については、ホテルコストの導入や食事の全額自己負担が見込まれています。在宅介護重視を掲げてきた介護保険制度も、介護の重度化や介護者の高齢化などによって施設入所を希望する人がふえ続けています。寒河江市においても180名を超える待機者が施設のあくのを待っています。

このたびの見直しでは、特別養護老人ホームの個室化を進める一方、個室入居者からは月額5万円程度の新たな入居費を徴収することや、今まで無料だった大部屋の入居者からも月額1万5,000円程度の入居費を徴収するなどの案が出ています。さらに、食費も全額自己負担にすることが見込まれており、月額1万円ぐらいの負担増が予想されます。今回見直しがかけている大幅な利用料負担案は、利用者からの負担を大幅に引き上げることによって保険給付費を少なくし、現在の施設志向に歯どめをかけ、金持ちでなければ入居できない制度にしようとするねらいがあるようです。この法案が可決され実施されれば、これまで特別養護老人ホームに入居していた人の標準利用月額約5万円から5万5,000円が、9万円から10万円にもはね上がると予測されます。

特別養護老人ホームには、介護保険前の措置制度のときから入居している人がおられますが、寒河江市では

何名の方が入居されているのか。これらの方々には所得に応じた特別対策が適用されて負担の軽減が図られていましたが、その特別対策をなくしていく方針が出されていたようですが、見直しの中でどのような検討がなされ、どのように処遇されるのかお伺いいたします。

また、介護保険制度になってから入居された方にとっても大幅な負担増になると思いますが、現在と比較してどれくらい負担がふえるのか、このことによって施設入居ができなくなる人はいないのかどうか伺います。

次に、介護保険料について伺います。

介護保険料は、3年ごとに見直しがかけれ、利用者が快適さや満足度を得ようとすればするほど保険料にはね返る、痛しかゆしの仕組みになっています。2006年度は保険料の大幅な引き上げが必至と言われていす。この引き上げで最も大きな負担を強いられるのは65歳以上の年金受給者だと思います。年金受給額が減らされる中で、保険料はどんどん引き上げられ、月額1万5,000円程度の老齢年金しか受給していない低所得者からも容赦なく差し引かれていきます。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、基準額をもとに5段階に刻まれています。逆進性が強く、低所得者ほど負担が重くなっています。非課税者からまで容赦なく取り立てるということは、その人の生存権まで奪いかねない重大なことだと思います。これまでも何度となく低所得者に対する保険料、利用料の減免制度を設けるべきでないかと市長の見解を伺ってきたところですが、改めて保険料減免制度を設けることについて、市長の見解を伺います。

次に、介護機器の取り付けや住宅改造について伺います。

介護を必要とする高齢者が在宅で生活するためには、ベッドや車いす、段差の解消や手すりの取り付けなど、さまざまな介護機器や住宅の改造が必要になってきます。これらの機器の購入や住宅の改造なども、介護度によって介護保険の適用が受けられます。受給者にとっては大変ありがたいことで、助かっている人が大勢おられます。

しかし、保険給付費がふえて困っていると言われながら、この制度が適正に活用されているのだろうか疑問に思うところです。これらの制度を利用するには、介護専門員が介護を受ける人の状態に合った介護機器や改造などをアドバイスして決定されることになっていますが、せっかく設置しても活用されなかったり、量販店で販売している同程度の機器と比較して価格が高額な商品だったり、むだが多いことも指摘されています。これら介護機器の設置や住宅改造に対する指導、チェックはどのようにになっているのか伺います。

次に、教育全般についての検討委員会設置について、市長並びに教育委員長に伺います。

検討委員会設置に対する考え方について、市長に伺います。

昨年12月議会で、緑政会の石川忠義議員が、「中学校給食の検討委員会を設置して、住民の意見を十分くみ上げてはどうか」と質問したことに対し、市長は、「社会情勢や教育環境の変化を踏まえた上で本市の総合的な教育のあり方を検討する中で論じる必要があると思っている。中学校の給食の今後について、広い立場、総合的な見地から議論する場を学校給食を所掌する教育委員会に設け、十分調査検討してはいいかかと思っております」と、教育委員会に検討委員会の設置を要請する旨の答弁をされました。

このことについて、市長選挙後の平成17年3月議会で、私は、なぜ市長が調査検討もやる考えなしとしてきた考えを一変させて、教育全般についての検討委員会の設置を教育委員会に要請したのか、さらに、市長自身は中学校給食を実施すべきという立場に立たれるのか、あくまでも検討委員会にげたを預け、傍観者的な立場に立たれるのかと市長の真意をお尋ねしました。これらの質問に対し、市長からは納得のいく答弁は得られませんでした。



平成16年12月議会の石川議員の質問は、明確に中学校給食についての検討委員会を設置してはどうかとの質問でした。この質問への市長答弁は、教育全般についての検討委員会という表現で、その中で中学校給食についても検討してもらおうという大変あいまいなものでした。市長は、この検討委員会の焦点をどこに置いているのか、明確にお答えいただきたいと思います。

次に、教育委員長にお尋ねいたします。

私は、ことし3月定例会で、教育全般についての検討委員会の設置について同様の質問をしておりますが、あの時点では、まだ何の話し合いもなされていないということで答弁は得られませんでした。あれから3カ月近くが経過しており、市長からの要請を受けてどのような話し合いがなされているのか、改めてお伺いいたします。

一つ、教育委員会は、市長よりどのような検討委員会の設置を要請されたのか。

一つ、検討委員会の人選はどのような人を、どのような方法で選出する考えなのか。

一つ、検討委員会の期間はいつからいつまでをめぐりに検討する考えか。

一つ、会議の持ち方については、市民が審議の内容を知ることができるよう傍聴を認め、会議録を公開すること。

以上4点について、教育委員長の答弁を求め、第1問といたします。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時52分

---

再 開 午後 1時00分

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、介護保険制度の見直しの件でございます。

御案内のように、介護保険制度は、平成12年4月1日から施行されましたが、附則第2条によりまして、施行後5年をめぐりとして、その全般に関して検討を加え、その結果に基づき必要な見直しなどの措置を講じることとされておりました。

制度の実施内容等につきましては、3年ごとに策定する事業計画に基づき行われてきたところでございますが、平成12年度から14年度までの第1期は、制度の導入、利用拡大が目的であり、平成15年度から17年度までの第2期は、制度の定着と実態を検証し、見直し改善が主な目的と理解しております。

このたびの18年度から20年度までの第3期事業計画を策定するに当たっての国の考え方として、これまでの量的拡大を基調とする広域利用型の全国一律のサービス提供から、質的向上のための地域密着型、地域独創型のサービスへと大きく転換しようとしております。

このため、今回の見直しは、明るく活力ある超高齢社会の構築、二つには制度の持続可能性の確保、そして社会保障の総合化を基本的視点として、制度全般について見直しが行われるものでございます。

改正案の主なものは、御案内かと思えますけれども、一つ目は、予防重視型システムへの転換があります。これは、要支援、要介護1の軽度者が大幅に増加していることなどを背景に、また、要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象に、効果的な介護予防事業を介護保険制度に新たに位置づけるものでございます。

二つ目といたしましては、施設給付の見直しでございますが、これは、在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険と年金給付の調整の観点から、特別養護老人ホームなどの入所者に係る居住費と食費については保険給付の対象外とし、低所得者への配慮を行った上で、利用者の負担区分を見直しするものであります。

三つ目は、新たなサービス体系の確立として、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供するため、地域密着型サービスを可能とすることでございます。そのために、地域における総合的な相談窓口機能や包括的、継続的なマネジメントの支援を行う地域包括支援センターを創設しようとするものです。

四つ目は、サービスの質の確保、向上として、介護サービス事業者に事業所情報の公表を義務づけるなど、情報開示の標準化や利用者によるサービスの選択を通じ、質の向上を図ろうとするものであります。

五つ目は、負担のあり方、制度運営の見直しを行い、第1号被保険者の保険料につきましても保険料の段階区分を細分化し、特に第2段階層のうち、所得が低い層について保険料負担を引き下げるとともに、特別徴収対象者の把握時期を複数回行うことにより、普通徴収への切りかえ者を極力少なくし、市町村の事務負担の軽減を図ろうとするものになっております。

また、市町村長の事業所への調査権限の強化を図るなど、市町村の保険者機能の強化を目指しております。ほかにも介護報酬、診療報酬の改定などを計画しているようでございます。

これら見直しに当たっての市長はどのようにとらえているかということでございますが、これまでも全国市長会において、介護保険制度の見直しに当たって、介護保険制度の持続的かつ安定的運営の視点に立って見直しすべきものと意見を申しあげてきたところであります。

現在、介護保険法などの改正案について国会で審議中ですが、提案されている見直しの内容は、高齢化の一層の進展など社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度が構築されるとともに、高齢者の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現を図ろうとしているものであり、全国市

長会の意見を大方尊重された制度の見直しになっているとされているところでもあります。

次に、新予防プランについてでございます。

新予防給付は、介護保険法の基本理念である自立支援をより徹底する観点から、軽度者に対する保険給付について、現行の予防給付の対象者の範囲、サービス内容、マネジメント体制などを見直しして、新たな予防給付へと再編を行うものでございます。

本市におきましては、管内で活動しているケアマネジャーとの連携を密にし、利用者に役立つケアプランの作成、適正なサービスの実施に取り組んでおり、今後とも利用者の状態悪化を防ぎ、自立支援に役立つようなサービスが提供されるよう努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、利用者負担についてでございます。

今回の施設給付の見直しは、在宅で介護する場合と施設に入所した場合の利用者負担を公平にするため、施設入所者の食費と居住費用を在宅と同様に利用者に対して負担をお願いしようとするものでございます。また、特別養護老人ホームに入所している方の対応についてですが、これは、利用料と食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないよう、今国会において現行の負担軽減措置の実施期間を平成17年4月1日からさらに5年間延長されたところでもあります。なお、現在、本市において本制度の適用を受けている方は57人となっております。

次に、現行と見直し後における負担の増減についてお答えいたします。

介護報酬及び居住費、食費の利用者負担について、国で提案している額で現在入所されている方について試算してみると、生活保護受給者などが属します第1段階の利用者負担は現行と変わりございません。新たに創設される年金収入80万円以下の新第2段階は、入所者の80%が該当する見込みでありまして、現行の負担額より3,000円程度逆に下回るようでございます。また、年金収入80万円を超えて266万円以下の新第3段階につきましては、入所者の10%が見込まれますが、現行よりも月額1万5,000円増となります。しかしながら、1カ月当たりの負担額は5万5,000円であることから、年金収入で賄うことが可能であると思われれます。したがって、今後、現在施設に入所されている方の継続が困難になるような事例はないものと考えております。

次に、保険料と利用料の減免について申し上げます。

保険料と利用料の減免につきましては、これまでもお答えしてまいりましたが、介護保険制度は介護を社会全体で支えることをねらいとして創設されたものでございます。保険料は、所得に応じて5段階に設定されており、負担能力に応じて負担することになっており、この中で必要な軽減措置が講じられているものと考えております。したがって、負担公平の見地からも問題があり、減免措置を講ずることは適当でないと考えております。また、利用者負担額の減免については、現行制度による社会福祉法人による減免や、一定の上限額を超えた場合は、払い戻しのある高額介護サービスなどを活用することで対応してまいりたいと考えております。

次に、介護機器の購入や取り付けなどについて申し上げます。

介護保険で福祉用具を利用する場合には、1割の自己負担で福祉用具のレンタルサービスと福祉用具購入費の支給が受けられることになっております。また、福祉用具の購入につきましては、1年間に購入金額の総額が10万円を限度額として購入できるようになっております。

市では、福祉用具利用者向けのパンフレットを作成し、窓口での説明の際に渡したり、ケアマネジャー、介護支援専門員でございますが、に配付して、適正な利用を呼びかけているところでございます。

また、住宅改修につきましては、健康福祉課に理学療法士、作業療法士を配置して、ケアマネジャーや建築関係者を対象とした研修会を開催する中で、専門的立場から住宅改修の必要性や具体的な改修内容について指導しているところでございます。

また、住宅改修が行われる場合は、事前にケアマネジャーとの連携を図りながら、改修内容のチェック、それから現場確認、要介護者の状況把握を行いながら、住宅改修が適正に行われるよう指導しているところでございます。

次に、教育全般についての検討委員会の設置についての質問にお答え申し上げます。

学校給食については、これまで、昨年12月と、それからことしの3月に答弁しているとおりであります。私の答弁が、議員は、教育全般についての検討委員会という表現で、その中で中学校給食についても検討してもらおうという大変あいまいなものであると言われておりますが、中学校給食については、社会情勢や教育環境の変化を踏まえた上での、本市の総合的な教育のあり方を検討する中で論じる必要があると述べたところであり、決してあいまいな答弁であったとは考えていないところでございます。

また、私は、中学校給食の今後については、広い立場、総合的見地から議論する場を設け、十分調査検討してはどうか、そして、審議経過、検討内容について十分情報を提供し、広く意見をいただき、それを見据えて実施するか否かの結論を出してはどうかとの市長としての考え方を示し、教育委員会にその旨要請したものでございます。今後教育委員会としてどのような手続き、どう検討していくかは、教育委員会の考え方によるものであらうと思います。以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 大谷教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 それでは、お答えいたします。

平成16年12月議会で、学校給食に関する一般質問を受けて、市長から教育委員会に要請がございました。その要請内容については、市長が先ほど答弁したとおりでございます。

次に、その要請を受けてどのような話し合いがなされているかとの御質問でございますけれども、現在、教育委員会の協議会において、教育の現状を見きわめながら、次の世代を担う、21世紀にふさわしい人づくりを確実に、しかも計画性を持って推進するために、確かな教育理念と方向性を明確にしながら、新しい教育の流れに的確に対応できる、そういう教育ビジョンを示していくことが肝要であるとの話し合いを進めているところでございます。

したがって、本市の教育をめぐる環境や課題を的確にとらえて方向性を明らかにしていく中で、夢と希望を持てるような計画にしていくためにも、教育全般の議論の中で、学校給食をも含めて、十分な時間をかけて検討していくことが必要であると話し合われております。

また、御質問の人选、検討期間、会議の公開等についての御質問がございましたが、ただいま申しあげましたように、現在、教育委員会の協議会において、どのような計画を策定すべきかを検討している段階でありますので、人选、検討期間等については現在のところ話し合いがなされておらず、その時期が来ましたならば、具体的に詰めていかなばならない問題であるというふうに考えております。以上でございます。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 1問にお答えいただきましたので、次、2問に移らせていただきたいと思います。

介護保険の見直しに対する市長の考え方ということでお尋ねしたわけですが、市長会などで要望している内容に沿った改革が行われているような市長の答弁だったようですけれども、それにしても、今回の見直しの中では、今まで受けられていた介護が受けられなくなるというようなことですか、利用料が高くなる、負担が多くなるというようなことで、決して利用者にもいい方向の改革にはなっていないのではないかと私は考えているところです。

新予防プランということで、新しくこういうプランができるようですけれども、このことによって、今までヘルパーなんか利用できた人はできなくなるという方が非常に多くなるわけですね。要支援の方のほとんどは、もうヘルパーの利用ができなくなる。そして、新予防プランの方に移されるというようなことがあるわけですね。

それから、要介護1の方にしても、その中のどれぐらいの部分になるのかはちょっとわかりませんが、一定の部分の方はその予防プランの方に移っていくというようなことがありまして、今利用者の皆さんの中から出ている声としては、ヘルパーさんに来てもらえなくなると、掃除とか、料理とか、それから買い物とか、そういった日常生活に必要なことがしてもらえなくなるということで、非常に不安が大きくなっているわけですね。

ヘルパーさんというのは、単に家事の援助をするだけというのではなくて、やはりお年寄りの方の悩みを聞いてあげたり、相談に乗ったりと、心の面でも非常に利用者の方にとってはありがたい存在だというふう聞いております。私、実際ヘルパーさんに聞いたお話なんですけれども、「そういう中で、私たちは、家事援助だけ、ただお手伝いをするだけという存在ではない。お年寄りのそういう毎日の自立した、その人らしい生活を支えていくための仕事をしている」というふうにおっしゃっていました。ですから、そういう点からも、ヘルパーさんの利用ができなくなったというようなことになれば、その人の生活全体が非常に低下してくるのではないかと心配があるわけです。

ですから、そういう点について、介護保険以外の寒河江市独自の事業として、ヘルパーの利用ができなくなった人たちに対するきめ細かな見回りといいますか、相談、そして健康チェックというようなことをやっていく必要があるのではないかと感じるわけですが、寒河江市独自の対策として、市長はどのようなことを考えていらっしゃるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、この前新聞報道されたんですけれども、その中で、介護職員に対する利用者とか、または家族からのセクハラがあるというようなことが大きく報道されていました。こういう問題はなかなか表面に出てこない。そんなことを言ったら利用しなくなるんじゃないかと、事業所のことを考えたりとか、また、お年寄りの人格を傷つけてしまうのではないかとというような配慮なんかもあったりして、なかなか表面に出てこない問題なんですけれども、この問題は、放置しておけば非常に大きな問題になるということも考えられますので、寒河江市内の状況を市長は把握しているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから、利用料についてですけれども、措置時代に入居している方は57人いて、今実施されている特別対策が5年間延長されるというようなことが言われたわけです。当分の間はこのままの状態で行けるということになると思いますけれども、これが延長期間が過ぎてしまえば、こういう人たちにとってもさまざまな弊害が起きてくるのではないかと感じるわけですが、この利用料の値上げについては、やはり負担を多くして支出を少なくするような考え方のもとにとられているわけですから、実際5年間なら5年間の延長期間が過ぎれば

ば、利用者に負担がかかってくるということは目に見えているわけです。

寒河江市では、所得階層ごとの介護度というのが資料として出されておられません。といいますのは、どれぐらいの所得階層の人がどれぐらいの介護度になっているかということ进行调查して、それを資料として出していただきたいということを私は以前にもお願いしたことがあるんですけども、それはできないということで、出していただいております。

なぜこういうことを申しあげるかといいますと、ある研究者の発表によりますと、所得階層の低い人ほど介護度が重くなっているということなんです。といいますのは、所得が少ない方、低所得の方というのは栄養状態も悪い、また、生活環境なんかも非常に悪いと。そういう中で介護を必要としている人が多くなっているという調査結果が出ているわけです。

ですから、こういう意味からも、寒河江の状態がどういう状態なのかということをおは行政としてしっかりつかんでおく必要があるのではないかと思うわけです。介護保険に任せておけばそれでいいというのではなくて、寒河江市の高齢者の状態がどうなっているのか、どういう所得の人が、どういう介護度になって、どれぐらいの利用をしているのか、そういうことをしっかりとつかんでおく必要があると思うんです。

目に見えないところがいっぱいあると思うんですね。どういう状態にいるのか、どんな介護を必要としている人がどれぐらいいて、それをどれぐらい利用できているのかというような実態がわからないわけです。ですから、そういう実態のわかる資料をぜひ出していただきたい。出すソフトがないというのであれば、それもやはり自治体の責任として、出せるソフトを導入するぐらいの必要性があると私は考えております。そのことについて、市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、保険料についても、市長は、今の保険料は5段階に設定されていて、その中で軽減措置がとられているので、保険料の減免などということは考えていないというふうなことをおっしゃいましたけれども、65歳以上の方の保険料というのは、普通徴収と特別徴収というふうに二つに分かれているわけですね。普通徴収の方は、年金の月額が1万5,000円以下の65歳以上のお年寄りの方、そういう方は、年金から差し引かれるのではなくて、納付書によって保険料を納めていると。こういう人たちの保険の滞納が非常に多くなっているというふうなことが言われているんですけども、寒河江市の場合は、この普通徴収による保険料納入している人が何名いるのか、そして滞納状態はどうかをお尋ねをしたいというふうに思っております。

この保険料、こういう人たちが保険料を滞納すれば、国民健康保険と同じようにペナルティーがあるわけですね。国保の場合も、保険料を納めていなければ、医者にかかるときは全額自己負担をしなければならないという制度になっているんですけども、この介護保険の場合も同じでありまして、保険料を納めていなければ、利用料全額自己負担をする。そして、保険料を払った後に9割が戻ってくるという仕組みになっているんですけども、そういう状態で介護が必要となって介護を受けた人がいるのか、そういうケースがあるのかどうかということもお聞きをしたいと思います。

それから、特別徴収の場合は、65歳以上の人で年金月額が1万5,000円以上の方、そういう人は年金から差し引かれるということになっています。ですから、こういう方たちはいや応なしに保険料は年金から差し引かれる、こういう仕組みになっているわけですね。

ところが、3年ごとの保険料の見直しが行われるということで、来年には大幅な見直しが予測されております。

そしてまた、それに先立って、ことしから国の税法が改正になりまして、5月の臨時議会で専決処分されたものを議会で承認したわけですけども、昨年度は、65歳以上の人で合計所得金額が125万円以下の人は、市

民税の非課税対象者だったわけです。それが、今年度からは、そういう 125万円以下の人も課税の対象になったということで、寒河江市では約 1,500人の方が新たに市民税の課税対象者になるという状態になったわけです。

それで、市民税が課税されるということになりますと、これはさまざまなものに影響してきます。ということは、国保税のランクも上がります。また、介護保険料の5段階の区分もランクが上がってくるということで、増税になるわけですね。そういうことから、年金しか収入のない低所得者にとっては、非常に大きな負担になってくるということになっております。

ですから、今5段階で所得階層に配慮された保険料の割合になっているというふうに市長はおっしゃいましたけれども、月額1万5,000円以上の、最低の方は1万5,000円から、そして5段階の一番上のランクの人は月額20数万円、30万円近くももらっている方もいらっしゃると思いますね。ですから、その所得の差というのは非常に大きいんです。15倍ぐらいもの所得の差がありながら、保険料の区分というのはたったの5段階にしか分かれていない。そういうことで、低所得者の方にとっては非常に負担が重くなっている。ですから、一番負担感を感じるのは2段階から3段階ぐらいの方が一番負担を感じているという現状だと思います。

ですから、ほかの自治体の減免をしている、軽減措置をとっているというようなところを見ますと、2段階とか3段階あたりをもう少し区分を多くして、細分化して7段階ぐらいに分けて徴収をしているというようなところもあるわけです。ですから、そういうことも一つの方法というふうに考えますけれども、市長は、その区分、再区分するということについて、どのようにお考えなのか、その点もう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、介護機器の設置、住宅改造に対する指導やチェックについては適正に行われているというふうにお答えだったようですが、そういう設置をする前、それから、機器を購入する前、そういう前の段階においては、ケアプランを立てたり、さまざまなチェックがあったりしてそういう機器を選定するのだと思いますけれども、その後についてはもう業者任せだというのがほとんどだと思うんです。業者の人に来てもらって、うちの中で相談をするわけですが、そのときに、やはりこういうものだったらこっちの方がいいですよとか、これからもっと介護度が上がっていくから、そのことも考えてこっちの方がいいんじゃないですかというふうな業者の勧めに応じて機器を購入したりとか、取り付けをしてもらったりというようなことがあるようですね。ですから、それが給付費の増加にもつながっていくと、業者主導になってしまっているのではないかとこのことが言われております。

ですから、そういう事後のチェック、調査なんかも必要になってくるのではないかとこのように思うわけですが、そのことに対する対策というものはとられているのかどうか。とられていないとすれば、やはりぜひそういうきめ細かなチェックをしていく必要があるのではないかと思います。その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、検討委員会のことについて、教育全般に対する検討委員会ということで市長にお尋ねをしたところですが、まず、市民が真っ先に取り組んでほしいと願っていることは、中学校給食についての検討委員会なんです。市長は、昨年12月議会で石川忠義議員の質問に答弁した内容というのは、本市の総合的な教育のあり方を検討する中で論じる必要があると思っていると間接的な表現をされたわけですが、しかし、中学校給食についての検討の必要性というのは認められているわけですね。ちょうど選挙を前にしての議会でもあったということで、中学校給食の課題は避けて通れないという市長の判断もあったのだろうと私は思います。

市長の議会での答弁を受けて、山形新聞は、中学校給食は選挙戦の争点ではなくなったと、ということさ

え書いています。それだけに、市長のあの12月議会での答弁というのはインパクトがありましたし、また、中学校給食を待ち望んでいた市民にとっては大変な朗報であったし、また市長の責任というのは非常に重大なことだったと私は思っているんです。ですから、教育委員会に検討委員会の設置をお願いしたんだから、あとはもう教育委員会にお任せだというのでは、余りにも市民に対しての責任放棄ではないかと私は思うんですね。

ですから、広く市民の要望や意見をくみ上げるという市長の立場からすれば、給食問題をメインに据えた検討委員会をすべきでないかということ、積極的にそういうことに取り組むべきだというふうに考えますが、市長、どうなんですか。広く教育全般にわたってという考え方、非常に耳触りのいい答弁ではありますけれども、靴の上から足をかくようなものだとは思います。ぜひそういう首長の立場から、教育委員会に対しても給食問題をメインに据えた検討を積極的に取り組むように要請するということが必要なのではないかと思います。市長のお考えをもう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、教育委員長にお尋ねをしたいと思います。

どのような検討委員会の設置を要請されたのかという質問に対しては、市長がお答えになったことと同じですというふうな答弁をされたわけですが、教育全般についての検討というのは必要だと思います。今このような社会情勢の中で、子供たちの学力の問題ですとか、また、さまざまな教育環境の問題なんかもあります。そういう問題でやはり全般的な検討をするということは非常に必要なことだと思います。

でも、広範にということになりますと、これは非常に時間がかかりますね。半年や1年でできるものではないというふうに思います。ですから、こういう検討をすると同時に、給食、中学校の給食については、じゃあ、どうするのだということ、分科会のようなものを設けて、そこはそこで検討してもらおうというふうなことがぜひ必要なのではないかと思うわけです。

何よりも市民が望んでいることは、給食に対する検討委員会なんだという考え方をしております。ですから、そのことをまず柱に据えて、いろいろな検討をするのはもちろん結構なんですけれども、給食は給食の分科会というようなことで、ぜひその方は早期に取り組んでいく必要があるのではないかと私は考えます。

2問はそのぐらいにします。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何問かの御質問がございましたが、介護につきましては、これはきのうの新聞でございますけれども、訪問介護の体系を今度変えると。身体介護も詳しく今度は細分化して、食事介助、排泄介助、入浴介助、それから認知症の見守りというような方向に変えていく。それから、生活援助にしましても、調理援助、洗濯援助、掃除援助というようなことに変えていくと。もっともこれは報酬との関係があるわけでございますけれども、そのように変えていくということがあります。そういう中で、訪問介護につきましても、それぞれに合ったような、そしてそれぞれに見合う報酬というようなものがうまく徹底されてくればよいなと思っております。

それから、予防支援というようなものが今回特に強調されてきておるわけございまして、今回の改正の中では、地域支援事業の創設、それから新予防給付というようなものを再編するということを出してきておるわけございまして、その中での地域支援につきましても、財源的には介護給付費で賄われるという点になってきたようでございますし、その事業費の半分を保険料で負担するということになってきたと言われておるわけでございますが、このように、それからもう一つには、地域包括支援センターというようなものが出てきているわけでございますけれども、こういうものを十分に活用して、おっしゃるような介護から、さらに予防という面に行くように、なるべく介護を受けないで済むような方向に、その前段階でおさめることができるような方向がとられれば、なお本人にとりましても、これは幸せなことではないかなと思っております。

それから、セクハラのことでございますけれども、新聞等で報じられたことは私も見ておりますけれども、これは、それぞれの介護士の良識と、それから、やはり介護に従事しているんだというようなことの責任を十分自覚して、そういうことのないように教育し、また、研修を重ねていかななくてはならないなと思っております。

それから、利用料の問題で、いろいろ調査をしてはどうかと。実態調査と。この辺につきましては、担当の方から、今どのような調査をというか、メスを入れているかどうか、あるいは調査してあるかどうか、担当の方から申しあげたいと思っております。

それから、保険料の5段階、それから滞納と普通徴収の問題につきましての御質問もございますけれども、これも担当の方から申しあげたいと思っております。

それから、細区分というようなことでございますが、保険料の細区分のことにつきましてのお話ございましたけれども、今回は、やはり低所得者に対しますところの軽減ということを一つのねらいということと、それから、そういう施策の中に入っておると見ておるわけでございますけれども、まだまだ十分でない、このようなお話があるわけでございます。

やはり今回の、今までですと第2段階というものの幅の広さがあったわけでございますが、それが、そして収入と保険料との逆転する段階、逆転するような現象も見られたというように言われておりますけれども、今回の新しい細分化によって、そういうことに、低所得者に配慮した見直しもなされたのかなと思っておりますけれども、やはりまだまだ低所得者に対しての対策というものは、総体的にいろいろほかの制度との絡みもありまして、考えていかななくてはならないのじゃなからうかなと思っております。

市長会におきましても、いわゆる総合的、統一的な低所得者対策の実施というようなことを、こういうようなことをまたテーマの中に、要望といたしますが、そういう中に取り上げておりますので、そのような運動をさらに進めてまいらなくてはならないと思っております。

それから、給食についての検討委員会のことでございますが、先ほどお答え申しあげたとおりでございますし

て、私は、法律に基づいたところで、教育委員会の所掌事務であり、また、職務権限だということで申しあげております。

それが一つでございますし、やはりこういう時代でございますから、教育全般ということ、総体的な中でそれを議論することが私は必要だろうなと思っておるところでございます。第1問で答弁申しあげ、あるいは昨年の12月、あるいはことしの3月の議会で答弁申しあげたとおりでございます。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 それでは、最初に、介護の利用回数といいますか、所得区分ごとの利用回数等の資料というふうなことを質問受けましたけれども、この実態に係る資料、現在つくれるかどうかについて、ちょっと私、承知していないものですから、大変申しわけないんですが、検討させていただきたい、あるいは後日答えさせていただきたいというふうに思います。

それから、収納状況というふうなことがございました。

これは15年度の資料ですけれども、特別徴収と普通徴収があるわけでございますけれども、人数というふうなことですけれども、割合としては、特別徴収が88.4、それから、普通徴収が11.6というふうになっています。全体として1万500人程度でございますので、普通徴収については1,100名程度かなというふうに思います。

それから、滞納の額ですけれども、これも15年度の数字ですけれども、約350万円というふうな数字になってございます。

それから、介護者の器具とか住宅改修にかかわる質問がございましたけれども、寒河江市では、実際買う前、それから改修する前、これについて、介護を受けている方と、それから私どものケースワーカーとか、理学療法士、作業療法士、これらの方々が一緒になって話をしながら、本人の希望なんかも聞いて、その後の利用、これまでの利用の状況とか、そういうふうなものも含めて指導申しあげた上で、購入あるいは改修に取りかかっているというふうな状況にあります。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 教育委員長。

大谷昭男教育委員長 それでは、お答えいたします。

幾つかの要望も含めた、御意見も含めたお話がございました。屋上屋を架すようなことになりますけれども、2点から申しあげたい。あと、細かな点は、担当がおりますので、補足させたいというように思います。

第1点は、この問題についての基本的な考え方は、私がこの職についてからでさえも何回かお話し申しあげながら御理解をいただいたという経過がございます。その考え方には変わりありませんし、昨年12月の議会の定例会の質問のときにも、教育委員会としての見解はその旨をお答え申しあげているというふうに理解しています。

2点目は、市長より要請を受けた内容、それから、その後の協議会については、先ほどお答え申しあげました。繰り返しますが、つまり1番目のことと連携して考えれば、将来にわたっての教育ビジョンを描く中で考えていきたいということでございます。

国の動きもございます。それから、山形県の今年度から実施されている第5次教育振興計画もございます。公の教育ですから、そういう範疇というか、土俵の中で物を考えていかなければなりません。と同時に、寒河江市の持っているすばらしい教育的財産、伝統、こういったものをやはりきちっと継承していくという視点はどうしても必要だろうと。最も私たちは心していくべき問題だろうというふうに思います。文化、歴史、自然、伝統、これにどう向き合っていくのかということをやはり考えなければならぬ。

こういう大きく分けて三つの視点から、今教育委員会の協議会では、いわばスケルトン、スケルトンを描こうとしているのであります。それは先ほど申しあげたさまざまな表現になったのであります。私たちは、これが最も基本になるものだというように思いますし、どういうスケルトンを描いていくかということが、この計画の、あるいはビジョン作成の基本だと。その上で豊かな肉づけをしていきたいと思ひますし、最後には豊かな表情を描いていく必要があるだろうと。この辺までのことを今教育委員会の協議会の中で話し合っているところであります。私からは以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 教育長。

平成17年6月第2回定例会

芳賀友幸教育長 ただいま委員長から申しあげたとおりでございますけれども、総合的な見地からの検討ということをとらまえておりますので、やはりこれまで培ってきた本市の教育の伝統的なものを継承しながら、そしてまた、新しい時代に対応できる人材の育成、こういう点からの教育ビジョンということを念頭に置いて検討しなければならないということでございます。

特に、学校教育の中では、食育という問題が非常に大きなウエートを占めてきております。こういう状況の中で、一つの問題だけを別個に取り上げてやるということはいかかなものかなと思っております。

いずれにしましても、どういった場で、どういう方法で検討していくかということにつきましては、教育委員会の方で論じていきたいと思っておりますので、もうしばらく後になろうかなと思っております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 ちょっと順序は逆になると思いますけれども、今の教育委員長の答弁に対して再質問をさせていただきたいと思います。

今の教育委員長の答弁の中では、寒河江市のよき伝統である弁当というものを基本に置いて考えるというようなことがあったというふうに思います。伝統ですか。弁当ではないんですか。（「伝統でございます。伝統です」の声あり）伝統、ああ、そうですか。

とにかく、そういう教育全般にわたっての検討をしなければ給食までたどり着かないという考え方は、私は、ちょっと違うんでないかというふうに思います。

給食というのは、必ずしも高邁な教育論議を交わさなければ、給食をするかしないかということを決められないというような問題ではなくて、今給食というのは、もう中学校給食というのは全国的にも進んでおりますし、また、文部科学省の方でも、今中学校給食の必要性というものを説いているわけですね。そういう中で、20世紀の化石のように、いつまでもその考え方を変えないでいくということは、もう私は時代おくれだというふうに思います。

そういう検討の中で、それでは給食に対する意識調査、アンケート調査というものをするお考えはないのかどうか、そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

今のような教育委員会の考え方からすると、この検討の結果はいつになったら出るのか。この結論はいつになったら出るのかわからないというようなことだろうと思います。私たちは、もうこういうふうになりましたら、もっと大きな市民運動を広げながら、給食の必要性を説いていかなければいけないと思っております。

こんなことを申しあげますと、非常に口幅ったいと思いますけれども、今インターネットで中学校給食についての検索なんかしますと、もう全国的にすばらしい事例が出てきます。そういうこともぜひ皆さんでお勉強なさってください。お願いいたします。

それから、市長の答弁について、もう一度再質問させていただきたいと思いますが、セクハラについて、これは各事業所で取り組むべき問題だというふうに市長はおっしゃっているようですけども、事業所だけに任せておくわけにはいかないのではないかと。事業所の中で、それではどういうふうな対処をしているのか。そういうセクハラに遭った場合に相談できるような環境にあるのか。その対処の方法というものの研修しているのかどうか。そういうこともやはり調査をする必要があるのではないかと思います。そして、行政の責任として、そういうことに対する講演会ですとか、話し合いの場を設けるとか、そういう必要性があるのではないかと。そういうふうに思いますけれども、改めて市長の見解をお尋ねいたします。

それから、市長は、この介護保険の問題については、市長会の方からもいろいろ要望を出しているというふうなおっしゃいました。

一番問題になるのは、やはり高齢者はふえ続ける。介護を必要とする人はふえ続けている。そして、その人たちの要望を満たすためには財源が必要だ。財源が必要になれば、保険料や利用料を上げざるを得ない。そういう悪循環といいますか、負担が伴ってくるわけですね。

ですから、負担をしない者は介護が受けられないというような状態をなくすためにも、やはり国の財源をもっと入れるように変えていかなければいけないのではないかと私は思うんです。ですから、今、介護保険の財源は、1割の利用料を除いて、その25%を国が負担していると。でも、この25%の中には、調整金というものも含まれての25%ですね。ですから、この25%のほかに調整金の5%を上積みするような、そういう働きかけをぜひお願いをしたい。それを変えない限りは、利用者の負担というのはますます大きくなりますね。



また、低所得者対策、これも国の方で減額や免除の制度を設けるように、これも強く国の方に働きかけをしていただきたいというふうに思います。そして、それを国の方に要望するとともに、やはり自治体でできることはできるだけ自治体の方でもやっていく必要があると思います。

地域包括支援センターですか、これから新たに見直しの中で出てきた案ですけれども、それは、介護保険制度の中に盛り込むというようなことなんですけれども、そうなりますと、やはり保険料の中でそれが運営されるということになるわけですね。これまでの支援センターですか。在宅支援センター、そういうものもその中に含まれるというようなことなんですけれども、そういうふうになって、広く人員もふやして、そして目配り、気配り、そういうものを十分にやっていかなければ、介護から外された高齢者の生活というのは非常に悲惨な目になってくるんじゃないかというふうに思います。ぜひそういうことも頭に入れながら、地域で、自治体でできるものをぜひ取り入れて実施していただきたいということを最後をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 介護士さんのセクハラのことでございますけれども、事実があるのかどうか、あるいは事業所ごとにどのように対応しているのか、私も詳細は聞いておりませんから、もしも担当の方で聞いておれば、担当の方から答弁申しあげたいと思っておりますけれども、やはりこういうことのないように、起こさないように、資質の問題、それから研修の問題、それから実際に訪問したときの対応というようなことまで、いろいろマニュアルもあるかと思っておりますけれども、それらの中で十分注意して介護に当たるようにと、このように思っておりますのでございます。

それから、利用者はふえる、それから保険料なりが高くなると、こういう中でございますから、財源というものをどうするかというようなことは、これは国も地方も頭の痛いところでございますけれども、少なくとも全国の市長会におきましては、今申されたように、こういうようなことも言っておるわけでございます。うちの方としては言っております。

国庫負担金のうちの調整交付金の別枠化とか、それから、国による財源措置を含めた総合的、統一的な低所得者対策の実施と、それから、世帯概念を廃した賦課方式による保険料設定などと、改正法案に盛り込まれなかった今回の要望事項につきましても、引き続き次期改正に向けて実現を求めていくというようなことを言っておるわけでございますので、これは市長会としても、それぞれの市におきましても、これらの対応につきましても、腐心をして、そして活動を進めておるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 健康福祉課長。

平成17年6月第2回定例会

石川忠則健康福祉課長 セクハラのこれまでの実態と申しますか、そのことについてお答え申し上げたいと思います。

過去にこの介護事業所の職員がセクハラを受けたというふうなことの報告は2件ございます。現在は、それももう改善されておまして、最近ではそういう事例報告は出てございません。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 教育長。

芳賀友幸教育長 お答え申し上げます。

どういふ方法で市民の声を教育ビジョンに反映させるかという方法については、どういふ場で、どういふ方法で検討していくかということを教育委員会の中で論じる中で決めていきたいと思っております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

佐藤良一議員の質問

新宮征一議長 通告番号6番、7番について、14番佐藤良一議員。



〔14番 佐藤良一議員 登壇〕

佐藤良一議員 質問の前に、皆様に、声がかがら声でお聞きにくいと思われますけれども、議員の皆様、市当局の皆様、御了承くださるようお願い申し上げます。

通告番号6番、7番に対して質問いたします。

初めに、昨年12月に行われた寒河江市市長選挙で6選目の当選を決めた佐藤市長、まことにめでとうございます。まずは、健康に第一に注意され、21世紀の寒河江市の発展のために頑張ってもらいたいと存じる所存であります。一言ありましたならば、市長の御答弁をお願い申し上げます。

日本一のさくらんぼの里さがえ大綱引き大会が昭和63年6月に第1回が行われ、平成14年まで15回開催されました。大綱引き大会で全国に寒河江の名をアピールしたと思われます。また、さくらんぼのPRにも大いに活躍なさったと思われます。

何せ大綱は1本直径10センチ、長さ200メートル、色は赤、白、黄色、青、緑、ピンクの6本、小綱が直径3センチ、長さ25メートルで、赤白で76本で、全部合わせれば綱の重さが9トン近くにもなります。2,000人の市民の力で、市内を東西に分け、3本勝負で行われたのが懐かしい限りであります。

その大綱も今は下水道の浄化センター内のプレハブの倉庫の中にひっそりと寂しくしまわれているものがあります。そのプレハブ小屋も、雪の重みで、今のプレハブ小屋は2代目とも聞いておりますが、本当でありますか。

大綱引き大会も15回で中止になっているわけではありますが、その一つの区切りが来たからやめたのかどうかであります。それとも、耐用年数がたったからではないのか。また、事故でもあったのですか。中止になった理由をお聞きしたいわけであります。

大綱の今後のことではありますが、半永久に保存なされるのですか。それとも、下水道処理センターの隣にあるクリーンセンターで焼却でもなされるのでしょうか。また、大綱をつくったところで再利用してもらおう考えはないのか。それとも、市民から再利用のアイデアでも募集し、再利用の道を探る道もあるのではないかと私なりに思っております。

何せ大綱を買ったときの値段は1,000万円と聞いております。1回の大綱引き大会にかかった費用は、毎回タレントの人を呼んだり、市民を集めるためにバスの運行や帽子などが配られている実態があったわけがあります。1回の開催に当たり幾らぐらいお金がかかったかどうかであります。市長の御答弁をお願いします。

大綱もバブル経済の中の嵐の中に今は消え去るといふ寂しいものが残っているような感じもいたします。市長の今の気持ちをお伺いいたします。

次に、通告番号7番についてであります。

寒河江市では、全職員に7月1日から9月30日までの3カ月間の間に6日間の夏休みが与えられているのです。そのうち、職務に専念する義務免による休暇が3日、特別休暇によるものが3日間で、計6日です。7月中にとると言われれば、まだ山形県内は梅雨の真っ盛りであります。大半の職員は7月の梅雨明けごろから9月15日ごろまでに大体の職員が休暇はとっているんでないかなと私なりに思っているわけがあります。

この休暇に言われる言葉は、夏は暑いから、元気回復休暇、あと、自宅研修休暇とも言われているのが実態ではないでしょうか。

このことは、農業委員会会長以下一部を除けば、ここの市執行部の皆様が一番御存じだと思います。私の答弁に偽りなければ、.....、失礼しました。質問に対して、市長あたりが一番知っていると思われますので、ぜひその辺の見解などもお聞きしたいわけであります。当然その中にも、お盆の13日から16日までのことも

あるわけでありますから、その辺のことも当然研修の中の一部だと私は思っております。

寒河江市職員は完全週休2日制でありますし、市内の民間で働く多くの人々から見れば、まさしくうらやましい限りであります。11月1日から3月31日までの雪おろし休暇4日間よりも2日も多いわけでありませう。元気回復だの、自宅研修だの行われているんですか、行われているわけでありませうけれども、レポートなども提出なされているのかどうかであります。ほとんどの職員は、金曜日から月曜日までにかけて休んでいるのが実態のようであります。本来ならば、年次有給休暇をとってしかるべきだと私なりに思いますが、どうなんでしょうか、市長さん。

以上で第1問を終わりますが、市長の御理解ある御答弁を期待しております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 答弁に先立ち、先ほどの励ましのお言葉に対しまして感謝申し上げます。初心に返って、これから6期目に精進、努力してまいりたいと思っております。

まずは、綱引き大会で使用した器材のことでございました。

日本一さくらんぼの里さがえ大綱引き大会は、御案内のとおり昭和63年に開催されました大江公入部八百年祭記念事業のメインイベントの一つとして、さくらんぼの収穫に感謝し、市民と観光客が一体となって楽しみ、そして、さくらんぼの里さがえを県内外にPRすることを目的に、記念事業実行委員会によって企画、実施されたものであります。

企画から当日までの準備に当たりましては、実行委員会を初め、多くの関係者の皆様の参画と御協力によって進められ、開催当日には、市内各地域や各企業などからの参加者に観光客の皆様を含めた2,000人の引き手が紅白に分かれ、沿道を埋め尽くした観客の大声援の中で、大綱に寒河江市発展の願いを込めて、力と力を出し切り、寒河江市民の結集力、そしてさくらんぼの里さがえを県内外に強烈にアピールするイベントとして大成功をおさめることができました。

大会に使用した綱は、大江公入部八百年祭記念事業実行委員会で購入したもので、大綱は直径10センチメートル、長さが200メートル、重さが1トンで、これが6本。この6本の大綱をロープで束ねてさくらんぼの幹とし、これに直径3センチメートル、長さ25メートルの小綱76本を大綱に巻きつけてさくらんぼの枝として、この小綱に2,000人の引き手がさくらんぼの実となって、1,000人ずつに分かれて引き合うもので、大綱、小綱を合わせた総重量は9トンになります。

この大綱引き大会は、翌年の平成元年度からさくらんぼ祭り実行委員会に引き継がれ、平成14年の第15回大会まで毎年開催され、関係者皆様の並々ならぬ御尽力と市民皆様の御理解と御協力により、寒河江のさくらんぼの季節の名物行事として、日本一さくらんぼの里さがえの定着に大きな役割と成果を残してきたものと思っております。

この大綱引き大会の開催につきましましては、毎年さくらんぼ祭り実行委員会で検討し、実施されております。これまで15回の大会を開催しており、当初見込んでおりました10年の耐用年数を5年超えていることから、平成15年度の実行委員会においては、新しく綱を更新しても継続して開催すべきではないかなどの意見も出されましたが、さくらんぼの里さがえの発信や、市民の意識の高揚に大きな役割を果たすなど、所期の目的を達成していること、更新費用も1,000万円を超える費用が見込まれること、また、大成功となった平成14年度の全国都市緑化フェア、やまがた花咲かフェアに引き継ぎ、寒河江市単独で花咲かフェアINさがえを開催することになったことなどから、大綱引き大会については平成14年度限りで中止を決定したところであります。

大綱は、現在下水道浄化センターの倉庫に保管中であり、大綱については、耐用年数を経過しており、また、長さや太さ、重量などから、他の活用策は考えられないこと、また、小綱については、引き合い時における道路面との摩擦により相当磨耗しており、他の活用は考えられないことから、平成16年の実行委員会では、大綱、小綱ともに廃棄処分することに決定しております。

なお、実行委員会では、大綱引き大会の思い出を後世に継ぐために、大綱のレプリカや各種グッズを保存しております。

平成15年のさくらんぼ祭り期間中に、思い出のさくらんぼ祭り展として、フローラSAGAEの3階ギャラリーに展示し、迫力ある大綱、大勢のゲストの写真やカラフルな帽子、年々の勝者に授与された優勝旗などをごらんいただいております。

綱の処分方法については、綱を一定の長さに切断し、クリーンセンターで焼却してもらう方向で検討を進

めており、その処分費用については、1トン1万2,000円として、9トンで10万8,000円となります。これに切断や運搬などの費用が加わってまいります。できるだけ安価に処分するべく、切断や運搬の方法について検討を進めているところでございます。

次に、職員の夏休みのことでございます。

現代社会においては、高度情報化や高学歴社会の到来などを要因として、仕事に対するニーズの高度化、多様化、専門化などが進展し、あらゆる病気の根源の一つであると言われているストレスが増大する環境となっており、生き生き働くためにはしっかり休むという原則が一段とその重要性を高めております。

また、世界有数の経済大国となった日本は、欧米諸国に比べ働き過ぎという指摘がなされ、経済大国にふさわしい豊かでゆとりある国民生活の実現が国民的課題となっているところであります。

これらのことから、国は、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法に基づく労働時間短縮推進計画を策定し、目標として年間総実働労働時間1,800時間の達成、定着を掲げ、長期休暇制度の推進や時間外勤務の削減などの取り組みを強めているところであります。具体的には、家族の団らんやきずなの回復、地域社会活動への参画、自己の啓発などを目的として、2週間程度の連続した長期休暇の実現を推進しているところであります。

これらのことを背景として、民間の企業などでは、年末年始の休暇のほかに、お盆の時期を含む夏季やゴールデンウィークなどの機会をとらえて、事務所や工場の操業を停止して、従業員全員一斉の連続した長期休暇を付与することが一般的となってきております。

しかし、公務員の場合、全員一斉の連続した長期休暇を付与することは、恒常的な業務に支障を来すことから困難であります。したがって、市としましては、一つは、寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条の規定により、夏季における盆などの諸行事、心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実のための休暇、いわゆる夏季休暇として3日の範囲内で特別休暇の制度を定めているところであります。

二つ目には、当地方の夏季は、盆地性特有の気候により高温の状態が続き、心身の体調を崩しやすいことから、夏季における心身の健康維持及び自己啓発のために、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1項第3号の規定により3日の範囲内で勤務を要しないこと、いわゆる夏季研修の制度を定めているところであります。

もとより、公務員の勤務条件等に関する諸制度は、民間の制度に準拠するという原則があり、特に職務専念義務の免除は、旧自治省の通知などに基づき慎重な運用を心がけているところでありますが、体調を崩しやすい夏季間に心身をリフレッシュさせ、メリ张りのきいた業務遂行を心がけさせるために、恒常的な業務に支障を来さない中で、それぞれ3日の範囲内で夏季休暇、夏季研修を付与する制度は、市民からも御理解をいただけるものと考えているところであります。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 初めに、大綱でありますけれども、最終的には焼却処分、あと、レプリカはとっておくというように言われておりますけれども、市長、第1回のお祭、綱引き大会のとき、その次に、大江公武者行列とあったわけでありまして。武者行列用の場合は、業者からいろいろ借りたわけでありましてけれども、やはり綱引きのような感じの場合は、やはり物が残っているわけですから、なかなか大変な事態だなと私なりに思っているわけでありまして。二つとも、市長は市民にいいプレゼントをしたのかなと思っているわけでありまして。

今後のことは市当局にお任せするとして、夏季休暇に入りたいと思っているわけでありましてけれども、職員のね。でも、市長、昭和54年11月26日、旧自治省、今で言えば総務省ですか、事務次官通達で、休暇や職務に専念する義務には十分配慮しなさいということを言われているわけです。

私は、今でもこの通達が生きているような感じがするんでありますけれども、その他の休暇、職務に専念する義務免について、休暇その他の職務専念義務免制度は、法律に特別の定めがある場合を除き、国の制度に準じ、条例またはこれに基づく規則で定めるものであり、国の制度と権衡を失している自治体は速やかに是正をすること。その他の休暇、義務免除の制度の運用を厳正に行うとともに、特に次のことに留意をすること。特別休暇、職務に専念する義務に係る条例、規則の運用に当たっては、拡張解釈または包括的委任条項濫用を行わないこと。いわゆる夏季休暇等については、本来ならば年次有給休暇制度を活用しなさいと言っているはずであります。

このことから見れば、寒河江市で行われている職務に専念する義務免3日、条例等による3日等は、事務次官通達に対して違反しているんじゃないかなと私なりに解釈しているわけでありましてけれども、先ほども申しあげましたとおり、農業委員会会長を除けばほとんどの職員、市長は県職員、監査委員も県職員であります。教育委員長も県職員だったと思われまして。やはり皆様が一番知っているんです。だれ一人、市長以外の方はだれも私はこうとりました、佐藤良一が言っていることはごもつともですという職員がいれば、私は立派だなと思っております。

大体、あと、皆さん、梅雨明けなると、月曜日から金曜日まで勤務時間でありましてけれども、大体お休みになるのが金曜日と月曜日なんです。大体言うことが決まっています。きょう休みだ。大体自宅研修という名目で休んでいるのが実態だと私は思っているわけでありまして。それで、週休2日制、土日休んで、月曜日また休む。暑いから休むんだって、元気回復休暇と言われているのであります。

その辺のことを、市長さんは土・日もありませんから、一生懸命市民の各種団体のところに顔を出しているわけでありまして。その辺には厚く感謝申し上げる所存でありますけれども、やはり職員もそのぐらいに、市長も一生懸命頑張っているもんだから、何とかしてもらいたいと私なりにいつも思っておるわけでありまして。

やはり県で長年活躍なさりましたので、ことしの夏はどうなるのか、その辺の感じ、もう一度、ことしどのように取り組むのか。中止にするのか、それとも職務に専念する義務免3日、条例による3日を縮小するのか、今までどおりに6日間継続するのか、その辺をお聞きすれば幸いです。2問終わります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。



佐藤誠六市長 結論から言いますと、特休とそれから義務免と合わせまして6日間の範囲内で、事務の都合をつけながらリフレッシュしてもらいたいというような気持ちでありますので、現在のところ、現行の日数等については変更しないというような考えであるところでございます。

先ほど1問で申しあげましたとおり、やはり職員には健康で、また家族との楽しい団らんの中で、そして元気をつけて、そして職場に出たときには、それなりに、あるいはそれ以上の健康な気持ちで職場で仕事をしてもらおうと、こういう気持ちでございまして、そんな意向を持っております。職員には、そういう気持ちを、この両制度があることを十分認識して、そしてその趣旨にのっとったような休暇の中で、体力、力をつけて、そしてまた、気持ちの上でもさわやかな職員となって、もりもり仕事をしてもらおうようにと願っております。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員　やはり皆さん夏は暑いんでありますけれども、梅雨時でじめじめで大変な時期でもあります。やはりこの皆様特別休暇を使われている。特に昨年は異常天候で、集中豪雨や地震などが大きくあったわけでありまして。そのときはぜひ連絡事項がとれるように、すぐ救助活動や市役所の事務事業に差し支えないような連絡だけは、十分連絡を緊密にできるような体制もつくっていく必要があるんじゃないかなと私なりに思っているわけでありまして。

やはりその辺のことも、休暇をとる場合、特に管理職の皆様は、特にその辺の連絡事項、だれにするかわかりませんが、市長か、助役か、各部署の長に対してする必要があると私なりに思います。市長、その辺はどのようにお考えになるのかどうか、もう一度お聞きします。

また、市長も日中、夏の間、職務も大変でありますので、十分健康について、寒河江市の市民の発展のためにぜひ頑張ってもらいたいと思っています。一言ありましたら、ぜひお願い申し上げます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 休暇をとるにいたしましても、全員が6日以内で連続してということは、私は見ておりませんが、非常に難しいと思っております。また、実際には、そういうふうになっていないと思っております。

ですから、お互い時間、日にちの割り振りをして、仕事に支障のないようにしてということが一つにあると思います。

それから、もう一つには、一たん有事の際は、事件、事故が起きた場合には、十分連絡がつくようにして、業務に支障のないようにというような連絡のとり方はしております。

ですから、市民の方からの業務に支障のあるというようなことの指弾は受けないようにということで、まずもってそれは注意しておりますし、また、夏休暇に入る前には、助役名で通知を出して、その辺は十分に注意を喚起しておるところでございますので、くれぐれも市民に迷惑はかけないということはモットーとしておるところでございます。以上です。

発 言 の 訂 正

新宮征一議長 この際、石川忠義議員より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。石川忠義議員。

平成17年6月第2回定例会

石川忠義議員 先ほど一般質問の中で、ギボウシの発祥地を「道場小路」と言ったわけですが、先ほど「浦小路」の誤りでございますので訂正いたします。お願いします。

平成17年6月第2回定例会

散 会 午後2時36分

新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。



## 平成17年6月6日(月曜日)第2回定例会

## 出席議員(20名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	榎 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
20番	遠 藤 聖 作	議員	21番	伊 藤 忠 男	議員

## 欠席議員(1名)

19番 佐 竹 敬 一 議員

## 説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選挙管理委員会	
奥 山 幸 助 委 員 長	武 田 浩 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
菅 野 英 行 行 財 政 改 革 推 進 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	犬 飼 一 好 花・緑・せせらぎ 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	木 村 正 之 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	尾 形 清 一 地 域 振 興 課 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	兼 子 良 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	熊 谷 英 昭 管 理 課 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	布 施 崇 一 社 会 教 育 課 長
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	選挙管理委員会
安孫子 雅 美 監 査 委 員 長	鈴 木 一 徳 事 務 局 長
清 野 健 農 業 委 員 会 事 務 局 長	宇 野 健 雄 監 査 委 員 長

## 事務局職員出席者

片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

平成17年6月第2回定例会

議事日程第3号

平成17年6月6日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第2回定例会

午前9時30分開議

平成17年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、佐竹敬一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、6月3日に引き続き一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成17年6月6日(月)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	観光行政について	広域観光の現況と将来について 本市の今後の観光振興について 今後の活性化対策について	5番 木村 寿太郎	市 長
9	駅前中心市街地整備について			市 長
10	分権時代におけるまちづくりについて	第5次振興計画策定の諸課題について 地方自治の本旨について義務教育ではどのように指導されているのか	16番 川 越 孝 男	市 長
11	教育行政について			教育委員長
12	行財政改革について	行財政改革の基本理念と目標について	20番 遠 藤 聖 作	市 長

平成17年6月第2回定例会

木村寿太郎議員の質問

新宮征一議長 通告番号8番、9番について、5番木村寿太郎議員。

〔5番 木村寿太郎議員 登壇〕

木村寿太郎議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、通告番号8番、9番についてお伺いいたします。

議員になりまだ日も浅く、大変緊張しており、失礼がありましたら御寛容のほどをお願いいたします。

私も、サービス業をやって、いつの間にか30年近くにもなりましたが、そんな立場から観光行政についてお伺いいたします。

今までは、観光イコール遊びという感覚が非常に強かったわけですが、今や観光はまちづくりの大きな柱であり、経済効果や雇用効果も十分見込まれることは、皆さんも御承知のとおりでございます。そんな観点から、まず山形県の資料をちょっと調査してみました。

それによりますと、県の観光客数調査は、昭和38年から始まり、当時1,385万人だった観光客が昭和56年には3,000万人を超え、平成4年のべにばな国体、山形新幹線の開業や山形名古屋便の就航により大きく飛躍し、平成6年度の4,086万人をピークに少しずつではありますが減少傾向にあります。

やはり、景気の低迷や観光に対する価値観の違い、いわゆる個人、小グループ化への移行や、本物志向になり大量生産、大量消費の時代ではなくなったということではないでしょうか。

やはり、今後は交通網の発達や交流拡大が盛んになり、観光客の行動力はより広域化することは確実にあります。

こうした状況の中で、県では観光による経済波及効果の調査を平成14年度に初めて実施しております。その分析結果によりますと、観光客が県内の観光地で消費した金額は、県外のお客さんが1,747億円、県内のお客さんが1,406億円、合計で3,153億円と試算されました。その中から、県外の旅行会社への手数料等を差し引いても約2,690億円くらいの収益が発生し、さらに原材料の調達や観光産業で働く人たちへの給料が、家庭で使われることなどを通じて波及する額は、約4,320億円とはじき出されております。直接効果の約1.6倍にも当たります。あわせて税収効果も138億円にも達しているとのことでした。

この資料を見ても、今や観光はまちづくりに大いに役立っていることは明らかであります。やはり、今後広域的な観光を確立するには、県内の他の市町村との協議はもちろんのこと、組織を活用し、全国を相手にするレベルも必要不可欠ですし、まず東北や北関東、特に仙台を意識することが必要ではないかと思えます。

仙台にも友人が、私も何人かおりますが、仙台市民で親子3代同居という世帯の割合は2割にも満たないそうです。言葉は悪いのですが、大部分は全国いろいろな地域から寄せ集めであり、山形へいらしたことがある方が少ないそうです。ある大企業がいろいろな業種のお客さんである仙台の支店長を集めて庄内に案内しましたら、皆さんすっかりはまってしまい、今も定期的に続いているそうです。その中間地点である本市としても、今もチェリーランドなどにはお寄りいただいているかもしれませんが、いわゆる通過地点ではなく、まずは交流人口をふやし、最終目的は、やはり滞在型観光客の確保へもっていきたいものであります。

こうした点から、首都圏の3,000万人にピラをまくことも必要ですが、まずは100万人の仙台市民を相手にすることが先ではないでしょうか。

旅行会社によりますと、最近、東京より西のお客さんは仙台空港を利用して山形に入ってくる方が非常にふえているようです。その辺の素早い対応も誘客には大切な部分であります。

他のまちと比較して申しわけございませんが、先日の新聞報道に、会津喜多方の記事が出ておりました。人口3万7,000人の喜多方市は蔵のまちというイメージが定着し、年間100万人の観光客が訪れます。代表的な名産は皆様御存じの喜多方ラーメンでございます。売り上げが年間約20億円、お土産のラーメンが年間約50億円に達するということです。こうなると、たかがラーメンではなくなるわけです。経済効果で判断す



ると交流人口10万人は定住人口の1,900人ぐらいに当たるそうです。喜多方市にこの数字を当てはめると、人口が約1万9,000人増加し、5万6,000人になります。

地方において人口増を見込むことが難しい状況の中で、いかに交流人口をふやすかというのも一つのテーマではないでしょうか。

そこで、3点について市長にお伺いいたします。

一つ目は、県で発行している観光による経済波及効果などの統計的数字を本市でも作成したことはあるのでしょうか。

二つ目は、今後の広域観光に対する取り組みをどのようにお考えなのか。

三つ目は、本市の観光の目玉であるポストさくらんぼ、パラに続くものは何かお考えなのか、市長の見解をお伺いいたします。

次に、本市の観光振興についてお伺いいたします。

私事で恐縮ですが、ここ四、五年、自分の仕事であるホテルのフロントになるべく立つようにしております。月平均1,000人くらい、年間で約1万人前後くらいの方々と接しているわけですが、特に議員になってからは寒河江の印象を積極的に聞くように心がけておるつもりです。

全国からお客さんがいらっしゃるわけですが、ほとんどがビジネス客で男性が8割です。先日、珍しく女性客が3人で横浜からいらっやあって、何か月山のブナ林のトレッキングと写真撮影に来たとのことで夕方早くチェックインなさいました。ちょっと時間があるので、その辺を散策したいのでどこか教えてくださいとのことでした。早速、八幡神社を上り、寒河江公園へ、そして山岸町へおり、中央通りに抜ける美しい日本の歩きたくなるみち500選に選ばれたことをお知らせし御紹介しました。

まだツツジも満開ではなかったのですが、4万株という規模の大きさや、寒河江公園からの景観のすばらしさ、中央通りに来ての街路樹ハナミズキの美しさ、そしてどこの庭先にも必ずフラワーポットが複数あり、きれいに飾ってある花を愛するまちづくりに感嘆し、この感動をぜひ横浜に帰って地域の方へお知らせしたいとお帰りになりました。やはり、本市は花・緑・せせらぎをテーマに市長を先頭に市民一丸となって取り組んできた成果であり、私も一市民として心が洗われるような感動を覚えたところでございます。

常に、問題意識を持って、今までのものを今までどおりに見るのではなく、違った視点から地域のよさを見きわめる必要性を教えられたような感じがいたします。

さて、ちょっと話が横道にそれましたが、先ほども触れましたが、観光産業の最終目的は滞在型観光であります。本市もキャパシティーは大分出てきたわけですが、温泉があり宿泊も十分できるという知名度がまだまだ足りないような気がするの、私だけでしょうか。それには、イメージづくりからスタートし、まず交流人口をふやすことから始めるべきだと思います。

現在では、どちらかというと観光産業は行政主導気味のように感じますが、民間が自分のことであるとの強い意識を持って、企画立案の段階から積極的に活動を展開することが理想であり、むしろ、行政は予算面も含めアドバイザー的立場が理想と考えます。

幸いにも、本市にも観光協会という組織があるわけですので、もっともっとJA、温泉組合、料理飲食業組合、麺組合、そして名産品の製造業者など強い連携を持ち、一体となって寒河江の観光PRをしていただきたいものです。生産品の販売や、時には県内外にキャンペーンに出かけるのも一つの方法かと思えます。

JRと県で、デスティネーションキャンペーンということで平成12年から行ったようですが、確かに県の資料によると3割ぐらいはふえたそうです。しかし、それを余り当てにしていると観光地として磨き上げる努力を怠りがちになるというアドバイスもいただきました。

私もサービス業に携わっているわけですが、やはり今までの経験を踏まえても、観光とサービス業というのは最後には人に行き着くのではないのでしょうか。もちろん、それにかかわりを持つ方の人材育成などにも

力を入れることももちろん大切なことです。昔から、そのまちを思うと人を思い浮かべるし、また、あの人に会いたいという意識があればこそ客はまたやってくると言われます。やはり、最大のポイントは滞在型観光客の確保はもちろんですが、リピーターの確保も重要ではないかと思います。旅をする人の目線で考え、旅が持つ本来の感動を大切にすれば、リピーターは自然とふえてくると、よく教えられたものですが、言葉にすると簡単ですが実践は自分もやってみてなかなか難しいものです。常に目的や目標を頭に置いて行動したいものです。

さて、自分の持論や教わってきたようなことばかり述べてしまいましたが、市長は本市の観光振興についてどのような見解をお持ちかをお伺いしたいと思います。

次に、通告番号9番の駅前中心市街地の活性化についてお伺いいたします。

昭和63年、寒河江バイパスが完成し、さらに平成3年には山形自動車道が仙台まで開通し、寒河江インターができるまで寒河江バイパス沿いは年々にぎやかになり、その当時、寒河江で最も生き生きとして活気があるのはバイパス沿いであると言われました。当然、交通手段の主流が車になりスプロール化現象が見られることは予想されたわけですが、既存の商店街がだんだん寂しくなってくることは事実でした。

そんな中、平成6年4月には、当初は駅前土地区画整理事業として事務所を駅前に開設したのを記憶しております。その間12年の長きにわたり、総額141億円余りを投じて一部を残し、寒河江の顔として見事完成したことは御案内のとおりです。そして、当時駅前開発検討委員会に強烈にインパクトを与え、今でも語りぐさになっていることがあります。それは、現在の駅舎を東側に移転し、南北の道路を平面交差にしてより以上にまちの活性化をぜひ実現したいと、市長は委員会で強く発表し、私たちメンバーも大変画期的なことと大歓迎でした。

しかし反面、そんな大事業が可能なのだろうかという不安もありました。その後、JR側と折衝しました結果、そんなことは全くの論外であり、地下道か跨線橋で結ぶというのであれば、少しは考えるが、全国どこへ行ってもそんな例は全くないという報告を受けて皆さんがっかりしたところでした。

しかし、市長の百戦錬磨の経験と本来の粘り強さで何回と折衝を重ね見事実現したわけで、駅前中心地がかかわっている方はもちろん、市民の方々も利便性、活性化に結びついていることは先刻御承知のとおりでございます。その市長の行動力と誠意に大変敬意を表しているところでもあります。

当初の計画より、いろいろ条件やこの経済不況下により多少の変更はありましたが、集客、人が集まってくる、活性化、人が集まることができる、定住化、人が住んでいる、そして美しい景観づくりという所期の目的はある程度達成されたのではないかと思います。

先ほども申しあげましたが、折に触れ県内外のお客様にお聞きしますと、当然この変わりようは驚くばかりで、特に新幹線の通る駅なら十分理解できるが、ローカル線の駅としては余りの立派さにたくさんの方々より、逆にいろいろな質問を受けたり、お褒めの言葉をいただいたり、寒河江の顔として高く評価され、一人の市民としてもうれしい限りです。

さて、ハード面では十分完成しつつありますが、ソフト面では県内外のお客様の御意見なども含めて3点お伺いいたします。

一つは、完成後の交通量調査、流入人口、県内外のお客様のアンケート調査などは行ったことはあるのでしょうか。

二つ目は、現在飲食街として市街3カ所に点在しているわけですが、だんだん他地区から駅前の飲食店ゾーンに移転の傾向にあります。駅前の飲食店は商業店舗と比較しても、一つのゾーンに固まったために大変にぎわいを見せており、健闘していると思っております。そんな観点から、もっと飲食店のテナントビルの誘致をお考えでしょうか。

三つ目は定住人口をふやすために、アパートやマンションなどを兼ねた店舗併用住宅がまだまだ必要かと

思います。その店舗の中でも、お客さんからよく言われることは、駅前通りにはお土産を販売する店が少ないと言われます。その誘致なども含めまして、そして空き地対策なども含めて市長の答弁をお願いいたします。私の第1問といたします。ありがとうございました。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、広域観光とそれから今後の観光振興策についてでございます。

社会の成熟化とともに国民の価値観は多様化しております。余暇時間の拡大と相まって人々は精神的な豊かさを求めてレジャーや余暇活動に力を入れてきておりますし、観光に対するニーズは高まってきております。一方、観光産業として見た場合、旅行業、交通産業、宿泊業それから飲食産業それから娯楽産業、土産品産業、旅行関連産業など幅広い分野を包含しましてその消費や経済的な波及、それから雇用の創出など大きな経済効果が期待できることから、その成長というのが一層期待されておると思っています。

さらには、地域の自然とか歴史とか文化、産業などの素材を生かした観光振興というのは、単に地域の経済発展を促すだけではございませんで、住民が地域の魅力を再認識することで、郷土愛や誇りを育みよりよい地域づくりに貢献し、地域振興に大きく寄与するものだろうと思っております。

そこで、観光の果たす具体的な経済効果についてでございますが、移動する観光客数の把握の難しさのみならず、食や土産や宿泊、そしてその他のサービスまで関連する項目が多岐にわたるわけでございますので、算出は非常に難しいものでございまして、多くのデータ収集と費用を要するものだろうと、このように思っております。

県では、平成14年度に観光の経済効果を推計する調査事業を、財団法人日本交通公社に委託を行って実施しております。この分析結果によりますと、観光客が県内の観光で消費した額は3,153億円と試算されております。そのうち2,690億円が県内に残り、県経済に直接的な効果を及ぼしております。さらに、原材料の調達や、観光産業で働く人たちの給料が家庭で使われることなどを通じまして波及する額は4,320億円と、直接効果の1.6倍にも拡大してございまして、雇用効果も5万1,000人に及んでおります。

これらの経済効果から見まして、産業としての観光は県の主要産業といえる経済的規模に達してきておると思っています。本県の産業の発展に大きく貢献している実態が読み取れるわけでございます。

本市におきましても、観光の経済効果の把握は必要であるとして、平成16年度から研究を行ってきておりますが、全国的な事例を参照しまして、できるだけ効果的な方法での推計分析の手法について検討中でありまして、なお、国内には、全国统一基準での観光統計がないのでございまして、地域間の比較ができないことなどから全国市長会を通じて、国に対して必要な観光統計の整備を要望する動きがあるわけでございます。

それから、広域観光についての取り組みのことでございまして、高速交通網の発達で、観光における行動範囲が拡大し、広域的な対応がより以上必要となってきました。そのため、観光地や各地域が持つところの資源というものを生かした観光コースづくりと連携に努め、地域全体での特色ある観光の展開を図っていく必要があるかと思っております。また、同時に広域観光への取り組みは観光客の誘致面においても、より広範なエリアからの集客が可能になるというメリットも生じてくるわけでございます。

そんなことで本市といたしましては、高速交通時代にいち早く対応し、チェリーランド建設やチェリークア・パークの整備に取り組んでまいったところでございます。昨年からは寒河江サービスエリア・インターチェンジ、いわゆるスマートインターチェンジが社会実験として新たに開設され、本市へのアクセスがさらに便利なものになってきております。

本市では、広域的取り組みとして雛のみち事業の立ち上げ、JR左沢線におけるSL運行支援事業、西村山の秋まつりPR事業、月山さくらんぼ街道事業などを展開しており、さらに本市が開催しておりますところの花咲かフェアINさがえは全国から大勢の観光客を集め、県全体への広域観光のルートを広げると、このように思います。本市は、西村山地方のかなめとして、また山形県における交通の要衝に位置する立地条件を生かし、特色ある観光資源にさらに磨きをかけ、広域観光の拠点としての役割を果たすべく、

これからもなお一層振興事業に取り組んでまいりたいと思っております。

それにしましても、最も大切なことはネットワークの構築であると考えております。当然のことながら、ネットワークを担うのはそれに携わる人でございます。観光では見る、聞く、食べる、買う、乗る、寝る、話すなどなど多くの関係者が生じるわけです。帰るときにこれらの人の顔を思い浮かべながら「ああここはよかった、また来たい、連れて来たい、人に紹介したい」とこのようにならなければならないと思っております。まずは、市内の観光ネットワークを強化し市民一人一人が寒河江の観光の主役であるというホスピタリティー、いわゆるおもてなし精神の涵養が重要であると考えております。

次に、さくらんぼ、バラに続くというものについてのお尋ねもございました。

本市は日本一のさくらんぼの里として、また近年ではバラを初めとする花のある美しいまちとして全国に知られ、観光面においても大きな役割を果たしておると思っております。さくらんぼ、バラに続くものとしたしましては、本市にはすばらしい観光資源がたくさんあると思っております。千年以上の歴史を誇る慈恩寺はまさに文化財の宝庫であり、全国的にもその価値はすばらしいものでございます。神輿もまた寒河江の顔になってきております。市民パワーの象徴として、勢いを示すものでございます。

温泉にしましても、100%源泉利用でかけ流しの寒河江の温泉は本物志向が高まる中、天然温泉として人気を博するものでございます。また、寒河江の歴史と文化が息づき、さらに整備の進む街中を活用する街中観光も大いに期待されるものだと思っております。さらには、先ほどもお話がございました日本の歩きたくなるみち 500選に選ばれた寒河江公園及び二の堰親水公園を歩くコースに代表されるどころの、花・せせらぎを織り込んだ寒河江の美しい風景も全国に誇り得るものでございます。

観光面においては、一つ一つの観光資源のよしあしはさることながら、地域全体の取り組みが高く評価される時代になってきております。これまでのまちづくりの成果を生かしながら、さくらんぼ、バラに加えまして、今申しあげました慈恩寺とか神輿とか温泉、そして自然景観などの活用を図ってまいりたいと、このように思っております。

本市の観光についての見解を聞かれたわけですが、本市においては観光の振興というものは市政の重要議題であるとして第4次振興計画の中にも、広域滞在型観光拠点の整備として五つの重点項目というものを掲げ、その実現に鋭意努力を重ねておりますが、その中において最も大切なことは、地域の特性や文化を生かしながら、情報発信、観光のネットワーク化、そしてルート化による観光客誘致促進ということと、回遊性の向上であると考えております。

さらに観光を産業として見た場合、観光消費支出額を大きくして経済的効果を波及させていくためには、市内観光資源のルート化はもちろんのこと、宿泊施設の充実によって滞留時間も長くしていくことが最も重要となってまいります。同時に、観光における宿泊地は地域イメージを大きくアピールすることにもつながるわけでございます。

本年度におきましては、本市のすぐれた観光資源であります花咲かフェアやさくらんぼを代表とするところの周年観光農業、慈恩寺、温泉、自然景観などを生かしながら市政運営方針でも申しあげましたが、経済効果を高めるべく関係団体との連携を強化し、観光のルート化や周遊性の向上に努めるとともに、四季を通じての祭り、イベントの開催充実対策を努めてまいりたいと、このように思っております。

これから、観光分野におきましてもますます地域間競争が激化してまいります。いい地域づくりはいい観光地づくりでございます。「訪れてみたい」から「滞在してみたい」、そして「住んでみたい」につながるものと確信しておりますので、これからも関係各位の御尽力と御協力をお願いしたいと、このように思っております。

次に、駅前中心市街地の整備に関連したところの商店街の活性化のことのお尋ねにお答え申し上げます。

御案内のように駅前中心市街地整備につきましては、後世に誇れる本市の顔として美しい町並み景観に配

慮した都市施設の整備や、商業施設の再編成によりまして、潤いとにぎわいのある歩いて楽しい中心市街地の形成を図るため、地元と一体となり事業を進めてまいったところでございます。計画された事業は御案内のようにほぼ完了し、残る事業としましては、昨年度完了を計画しておりましたみどり・せせらぎ公園について、県施行の沼川の護岸工事との施工関係から、今年度に繰り越しをして、現在鋭意進めているところであり、7月末までには完了する予定になっております。

これらの公園が完了した後、最後の事務事業となります換地処分、それから清算金の徴収、交付、そして区画整理登記事務を行いまして、今年度の秋までには完了してまいりたいと考えております。ここに至るまでには、ひとえに地権者を初め関係各位の皆様のご理解と御協力によるものと思っております。

ハード面の整備は間もなく完了することになるわけですが、駅前中心市街地整備事業は終わりではなく、そこに住む方々にとっては快適な居住空間として、市民の方にとっては気軽にショッピングや散策が楽しめる空間として、本市を訪れる人々にとっては、本市の玄関口として、にぎわいや楽しみのある多目的なまちづくりに引き続き努力してまいりたいと思っております。

このためには、行政はもちろんでございますが、地域に住む方々、商店街の方々、あるいは民間事業者及び関係機関が気持ちを新たにしまして、一層協力しながら後世に誇りを持って引き継げるまちづくりをしていかなければならないものと考えており、今後ともより一層の御理解と御協力をお願い申し上げるところでございます。

御質問の交通量調査についてでございますが、調査は商工会、商店街と一体となり4年に1回程度実施しており、最新の調査は平成16年、昨年7月23日金曜日とそれから25日の日曜日に実施しております。駅前地区の調査結果としましては、平成12年の前回調査と比較しまして、平日の自転車及び自動車の交通量は増加しており、休日は逆に自転車及び自動車の交通量とも減少しております。歩行者については平日も休日も減少しております。減少した原因としましては、調査日が前回は夏休み前で、今回が夏休み期間中であったことや、工事期間中であったことが考えられます。

駅前については、完了による整備事業の効果測定のため、ことしも夏休み前に交通量調査を実施する予定であります。

次に、流入人口ということでございますが、これは国勢調査でいうところの昼間人口と夜間人口の調査のことかと思いますが、国勢調査のときに調査されるものであります。前回の国勢調査は平成12年度に行われており、駅前地区に限定した調査ではありませんが、流入、流出ともほぼ同数となっております。次の調査は御案内かと思いますが、ことしの10月1日に予定されておるわけでございます。

それから、県内外のお客様に対するところのアンケート調査でございますが、駅前地区に限ったアンケートは実施しておりませんが、県が買い物動向調査を市町村単位に3年に1度実施しております。最近では、平成15年にされております。具体的な調査内容は、自市町村の購買依存率それから商圈範囲と吸引力、そして利用買い物店舗、通信販売、テレビショッピングに対する意識、インターネットショッピングを利用する理由、他市町村からの購買者による中心商店街利用度、そして他市町村での買い物理由、そして地元の中心商店街に対する要望内容などの調査内容でございます。

平成15年度の本市の調査結果では、食料品、日用雑貨などの最寄り品の寒河江市内での購買依存率はほぼ100%となっております。衣料品、家具及び電化製品などの買い回り品の寒河江市内での購買依存率は、ほぼ70%となっております。30%が他市に依存しているようでございます。次回の調査は来年度行われる予定でございます。

駅前商店街の活性化のために、平成16年には東北芸術工科大学生によりましてところの駅前地区を中心としたまちづくり研究発表会を、駅前商店街協同組合と一体となって開催いたしまして、駅前地区の景観や誘客プランについての意見をいただいたところでございます。

続いて、飲食店のテナントビル誘致についてでございます。

飲食店ゾーンについては、区画整理の仮換地指定の早い段階から建築が進み、夜型飲食街として形成されにぎわいを見せております。また、幹線道路沿いの商業地区においても、昼はランチを中心に女性客がふえている飲食店もあり、喜んでいただいております。このように昼夜ともににぎわいのあることが商業地域であり、いろいろな商店が立ち並びにぎわいが出てくればと考えております。店舗誘致については、駅前開発検討委員会、駅前商店街協同組合、ステーションアイ21、駅前区画整理地内の地権者、そして商工会及び市で平成13年12月に寒河江駅前活性化店舗等対策委員会というものを組織いたしまして、にぎわいのある商店街の形成に資する店舗等の誘致に取り組み、駅前商店街の活性化を図ってまいったところでございます。

飲食ゾーンでの建物の建設は、ほぼ100%に近い状況になっており、駅前広場周辺、沿道商業ゾーンにも飲食店のテナントビルが建設されている状況でございます。

しかし、飲食ゾーン以外にはまだ更地が残っておりますので、土地所有者及び建築主が地区計画などとの整合性がとれるようなものであれば、飲食店のテナントビル建設並びに誘致を図っていただくよう指導しているところでございます。

それから、定住人口をふやすためには、やはり店舗併用住宅の必要性と、空き地対策が必要ではないかということがありましたのでお答えいたします。

アパートやマンションなどを兼ねた店舗併用住宅は、商店も消費人口もふえるという意味で中心市街の土地利用としては効率のよい形態でありますので、沿道商業ゾーンへの建設を誘導しております。これまでの店舗誘致対策は、駅前商店街協同組合を対象にした貸し店舗経営の勉強会、3回やっております。それから店舗等対策委員会の会議12回も数えております。そして西村山郡の宅地建物取引業協会への貸し店舗等の情報提供、市内不動産業者の訪問、そして山形・天童市の主な不動産業者及び民間開発会社への情報提供や訪問も43件に及んでおります。企業訪問としましては35件もやっております。横浜市で開催されたショッピングセンタービジネスフェアにおいても、誘致活動を行ってきたところでございます。

現在の空き地、言い換えれば更地でございますが、これらはもともと貸地となっていたものがほとんどでございます。土地の所有者は今後においても貸地として活用していく考えのようでございます。

最近の経済環境の中でなかなか厳しい状況ではありますが、さらに誘致活動に努めてまいります。また、店舗の立地、建物の建設を促進するためには、駅前中心市街地に人が集まるようなにぎわいが重要でございます。観光面とも結びつけた魅力づくりを図っていかねばならないと考えております。

このため、昨年から開催した神輿会館、みこし公園での夏まつり、神輿の祭典フィナーレ、ふるさと芸能まつり、駐車場でのうまい大鍋フェスティバルを、より一層充実をしながら継続して開設してまいりたいと思っております。JRとの共催である「小さな旅」の充実や、沼川そして地域内にある滝田門観音堂、それから稲荷神社、熊野神社の大カツラ、宿禰院の閻魔堂、さらには二の堰沿いの遊歩道なども、生かしていくことも当然考えられるところでございまして、これらの実施に当たりましては、地元商店街などの皆様と一体となって進めていくことが大切であり、一層の連携を図ってまいりたいと考えておるところでございます。以上です。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 木村寿太郎議員。

木村寿太郎議員 それでは、第2問に入りますけれども、本当に、私の意図を御理解いただいたようでございまして、明快な答弁をありがとうございました。

私は、実は先日ある雑誌を見ておりましたら、JTBが行っている全国70万人からいただいているアンケート調査の結果が出ておりました。それによると、全国で最も評価が高い観光地は山形県だそうでございます。山形県の温泉、旅館の料理やサービスはもちろんですけれども、山形県民性というものがよいところが大変出ているのではないかというふうに思っているところでございますけれども、一番肝心なところは、地元ではそういうことに気づいているかということだと思います。そして、ボランティアガイドは当市慈恩寺にもありますが、現在、県内には71の団体、約1,800人の会員がおり、これも全国トップだそうです。観光地としての素材は十分にあるということではないでしょうか。

さて、当市にいらっしゃる観光客は歩いての方は寒河江駅、車ではチェリーランドと言われるくらいに二つに大別できると思います。そして意外と重要なのがタクシーの運転手さんではないでしょうか。観光で来た方々がまちでおりて、最初に会うのがタクシーの運転手さんです。現在、印象が悪いということでは決してございませんけれども、その第一印象というのがすごく大事だと思います。当市ではもちろんその中で、慈恩寺や市内の観光案内ができる方は何名かもちろんいらっしゃいます。やはり、タクシードライバーや観光事業に携わる方々も含め、サービスとかマナー向上などのもっともっと実践的なセミナーを、観光協会や商工会そして行政もタイアップして行うことが必要ではないかと思っております。

そして、今「こころの時代」とよく言われますが、町中がやはり本当におもてなしの真心を持って迎えるという、先ほど市長からもありましたようにホスピタリティー、おもてなしの真心を持って迎えるという体制づくりやムードづくりも重要かと思っております。そして、花・緑・せせらぎをうたっている本市としては、玄関口である寒河江駅におりたときの花、緑がちょっと足りないような気がいたしますが、せめて花咲かフェアのときぐらいは、何か大きなシンボルがあった方がいいのではないかと思っております。そして、市のシンボルであるバラの花もどこか駅の一角に四季を通じて咲いていけば、心和むいやしの効果が少しは出るのではないのでしょうか。ことは当然間に合わないと思いますが、よろしく御検討のほどをお願いしたいと思います。

先日の新聞にまた、いい情報が出ておりました。それは皆さんごらんになったかと思いますが、出羽三山を含めた広域の世界遺産の登録を目指す記事でした。世界遺産は御案内のようにユネスコで登録の決定をするわけですが、世界ではエジプトのピラミッドや中国の万里の長城など、アメリカのグランドキャニオン峡谷など、現在約703カ所が認定されているそうでございます。日本では鹿児島県の屋久島や青森県と秋田県にまたがる白神山地、広島県の原爆ドーム、安芸の宮島、京都のいろいろな文化財、奈良の法隆寺など12カ所が認定されているようでございます。県にもいろいろ問い合わせしてみました。日本でも現在は3カ所が申請中だそうです。平泉の中尊寺、島根県の石見銀山、そして神奈川県鎌倉でございます。県から国へ、そしてユネスコへという申請の順序だそうです。認可までは約10年ぐらいはかかるのではないかと思います。

昔は、出羽三山というと、月山、羽黒山、そして葉山だったそうです。そのうちの一つである葉山にゆかりのある慈恩寺も当然そのエリアに入ってくるとのことでした。認可になれば、当然経済的波及効果ははかり知れないほどかと思われます。この10年間しっかり足元を築いておくことが大事なのではないでしょうか。

昔から、観光は景気がよいときは税収がどんどん上がり、余り見向きもされないが、世の中がバブル崩壊後のように景気が悪くなると観光でもやるかとか、それ以上悪くなると観光しかやることがないと変化していくそうです。そうかといって、自分の地域に合ったレベルの活動が最も重要であり、どこでも多くの観光

客の獲得を目指すことはもちろん必要ですが、小さな取り組みからまず実行し、継続して積み上げることがやはり大切ではないかと思っております。一朝一夕にはできるものではないと、私は常々思っております。

主に、私の主観とか今まで経験してきたことばかりのことを述べてしまいましたが、市長の所見があればお伺いいたします。これで、私の質問を終わりますありがとうございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、市内の方々が、タクシーの運転をしてくださる方もさることながら、全部やっぱり寒河江のPR人、アピール人、案内人というようになっていかなくちゃならないなと思っております。

特にタクシーなどは、利用する方が多ければ多いほど運転手の方からここはどうだとか、あるいはそこがいいとか、自分みずからが推薦しながら案内していくと、あるいは情報を提供していくことが必要だろうと思っております。それが非常に口コミを通しての寒河江市のよさがありますし、また、気持ちのいいところの寒河江市だなという印象を与えていくんだろうと、このように思っております。それで、そのほかにも、寒河江市では観光ガイドとボランティア活動でやっている方もおりますけれども、なお、それらの方々の研修なりあるいはマナーというふうなものを一層磨きをかけていかなければならないものだなと、このように思っております。

それから、今、出羽三山の世界遺産の話が出ましたけれども、葉山もどうなるかというふうなこともあるうかと思えますけれども、それらと関連するようなことを見つけて、あるいは県なり国なりと連携をして、対応してまいりたいと、このように思っております。

話はちょっと違いますけれども、JRでトランベールという本が出たわけでございますけれども、あの本、冊子ですけども、あの冊子で山形県の慈恩寺、寒河江の慈恩寺ということで、最近になってかなり慈恩寺を訪れる方が多いようでございまして、ですから、まだまだ地元の方もさることながら、もっともっと慈恩寺のよさというものを認識、地元の方が認識しなければ、あるいは売り出さなければ、人から書いてもらったから、人様でつくった本に載ったからということではなくて、自分たちの財産として、もっともっと売り出す必要があるかなと、そうすれば、それらは観光という面で大きくプラスにつながっていくかと思っております。

それから、やっぱり観光というのは、今もおっしゃられましたけれども、長い期間もかかりますし、あるいは突如としてアピールできる場合もございますけれども、やっぱり不断の取り組み、それから関係団体との連携したところの取り組みで、寒河江のまちづくりそのものとして観光も売り出すということが必要なかなと、このように思っておるわけでございますので、観光産業と言われるものでございますから、これからも力を入れてまいりたいと、このように思っております。以上です。

平成17年6月第2回定例会

## 川越孝男議員の質問

新宮征一議長 通告番号10番、11番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の皆さんから寄せられている意見を踏まえ、私の考えや提言を含めて質問いたしますので、市長並びに教育委員長の誠意ある答弁を求めるものであります。

民主主義というのは手間暇、いわゆるお金と時間のかかるものであります。その逆に手間暇のかからない政治手法は独裁であります。近代日本の三大改革の一つと言われる地方分権一括法の成立によって、これまで法律や省令、さらに財政面で国に縛られていた国と地方の関係は、上下、主従の縦の関係から対等、平等の横の関係に変わり、地方自治体は本来の地方自治に向け、大きな前進が図られました。

しかし、財源の伴わない分権は本物でなく、引き続き地方6団体が求めている税財源移譲で地方主権が確立できる三位一体の改革が強く求められております。内外の情勢は危険をはらんだ不安な状況にあります。しかし、私は反動を許さず、歴史の歯車を前に押し出す力、これからの社会をつくり発展させる力は存在しており、その力を発揮させるためには、次の五つの原則があると思うのであります。

その一つは、情報公開の徹底であります。二つには機会均等、男女の性別を初めとするあらゆる差別を許さない機会均等の徹底であります。三つには違いを認め合い、外国人との共存、自然環境との共生であります。四つには官主導から官民対等の平等であります。そして五つには市民参加であります。形式的な仕組みられた参加でなく、市民が主体的に参加する協働であります。この五つがこれからの社会発展のかぎになると考えております。

この五つを政治や行政に限らず、経済界を含め、あらゆる分野に徹底させることがますます重要になってきていると思うのであります。

そのような立場から、通告番号10番、分権時代のまちづくりについて、第5次振興計画策定の諸課題について、幾つかの観点からお伺いいたします。

第5次振興計画は、向こう10年間、寒河江市の基本となるもので、この計画の策定はまさに地方自治の本旨に基づき、国や県からの介入を受けず、市民の市民による市民のための計画をつくり上げるべきだと思っております。そのためには、より多くの市民の意見が反映されるべきことは当然であります。ところが基本構想原案をつくる段階で、産業、経済界と教育文化、福祉、スポーツ部門、それと地域コミュニティーに分け、3回の各層座談会が実施されていますが、今回もまた、それぞれの団体の役員などによるものに終わっているのであります。

第4次振興計画をつくった10年前は、市内に住む20歳以上の男女 3,000名を対象とした市民アンケートが実施されました。しかし、今回は実施されていません。また、幅広い層から委員を選任するために、議員から選任されている1号委員は、10年前の4人から2名にしてほしいとのことであります。ところが、振興審議会委員と行財政改革推進委員を同じメンバーにするとのことです。市振興審議会条例によると、委員は20名以内、また、市行財政改革推進委員会設置要綱では15名以内となっており、重複しない場合35名を選任することが可能であります。

しかし、同じメンバーとした場合、市行財政改革推進委員を5名ふやしたとしても最大で20名となります。矛盾するのではないのでしょうか。また、偏った人選を避けるため、複数兼職は四つ以下、在任期間は8年以内とした閣議における口頭了解事項もあるわけでありまして。さらに、市振興審議会条例では、1号委員から4号委員までは市議会議員、教育委員会委員、農業委員会の委員、公共的団体等の役員及び委員との制約があります。5号委員の学識経験を有する者についても、これまでは県議会議員や市議会議長が選任されていたことから、幾ら優れた見識を持っていても一般市民は選任されません。

これまでは、可能であった行財政改革推進委員の場合も、条例優位であることから実質不可能となり現行要綱では矛盾が生じることとなります。私は2015年を目標年度とする第5次振興計画は、夢があり可能性の

あるものでなければならないと思います。そのためにも高校生や大学生などの若人や主婦など、組織代表でない一般の市民からも委員を選任すべきであり、その道を開くべきだと思います。

そこで、一定枠の公募制を導入すべきだと考えています。これまでも再三にわたって提案してきましたが、きょう、現在でも寒河江市の各種審議会等の委員の公募制は全く導入されておらずゼロであります。したがって、すべての委員はまさに官選の委員であります。以前は一部委員について公募を試行したいとしていた市長の答弁も、最近では導入の考えはないと時代の要請に逆行した後退したものになっております。そこで、改めて委員の公募制について市長の見解をお伺いいたします。

次に、第4次振興計画の評価の必要性と、その対策についてであります。

当然のことではありますが、第5次振興計画は第4次振興計画の延長線上に位置づけられるものであります。そのためには第4次振興計画の総括が必要だと思います。ところがこれまで全国の市においても総括するすべがないことから、一体何のための、だれのための振興計画なのか、単なる文章となり、形骸化しているのではないかとこの反省のもとに、行政評価が導入されてきております。

特に、右肩上がりのときは異なり、これからは避けることのできない重要な課題だと思います。総括をするためには、客観的な評価が不可欠であります。ところが本市には振興計画を客観的に管理・評価する制度はありません。これを機会に政策、行政評価をすることと、そのシステムの導入を重ねて提言いたします。

そこで伺いいたします。第4次振興計画の客観的な評価はどのような方法で行っているのか伺いいたします。あわせて行政評価システムの導入について市長の見解をお伺いいたします。

次に、市民と行政が協働する上でのルールづくりについてであります。

市は、さまざまな活動を行っており、それは市民生活の全領域にわたっています。地方分権の推進、少子高齢化、市民ニーズの複雑化、多様化に伴い、市政に求められる役割は高度化してきています。一方厳しい経済状況、国、地方を通じた財政危機により、財政状況は一段と厳しいものになっております。

分権以前の市は、国の統治機構の一部としての色彩が強いものでありました。また、その運営は、施策という言葉が示すように行政がルールをつくり、意思決定し、実施するものでありました。しかし、これからは地方分権と住民自治の実現のために、自己決定、自己責任の原則のもと、市民がみずからルールをつくり、意思決定し、実施していくことが必要となります。市は市民から信託を受けた地方政府として運営しなければならないわけでありまして。

一方、行政サービスは、公共だけでは困難となり、ボランティアやNPOなど市民との協働により、よりよい地域社会をつくるという新しいスタイルが生まれてきています。寒河江市でもグラウンドワーク手法の公園づくりや、環境、福祉、教育分野などにおいてもボランティアやNPOの取り組みがなされています。このことは行政だけがこの地域社会の幸せを実現するものではないということをも明らかにしてきたのだと思います。

そこで、だれがどんなことを引き受けてやっていけば、この地域社会はうまくおさまるのかということ、設計し直しをしなければならない段階に入っていると思うのであります。そのためには一定のルールが必要であり、行政の役割、広い意味での市民が行政をサポートする範囲や役割、また行政が市民活動をサポートする範囲や役割、それに議会の役割などを定める必要が出てきたと思うのであります。そういう立場から、(仮称)寒河江市自治基本条例のようなものを制定すべきと思いますが、将来に向けての必要性も含め、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号11、教育行政について伺います。

分権時代のまちづくりには、市民が制度を正しく理解し合うことによって、総合力が発揮されるものと思います。そこで伺います。



一つは、地方自治法初め、地方自治体にかかわる法律のもととなっている憲法第92条の地方自治の本旨について教育委員会委員長の見解をお伺いいたします。

二つには、同じ憲法第92条の地方自治の本旨について、義務教育の中でどのように指導されているのか教えていただきたいと思います。

重ねて誠意ある答弁を期待いたしまして、第1問を終わります。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時49分

---

再 開 午前11時05分

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

第5次振興計画の仕儀に当たりまして、委員の問題等々につきましての御意見と御質問が何点かございました。それについてお答え申し上げます。

委員の任命についてでございますけれども、振興審議会は御承知のように地方自治法第138条の4の第3項の規定によりまして、地方公共団体は法律または条例の定めるところにより、審議会等の機関を置くことができるという規定に基づいて条例を設置しておるわけでございますが、その条例でございますが、御案内かと思えますけれども、寒河江市振興審議会条例第3条においては組織として委員の数を20人以内と規定しておるわけでございますが、また第2項では委員の区分として第1号で市議会の議員、2号では教育委員会の委員、3号で農業委員会の委員、4号で公共的団体等の役員及び委員、第5号で学識を有する者と、それぞれの各号に掲げるもののうちから市長が任命すると定めておりますので、この規定によって任命してまいりたいと思っておるわけでございます。

したがって公募制については、昨年の9月の定例会でも答弁申し上げておりますが、委員には最もふさわしい方を任命したいと考えておりますので、公募というところは考えていないということでございます。

それから、この第5次振興計画とそれから行財政改革の委員の同一人ということにも触れられたわけでございますけれども、振興計画については、地方自治法第2条第4項におきまして、市町村はその事務を処理するに当たりましては議会の議決を得て、その地域におけるところの総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想というものを定めまして、これに即して行うようにしなければならないといっておるわけでございます。

来年度からスタートするところの第5次振興計画には、寒河江市の10年後の姿を形づくるものでございまして、そしてそのための道筋をつくるものでございます。また、これまでのまちづくりを継承して、それをまた発展させ、現在の少子高齢社会の到来や自然環境の保全とか、あるいは次世代を担う人々のための教育問題など、社会情勢の著しい変化に対応し、将来の都市像といたしまして、歴史と文化の織り成す気品ただよう美しい<sup>まち</sup>都市寒河江を目指そうとしております。そのような中で、現在、基本構想の策定に取り組んでおるわけでございます。

しかし、こうした取り組みにおいて、本市を取り巻く地方分権や三位一体の改革など、厳しくまた難しい状況の中で、行財政改革というものを抜きにしては振興計画の策定はないと考えておりますので、より効率的な市政運営を推進するためにも振興計画と行財政改革は一体であると考えておるところでございます。

したがって、振興審議会と行財政改革推進委員会の委員は同じメンバーといたしまして、優れた識見を有する委員の方々から御審議いただきたいと、このように思っております。

それから、議員の数が4人から2名に減じたというふうなことにも触れられたわけでございますけれども、今申しあげましたように審議会の委員の数は、条例の第3条に審議会は委員20人以内で組織すると定められておるわけでございます。そして、第2項におきまして、申しあげましたように第1号から第5号までの各号に掲げる者のうちから、市長が任命することと定めておるわけでございます。

これまで、議員選出の第1号委員につきましては、4人の方をお願いしてきた経緯はありますが、このたびの振興計画の策定においては、より多くの市民の声を反映するため、多くの市民の方から審議会へ参加してい

ただけるよう考えました。そういうことで、議員の方におきましては、市議会等において発言する機会もありますので、これまでの4人から2人減らして2人の方の選出をお願いしたところでございます。

それから、振興計画についての政策評価という問題のお尋ねがございました。

第4次振興計画を総括いたしまして、客観的な評価となる政策評価を取り入れるべきではないかなと、こういうことだろうと思いますが、第5次振興計画については、現在の第4次振興計画を継承発展していくものと考えまして、専門部会において、基本構想及び基本計画についての施策の大綱ごとに総括しておるところでございます。これらを踏まえまして、基本構想に反映させたいと考えておるところでございます。

政策評価といえますと、より高次レベルの政策目標や、それから長期総合計画の目標などの妥当性と政策評価、そういうものの妥当性についての判断ということになるかと思えますけれども、これは非常に難しいのではないかなと思えますし、政策評価というものを、事後評価の徹底とか、あるいは情報の公表とか、あるいは外部からの検証とか、あるいはさらに説明責任というように考えるならば、これまでもあるいは今後におきましても、このような意味での政策評価というものは導入できるわけでございますけれども、議員がおっしゃるところの政策評価というようなものについては、何をどのように考えられておられるかというようなことがわかりませんので、こういうことなら、今申しあげたようなことならば、政策評価ということも考えられるだろうと、このように思っております。いや、しておるところでございます。

それから、公募制について、また戻りますけれども、13年6月の議会におきまして、こう申しております、審議会の公募につきましては、委員としての適任性の判断とか応募方法などの問題もあり検討してきたところでございますが、選出に当たりましては、選考委員会の設置や選考のために応募者の履歴確認や所見、または提言書などを提出していただくことも必要かと思っておりますし、応募者が定数に満たない場合の対応など、事務処理の煩雑さなども生じてくることもあり、公募制の導入については考えていないというようなことを答弁しております。

さかのぼって、平成7年6月には一部の人数については試行することも考えると答弁しましたが、今申しあげました平成13年6月に答弁申しあげましたように、いろいろ検討した結果、公募制の導入は考えていないということでございますので、先ほど申しあげましたように公募制については考えていないと、こういうことでございます。

それから、分権制における何と申しますか基本条例を制定するというようなことの御質問でございますが、これにつきましては、昨年の9月の一般質問にもお答えしておるわけございまして、そのときと考えは変わっていないところでございまして、自治基本条例に規定するような事項というものは、既に憲法や地方自治法等の法律に書き尽くされていると思っております。また、条例を制定することは地方公共団体の事務に関して定めるものでございまして、自治基本条例で規定するというようなものは、個別条例においても規定されている事項もあろうと思われ、このようなことから自治基本条例というようなことを定める考えはないところでございます。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 地方自治の本旨について、義務教育ではどのように指導がなされているのかという御質問でございますので、お答えいたします。

地方自治につきましては、主に中学校の社会科の中で取り扱われております。現在使用しております教科書によりますと、その学習は、おおむね次の3点を追求するような形で進められます。

一つ目は、なぜ地方自治が必要でどんなことが行われているのか。二つ目は、住民はどのようにすると地方自治にかかわっていただけるのか。三つ目は、なぜ地方分権が進められているのか、以上の3点でございます。

また、教科書の内容のもとになります中学校学習指導要領によると、指導のねらいは次のように記載されております。

1．住民自治を基本とする地方自治の考え方について理解させること。

2．地域社会における住民の福祉は、住民の自発的努力によって実現するものであり、住民参加による住民自治に基づくものであること。そして、このような住民自治を基本とする地方自治の考え方が、地方公共団体の政治の仕組みや働きを貫いている基本的な考え方であることについて理解させること。

以上の内容を理解させるために、各中学校では身近な事例を取り扱ったりしながら、調査等を通して仕事や仕組みを調べる学習活動を進めております。このような学習を通して、地方自治についての基本的な理解を深め、将来社会の一員として活躍できる生徒の育成を図っているところでございます。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 川越孝男議員。



川越孝男議員 1問目の答弁をいただきましたので、2問目に入らせていただきたいと思います。それで、2問目に入るにも本当は、教育委員長の委員会としてあるいは委員長としての憲法92条の地方自治の本旨についての見解をお尋ねをしたかったわけでありますけれども、2問目というふうなことでありますので、全体的な質問の組み立てもまた違って来るわけでありますけれども、次、2問目で、その点についてはお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それで、地方自治の本旨について学習指導要領も見させていただいておりますけれども、今委員長からありましたように、地方自治の本旨、これには住民自治と団体自治とがあるんだと、この二つが相まって地方自治の本旨なんだというふうに指導要領ではなっております。したがって、この辺についてお聞かせをいただきたいし、3月の一般質問で市長は、不確定な概念であると言われておることもありますがというふうにして、通常、近代民主国家の地方自治の2要素とされておりますところの住民自治と団体自治を兼ね備えた地方自治の確立、すなわち地域的な行政事務については、国が関与することなく、地方公共団体において、住民みずからの責任と負担で処理すべきことと説明されているようでございますが、というふうになっているんですね、市長は。そして私は地方自治の本旨という場合は、住民の福祉を増進するという地方公共団体の根本的な目的から論ずるべきものであると考えており、地方自治の本旨とは民主主義の原則の中で、住民の幸せのために最少の経費で最大の効果を上げるよう努めることであるかと思っております、以上というふうに、市長は答弁されておるわけでありますけれども、私は3月も申しあげました。

最少の経費で最大の効果を上げるというのは、これは地方自治法の2条の中で、地方公共団体の事務処理をする場合には、経費をかけないで最大の効果を上げなさいよと、行政一般に通用することでありまして、地方公共団体に限りません、国の行政も同じです。憲法92条でいう地方自治という第8章の別章立てでなっている地方自治体を定める、その基本は何かというと住民自治と団体自治なんです。

このことについて、学校教育現場では不確定な概念というふうな形で教えている。指導要領を見ますというと、その地方自治の本旨についてはこういうふうになっています。地方自治の基本精神を的確にあらわすために設けられた総括的な言葉、地方公共団体の組織及び運営に関する事項を法律で定めるに当たって遵守すべき基準である、そしてその中身は地方における政治と行政を国から独立した地方公共団体の手に委ね、地域住民の意思に基づいて処理するものとする原則とされている。団体自治と住民自治を合わせた地方自治をできる限り完全な形で実現することを理念とするものである。こういうふうになっているわけであります。

したがって、一連の、先ほど第5次振興計画の審議委員の選出の問題や何かも申しあげました。市長がその中で10年前、市民3,000人のアンケートをとりながらやったけれども、今回はやっていないわけです。そして、委員も行革の推進委員が振興審議会の委員と同じ人がやるという、こういうふうなこともありました。それは事務的にも、事務の煩雑などというふうな表現もあったわけでありますけれども、まさに、市長の今の姿勢は効率化だけを優先して、本来自治体がやらねばならない住民自治、住民が参加して物事を決めるというこの部分を極めて軽視されている。その根本的なものが地方自治の本旨についてのとらまえ方が、私は市長の認識は間違っていると、ここで指摘をさせていただきます。

そして、私には、今回の3月の議会終わった後も、市民の方向人かからありました。それはなぜかという、寒河江市の議会だよりの中に、私の一般質問で憲法92条の地方自治の本旨について質問したものに対して、市長の答弁が皆さん御承知のとおり民主主義を踏まえながらというものはありますけれども、最少の経費で最大の効果を上げること、これは寒河江市の市長として4万4,000市民を預かる行政の長としての認識は間

違っているのではないかと、私に市民の方からあります。

そこで、市長がこういうふうに答弁している、このことについて本当に、議員の皆さんも執行部の皆さんも憲法92条地方自治の本旨について、私が指摘しているあるいは文部科学省で指導をしている指導要領にあるようなこういう見解が間違いで、佐藤市長の見解が正しいというようにお思いですか。こういうことについて、市役所内部で三役でも課長たちからも執行部の中で、市長、そのとらえ方は違うのではないかというふうなことが起こらないのかどうなのか、このことをまずお尋ねをしたいと思います。

私は間違っているというふうに思います。そして、後ほど教育委員長の見解も求めますけれども、こういうふうなことが、もう寒河江市の議会だよりだって県内の13市に皆行きますよ、それを見ていて、地方自治に携わる人のイロハのイの部分です。この点についてお聞かせをいただきたいし、一連のものが佐藤市長の政治姿勢、手法の中にこの住民自治というあるいは団体自治という最も大切にしなければならない部分の認識が欠けているのではないかというふうに思われます。それで、そのことについて後ほど、再度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、振興審議会の委員の関係でありますけれども、議員が4人から2人になったからそれがおかしいとか、だめだと言っているわけではないんです。それは、4名から2名になるといったから議会側でもそれに応じています。

しかし、議会の議員というのは、公職選挙法に基づいて、議員21人は手を挙げて、そして議員になっているんです。それが4年前には4人いたのが今回広く各層の人が入れるようにというふうにしますけれども、それぞれ団体の役員を担っている人で、そして、その人は市長が今度任命するんです。いわゆる官選なんです。上が選ぶ、こういうふうな形になるということについて、もちろん、今回公募もして、そして議員の分四つが二つになったと、しかし公募枠で二つとっていますよというのだったらすばらしい、10年前よりは前進だと思うんです。

しかし、それがそうでなくて、すべて市長が任命するというふうな形になるというと、そこに住民自治の精神が後退をするのではないかと、そういう意味で申しあげていますので、お間違いないように受けとめていただきたいと思います。と同時に、事務方からお尋ねをしました。そうしますというと、全体20人の中で4号委員を14名にされるそうでもありますけれども、この14名の中にももちろん組織の代表でないといけないというふうなことになるんだというふうに思うんですが、1問でも申しあげました、大学生とか高校生とか若い人が入れるのか、それから健常者だけで世の中成り立っているわけではないわけです。ノーマライゼーションの考え方からいけばハンデのある人もいらっしゃいます。そういう人もいて寒河江市が成り立っているわけでありますので、そういう人も委員に入れるように考えているのかどうか、この辺の関係もお聞かせをいただきたいと思います。

それから、自治基本条例の関係について申しあげました。これは、地方分権一括法で通ってからこれまでですと、国で法律をつくって、そしてこの施策はいつまでしなさい、こうしなさい、どうしなさいというふうなことで、全部法律や通達でなっていたわけです。したがって、そこをやらないでいるというと、国から指導、指令があったわけです。ところが分権一括法が通ってから国や県から指導がないんです。間違っている、市町村が間違っている、もちろん国は県にも言えない、県も市町村におまえら間違っていたからこうしなさいということではできなくなった、私ども簡単に縦の関係が横の関係になったと簡単に言葉で言っていますけれども、国ではして悪くなった、県間違っているからこういうふうにしなさいとか、市で間違っているからこうしなさい、できなくなった。

したがって、従来のように、間違っていれば、国や県から指導あるからそのとき直せばいいという、こういう対応ではだめなんです。その寒河江市なら寒河江市の問題は、寒河江市民で決めなくてはならない、したがって、私どもは議員という立場で議会で提案も常にさせてもらっています。具体的に申しあげましょう。個人情報保護法と、保護条例の関係、ことしの4月1日から全面適用ですよ、2年間の猶予期間があった、法律ができてから、対応しなさい、国からももちろん前は通達とか何かで来ていましたけれども、今は行政情報というような形でできます。こういうふうになるから、それぞれの県で抜かりないようにしてほしいと、そして関係する市町村にも教えてくださいよと、情報提供しててくださいよという、こういうふうな形に国と地方がなったわけです。

したがって、寒河江市の情報公開条例は今議会で提案されていますけれども、4月1日から全面施行ですけれども、この後ですね、寒河江の施行日は、こういう問題が起きるんです。したがって、これからは従来のような国の法律があって、それについての国や県から指導があるという時代でないで、寒河江は寒河江の市民で物事を判断し決定をする、そしてその結果についてはみんなで責任をとると、こういうふうなことになったというふうに思うんです。したがって、私は、今までのような仕組みの中ではかばい切れない、カバーし切れない問題が出てきているので、自治基本条例のようなもの、必ず、仮称というふうに言っているんです。そういうふうなものを今後検討していかないと、本当に住民の期待、負託にこたえられない状況が出てくるのではないかと、こういうふうなことで申しあげている。

そしてあともう一つは、なぜそういうふうになっているかという部分で申しあげますが、自治体は住民のごく一部の人の幸せというか、要求にこたえられない、そこには極めて一部の人の利益あるいは要求を満たすと、汚職だの何だのというようなこともあると、したがって全体的に住民をカバーする施策を基本につくらなければならない。そうすると一部、4万4,000市民の中でも30人とか50人とかしかかかわらない、あるいは極端に言えば10人の人しか必要でない要求もあることがあるわけです。

そうした場合、そこをカバーするためにどうやっていくかというふうなことで、今、NPOやボランティアの形が出ているわけでありましてけれども、それらは今行政の全体的なものを補完する部分としてそうやられている、単なる慈善事業ではなくて、4万4,000の市民の全体みんなの暮らしをよくするために行政が直でやるのではなくて、そういう力でやってもらうという、こういうものもひっくるめて、これからの新しい地方自治のあり方が、今、芽生えてきているわけですから、そういう部分についてのどうあるべきかということ、市長が「おれ、そんなことしない」とかなんとかでなくて、時代がそういうふうになっていますので、行政と市民と一緒に、そういう問題について研究すべきだと思います。そういう場が必要だと思います。このことについて市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

まず、以上で2問としておきます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 地方自治の本旨の話が出てきておりますが、私は市民の幸せというのは、これは地方自治法に流れておるところの考え方でございますし、あるいは地方分権の時代になってもそれは同じだろうと思っております、なるべく市民の幸せを願い、市民にサービスを多くしていくと、そのためには何をしなくちゃならないかと、これは議員もおわかりで、私から今ここで言う必要はないかと思いますが、そういうことだろうと思っております。

それから、住民自治、住民自治とこう申しあげておりますけれども、寒河江の場合、具体的にこれは全く具体的な話になりますけれども、寒河江ほどいわゆるグラウンドワーク、ボランティア活動が熱心に行われており、地域活動、地域づくりあるいは各種の事業づくり、企画からそれから実施あるいは評価、そういうことまで皆、市民自体で皆グラウンドワークなりボランティアやっているんじゃないですか。それが本当の協働、これから第5次振興計画でも協働ということを申しあげておりますけれども、行政と市民が一緒になって寒河江市をつくり、地域を盛り上げていくと、これが、私は住民自治だと、こう思っています。議員が言う理屈じゃなくても、寒河江ではそういうことをやっているというんです。それを御認識いただきたいなと、私は思います。

そして、今、先ほどボランティア活動を慈善活動みたいなことを申しあげておりますけれども、私は本当に寒河江の方々はその地域、寒河江市をどう美しく、より元気なものに、豊かなものにしていこうということで、自主的に立ち上がっていらっしゃるわけでございます。それが住民自治である。そういうことで寒河江はもうやっけていらっしゃる。それを何ですか慈善事業だとか、あるいは基本の条例がないとそれができないんだと、全部官選だと、市長の独断でやっているみたいなことを言いますが、ちょっと議員の認識は、私はおかしいなと、このように思っております。その辺を十分お酌み取り願って、寒河江の現状というものをもう少し素直に認めていただきたいものだと、このように思っております。

それから、審議会の委員のことでございますけれども、4人から2人にしたということは、これは議会も認めて、議員もおっしゃるように認めてよかろうと、市民の方を多く任命してもらって、そこで御意見を聞こうとこういうことに議会とも了解済みです、第1問では申しあげませんでしたけれども、ですけれども、議員もその辺の経過は知っていらっしゃるようですから、そのようになっているわけでございまして、私のみならず議会におきましても、市民を多数委員の中に選出されて、意見を聞こうという気持ちは変わらないんだと、このように思っておるところでございます。

それから、余りいろいろな方、たくさんの方から御意見を聞きたい、それはそのとおりだと思いますし、ですからこそ、これまで座談会を開催し、そしてまたこれからも地区座談会をして具体的な話をしてやろうかなと、こう思っておるわけでございます。そういう中で、お互いが話し合っって対面交通をスムーズにして、こちらの言うことも言い、そしてまた御意見も聞くという中で、市民の声を吸い上げることができるだろうと、このように思っておりますから、それが委員を公募しないと絶対だめなのではないかなと、こういうことで、私はないと思っております。

いろいろあったようですけれども、集約すればその辺じゃないかなと思って以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 大谷教育委員会委員長。

大谷昭男教育委員長 お答え申し上げます。

第1問では、通告のありました地方自治の本旨について義務教育ではどのように指導されているのかということでありましたので、ご答弁申し上げたところでございます。

なお、地方自治の本旨に対する教育委員長としての見解を求められましたが、これに答弁する立場にございませんので、差し控えさせていただきます。（「14人の4号委員、振興審議会の委員にどんな人を考えているのか」の声あり）

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。



平成17年6月第2回定例会

佐藤誠六市長 10年後の将来の姿を描くところの振興計画でございますし、また現今の厳しい、難しいところの実態に対処するところというものは、これは国もですけども地方公共団体もそういう状態に置かれておるわけでございますから、ですから行財政改革、そしてまた将来の姿を描けるように、それにふさわしいような十分な御意見が聞かれるような方ということで、現在いろいろ選考中でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 2問目に答弁をいただきましたけれども、1問目で私申しあげているんですが、寒河江市でやっているグラウンドワークとかボランティア、NPO、その部分を否定したりなんか全然していないんです。ますますこれは必要になってくるであろうというふうな立場です。

しかし、市長は今ちゃんとやっているから大丈夫大丈夫だと言っていますけれども、分権一括法が通って、こういうさまざまな問題出てきて、今全国の自治体の中で、そこにやっぱり不十分さがある、というのは、我々住民は国民でもありますし市民なんです。国民は国会議員を選出して、議院内閣制で国で法律をつかって、国から全部おりてきます。そして、市町村に対しても前は縦指導あったんですが、今度それはできなくなってきましたけれども、と同時に、私ども住民は首長と地方自治体の議会の議員を直接また選んでいるんです。そうしたときに国が国で法律をつくる、これは国民との信託はそこであって、そして国はこういうことをやりますというのが憲法で明らかにしているわけです、こういうふうにしますと。しかし、市民は一方では地方議会の首長と議員を選んでいる、ここでは条例をつかって、国と関係なくその地域の人の生活をよりよくするために、そこで条例をつくれるんです、こういう関係になった。

したがって、国とは関係なく地方自治体の住民の関係のものは条例でつくれるとなったわけですから、そうした場合の地方自治体の首長と住民、市民や町民、村民、あるいは県でいえば県民と、この関係でのものも必要だ、示すべきだというふうなのが、今日の地方分権一括法が出た以降、その部分が制度的にやっぱりないというふうなことで、今全国の自治体の中で住民自治基本条例の、名前はさまざまありますが、そういうものが今研究され、つくられているというふうなことなんです。したがって、今やっていることがだめだとか、文句つけるとか、理屈つけるとかというものではないんです。その部分が、これから避けて通れない課題になりますよと、たまたま今の市長や住民がそういう関係にあった、例えば変わってそんなのではないという、そういうふうな施策を展開された場合に執行権が今度あるんだというふうな形の中でなっていくとだめなものですから、今やっているようなものを、きちっと担保をしていくということが必要なんだというふうな、今それぞれの自治体の中で研究をしながらなっているという、そういう立場で申しあげているんです。

ましてや、今回の第5次振興計画というのは向こう10年間の寒河江市の計画、骨組みをつくるわけですから、そうしたときにやっぱり寒河江市の将来を見越して、そういうこともやっぱり、市民と議会と、執行部も当局も一緒になって勉強していかなければならない課題だなというふうなことは、極めて私は素直にそれこそ受けとめてほしいというふうに思います。

それから、教育委員長の憲法92条についてコメントする立場にないなんていうのは、まずあきれ返ったというところですよ。1問目でなかったら2問目で答えるつもりで2問で答えるんだったらあれですけども、答える立場にないという、このことはどういうことなのか、もちろん教育委員会といえども日本国憲法に基づいてすべてなっているわけですから、それを問われたのに答える立場にないというのは、何を根拠に言われているのか明らかにしていただきたいと思います。そしてもし、それが矛盾するようでしたら、3問目の答弁の際に見解をお聞かせをいただきたいと思います。

以上で3問終わります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 地方分権一括法ができたから、地方の力が云々とか、あるいは地方の自立権が強くなったと、こういうことをおっしゃるわけでございますけれども、今、我々も議会も議員の方々も一緒だろうと思いますけれども、いかにして、この地方分権一括法関連、あるいは三位一体の改革の中でどのようにして地方に力をつけて、地方に自主的な財源を持ち込んで、そして、自治体の住民が好きなようなといいますか、一番欲しいところの団体にあったところのものを、これをつくり上げようとしておるわけでございます、まさに産みの悩みを今我々は味わっているところだろうと、こう思っております。

ですから、地方分権一括法が制定されたから桃源郷が、ユートピアがもう来ているんだというようなことでは私はないと思います。これからが大変なときだと私は思っておりまして、ですから今、いろいろ議会筋、あるいは全国の諸団体とともに連携をして頑張っておるさなかでございます、ですから、私は何も首長だから直接投票で選ばれて、地方の議員も直接投票で選ばれておるわけでございますけれども、首長にはそれなりの執行権限というものが与えられておるわけでございますから、それを存分にそしてまた意見を聞いて、そして生かそうと、こう思っておるわけでございます。

それから、また基本条例でございます、市町村の条例でございますけれども、これ、地方分権一括法の時代だから何でもできると、こういうものではございません。私はそれは解釈として間違っていないと思いますし、これは国の法律の範囲内ということで、あるいは国の法律に抵触しない範囲内ということでしか条例はできないことになっておるわけでございます。これは、地方自治法も改正しなければ、これはできないわけでございます、ですから、その辺は、これは議員もその辺を御理解していただければと、こう思っております。

ですけれども、それは、抽象的な自治条例というふうなものも基本条例も、それは制定できないことはないわけでございます。何ら法律に抵触しないということでございますれば、ですけれども、1問で答弁申しあげたように、条例というものはどうなんだと、どういうときに制定するんだというようなことを申しあげておりますから、また繰り返しませんけれども、そういう中で現在は制定する考えはございませんと、こういうことを申しあげておるところでございますので、そんなところですか、以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 芳賀教育長。

芳賀友幸教育長 お答え申し上げます。

地方自治の本旨について、義務教育ではどのように示されているのかということで、第1問で委員長が答弁申しあげました。これが教育委員会の考え方でございます。

御存じのとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員会は5人の委員をもって構成するという合議制をとってございますので、委員長の個人的な見解を求められたことに対しまして、公の議会の場で答弁すべきでない、こういう御答弁を先ほど2問で委員長が申しあげたところでございます。御理解いただきたいと思います。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

---

再 開 午後 1時00分



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成17年6月第2回定例会

遠藤聖作議員の質問

新宮征一議長 通告番号12番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を寄せている市民を代表して、以下、市長に質問をいたします。

先ごろの川越議員の質問と若干ダブる点がありますが、少々我慢して聞いていただきたいと思います。

行財政改革についてでありますけれども、総務省はことし3月29日に地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を発表しています。これは昨年12月24日に閣議決定された今後の行政改革の方針を受けて出されたものであります。

ことしの年当初から、全国の自治体で取り組まれ始めた行財政改革の検討の取り組みは、そうした事情を背景にしているというものであります。本市も例外ではありません。

言うまでもなく、私たちは地方自治法に定める先ほど来議論ありましたけれども、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うという地方自治の目標を達成するために、行財政の全般にわたってむだをなくしたり、事業の効果と評価についての検証をしたり、不要不急の事業の見直しなどについて、日常不断に実施していかなければならないことは言うまでもないことであります。

これまで政府は1985年の中曽根内閣の行革大綱以来、今回の指針まで過去4回地方行革を促してきました。今回の地方行革の背景には昨年来、三位一体改革を口実にした小泉内閣の理不尽な交付税や補助金の削減によって、地方財政が深刻な危機に陥っている現実があり、地方自治体は行財政改革の取り組みにいや応なしに駆り立てられていることが大きな特徴であります。しかし、今回の行財政改革は、政府からの押しつけや、自治体の首長や幹部によるトップダウン的手法では成功するわけがなく、一つは政府に交付税の満額交付と、財源保障を引き続き強く求めていくとともに、各界各層の幅広い市民の英知を結集しなければならないと思います。

また、今回の行財政改革の計画案作成や実行段階で市の職員の積極的な参加協力は欠くことができません。さらに、政府の動向を見ると今回の行革には、公務員の身分や労働条件にかかわる問題にも踏み込んでいることを考えると、そうした重要な場面では、市職員労働組合との真剣で真摯な協議を十分に行われることを要請するものであります。

市議会でも今回の行財政改革について、各派代表から成る検討委員会を立ち上げ、合計7度にわたる検討を重ねてまいりました。その中で、各派が合意した点について議長に対し報告書を提出しています。その大要は、議長を通じ、議会の提言として市長に提示されたと伺っています。このことについて、私たち日本共産党市議団は、市議会内の検討委員会の場に行財政改革に対する基本的見解を提示し、その立場から積極的に論議に加わってまいりました。きょうは、その私たちの見解に基づいて、以下、市長に伺いたいと思います。

最初に、今回の行財政改革の取り組みについて、市長はどのようなスタンスを持って臨もうとしているのか。その基本的な姿勢、見解について伺いたいと思います。あわせて、官から民間へという政府の行革指針と地方自治体本来の役割について伺いたいと思います。

そして、いわゆる行革競争に陥らず、寒河江市の独自性あふれる行財政改革プランの策定手法について伺いたいと思います。

繰り返しますが、上意下達でなく、市職員の創意と工夫を最大限引き出して、結束を強める方向での計画の策定を行うことについて、どのようなことを考えているか伺いたいと思います。

さらに、先ほど来、議論が出ておりますけれども、行財政改革について、広範な市民が参加できるように

公募による行革委員の募集や、多様な市民の意見を集約するために市民アンケートの実施などを行う計画はないのか、重ねて伺いたいと思います。

また、基礎的情報の市報などによる公表によって、市民参加を促す取り組みをどう考えているのか、さらに市報など公開の場で市民の意見交換を行う場を提供することなど、民意集約のための多くの取り組みが考えられますが、そうしたことについてどのように考えているか伺いたいと思います。

次に、具体的な課題について伺います。項目が多いので簡潔に伺います。

第1点として行政組織のスリム化に関連して伺います。

一つは、課の整理統合といわゆる役付制度の簡素化について伺います。

二つは、職員定数の合理的な見直しは当然であります。しかし、業務の継続性と経験の継承を考えれば、この3年、1人の行政職の採用もないという事態は異常であります。毎年一定数の職員採用を実施することが、将来の寒河江市を考えた場合、必要なことではないか伺いたいと思います。

三つは、市長、助役の専用車の廃止であります。公用車をなくせというのではなくて、いわゆる専用車をなくして、職員全員が共有できるような公用車に移行すべきでないかということであります。いわば行政内部の行財政改革のシンボリックな存在であるだけに、この専用車の廃止に伴うインパクトは大きなものがあると考えます。

四つは、庁内清掃の職員による実施についてであります。この問題は、職員の職務ともかかわってきますので、上からの押しつけでなるものではありませんが問題提起としておきたいと思います。

第2点に、指定管理者制度などについて伺いたいと思います。

一つに、指定管理者制度導入について本市では3月議会の柏倉議員の質問に対して、当面对象となるのは現在管理委託をしている21業種について、早急に指定管理者制度への導入を考えたいというふうに答弁していますけれども、将来的にどの分野、どの範囲まで拡大する計画なのか伺いたいと思います。

二つに、民間活力は指定管理者制度の活用だけではありません。例えば、フローラ・SAGA Eに市職員を現在2名配置していますが、その必要があるのかどうかということなども検討すべきであります。

また、市立病院に外来患者の接遇や車椅子の介助、介護などについて医療従事経験者によるボランティアの組織など、あくまでもこれは例えでありますけれども、広範囲な分野での市民の力の活用も考えられるのではないかと伺いたいと思います。

こうした方向性を、どのように打ち出そうとしているのか伺いたいと思います。

第3点について、事業のスリム化であります、伺います。

第1に、地方自治法の本旨でもうたっていますけれども、繰り返しますが、地方自治体の役割は、まず第一に地域住民の福祉の増進であります。そうした観点から見れば、今日のように市の財政が危機的な状況下に置かれている中で、これまで予算の3割も2割も占めてきた投資的事業を見直し、市民福祉や市民生活関連に予算配分の重点を移すべきであります。

昨年来、結果的にそういう方向に進んでおりますけれども、目的意識を持ってこうした方向に進むべきだと、私たちは考えています。そういう立場から、いわば一番市民福祉や市民生活と縁遠い象徴的存在となっている感のある最上川水面広場造成事業の即時中止を改めて求めたいと思います。また、チェリークア・パークの未処分用地や未活用用地の用途について、大胆な見直しと早期の処分を図るよう求めたいと思います。

次に、予定価格の上限に張りつくような現行の入札制度を見直し、事業予算の節約を図ることを求めたいと思います。

3点目に事業の評価システムを導入し、費用対効果を明確にして、さらに各種補助金などの見直しも行うようにすべきであります。

最後に、収支均衡を常に考えた財政運営を図ることについて伺いたいと思います。

これまでのように、毎年のように多額の起債に依存した財政運営を改め、経常収支比率や公債比率について健全な数値目標を設定し、そこに接近するべく年度ごとの取り組み目標や到達目標を設定することについて伺いたいと思います。また、それに関連して、年次ごとの歳入不足額は幾らか、そして各種事業を推進していくための必要な財源はどのように確保していくのか、その手だてや目標を示しながら取り組んでいくことについても伺って、第1問としたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、行財政改革でございます。基本的な理念といえますか、考え方のお尋ねがございました。

私は、行政は常に事務事業の見直しを行いより少ない財源でより多くのサービス、より質の高いサービスを提供できるように、行財政改革というものは不断に行わなければならないものと考えております。今日の地方分権の時代における行財政改革は、市民との協働による自立した豊かな未来をつくるための行財政基盤の確立を目指さなければならないと考えております。

このことは、単に行政だけで実現できるものではございません。地域、企業、団体も含めた市民とまちづくりの目標を共有し、責任と役割を分担し、相互に協力し合って豊かな未来を築いていかなければならないと思っております。そういう中で、新たな行財政改革の中におきましては、組織の見直し、職員の定数削減、職員給与の見直し、事務事業の見直しなど行政のスリム化、経費の削減に努め、行財政基盤の確立を図るといふことと、それから民間のノウハウを活用し、サービスの向上を図るといふ視点で民間委託を進め、また行政に依存しない自立した主体性のある地域活動、団体の活動を推進していかなければならないと、このように思っております。

それから、職員の創意を生かすというふうなことについてのお話もございましたが、今回の行財政改革大綱の策定に当たりましては、これまでの行財政改革推進委員会や、行財政改革推進本部に加えまして、行財政改革検討委員会を設け、その下に係長級の職員による部会を設けております。そして、事務事業の見直しや民間委託などの改革の項目について職員がみずからの課題として検討してまいりましたし、今後もそのようにしていきたいと思っております。

それから、官から民という話もありました。国におきましては地方公共団体にさらなる改革を求め、お話ございましたように、ことしの3月に地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針というものを策定しております。この指針では、行政改革推進上の主要事項として民間委託の推進、指定管理者制度の活用などを掲げております。そもそも地方公共団体の役割は、地方自治法第1条の2において、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとなっております。

私は住民の福祉の増進とは、つまりは住民により高いサービスの提供をすることであると考えております。限られた財源でサービスを行うには、行財政改革が必要でございます。今回の新たな行財政改革の重点項目として民間委託の推進を考えているところであります。民間委託は民間で実施した方がより高いサービスを提供できる、あるいは同等のサービスが提供できるものは民間にゆだねるといふ考えでございます。

また、民間委託により行政コストの削減という効果も期待できるものであり、民間委託により生み出した財源というものを他のサービス提供の財源に用いることができるものと思っております。

それから、独自性あるプラン、その中でいわゆる公募の話とか意見の集約とか情報提供についての御質問がございました。

まず、公募による委員の問題でございますけれども、さきに川越議員の御質問にもお答え申しあげましたように、地方を取り巻く地方分権や三位一体の改革などの厳しい状況の中で、行財政改革を抜きにして振興計画の策定はないと考えておりました。今回は、振興審議会委員と行財政改革推進委員会委員を同じ方をお願いしようと考えておりますので、行財政改革推進委員を公募で新たをお願いすることは考えておりません。

それから、多数の意見の集約でございますけれども、先月座談会を開催いたしまして、各種団体の代表の方々から御意見をいただいております。また6月5日号の市報において、第5次振興計画と行財政改革大綱に関し

て、広く御意見を郵送や電子メールなどでいただくことにしております。また、秋には市民を対象として地域座談会を開催し、御意見などを伺うとともに行財政改革推進委員会や地域座談会で話し合われた内容についても市民に公表する予定であります。このようにしまして、市民の多様な意見の集約を図る考えでございますので、格別アンケートの実施というようなことは考えていないところでございます。

また、この情報の提供でございますけれども、これまでも財政資料として、財政状況とバランスシートを市報で公表いたしておりますが、必要な情報については随時提供してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、行政組織のスリム化という点で何点かお話がございました。お答えいたします。

職員定数の問題でございますけれども、現在行財政改革推進委員会に諮問すべく原案の作成に当たって、全庁対応で組織の見直し、事務事業の見直し、それから民間委託の推進などに取り組んでおるわけでございまして、そういう中で業務量に見合った定員適正化計画ということを策定してまいりたいと思っております。

また、役付職員につきましても、組織とも関連しますのでその辺につきましても、今後十分検討してまいりたいとこのように思っております。

次に、順序がいろいろになるうかと思っておりますけれども、指定管理者制度でございますが、すべての公の施設について制度導入の可否というものを検討しております。その中で、平成18年4月から指定管理者による管理を行おうとしている施設は、現在管理委託をしている施設及び管理業務のほとんどが業務委託されている施設でございます。したがって、現在管理委託を導入している施設で今回条例改正を行っていない施設につきましては、調整が整い次第、条例を改正してまいりたいと、このように思っております。

それから、ボランティア活動についてのお話がございました。先ほども申しあげましたように、現在、策定を進めておりますところの行財政改革大綱におきましては、市民と行政の協働という考え方を打ち出しております。

寒河江型グラウンドワークでは、一人一人が無償で力と知恵を出し合いながら環境の整備を、あるいは公園の整備とかその他いろいろな地域づくりに大きな成果を上げておるわけでございまして、ボランティアの意識、そしてまちづくりへの参加という意識が、私は市民に大きく定着、浸透しているものと見ておるわけでございます。

市民が自分の資質を生かし、意欲を持って福祉やまちづくりなどに積極的に参加していただくことは大変すばらしいことだと思っております。本市では現在も福祉ボランティア、観光ボランティア、歴史ボランティア、花咲かフェアのボランティアなどいろいろな分野で活躍していただいております。今後もボランティアセンターの活用を図り、市民の力によるまちづくりというものを進めてまいりたいと思っております。

それから、市長、助役専用の公用車の廃止についてもお尋ねがございました。

私は、これまで市政を運営していくという上で、日程が許す限りさまざまな行事等に参加して、市民の意見を拝聴しながら市政運営を行ってきたところであります。そのため日々の日程が過密なスケジュールとなっておりますが、今後におきましてもその方針は続けていきたいと思っております。そのためにも、会場等に移動するための公用車は必要不可欠なものであると思っておりますので、市長専用車を廃止する考えは持っておりません。

それから、助役専用車についてのお尋ねでございますが、助役専用車はございません。運転手づきの公用車については助役だけが使用しているわけではございません。議長や来客の対応に使用するなど公用車の有効活用を図っておりますので、これも廃止については考えていないところでございます。



それから、職員による清掃についてもお尋ねされました。行財政改革大綱におきまして、経常的な経費の削減を改革項目として掲げる考えでございますので、その中で清掃業務委託内容の見直しに合わせまして検討してまいりたいと考えております。

次に、スリム化ということで、事業の何点かについてのお尋ねがございましたし、財政上の問題も取り上げられております。

まずは、最上川の多目的水面広場でございますが、本市がより元気となっていくためには、最上川寒河江緑地整備事業と最上川ふるさと総合公園整備事業、そしてチェリークア・パーク内の滞在型施設を結びつけて、最上川沿岸最大規模のスポーツレクリエーション基地を構築することが急務であると考えており、多目的水面広場の早期完成を目指していきたいと考えております。したがって中止する考えは持っておりません。

それから、クア・パークの見直しでございますが、早期処分としてはとの質問でございますが、クア・パークは昭和55年に高瀬山地区で温泉の掘削に成功し、源泉を市が所有したところからの悲願でございます。平成5年に市がチェリークア・パーク基本計画を策定し、国、県、道路公団、民間と一体になり、計画を推進してきたところであります。国、道路公団が所管するサービスエリアは既に供用を開始され、順調に推移しております。県が所管している最上川ふるさと総合公園では、平成14年に御案内のように全国都市緑化フェアが開催され、その後も計画的に公園整備が進められております。既に供用されているところで、市におきましては、毎年花咲かフェアINさがえを行ってきておりますし、6月11日からまた第3回目をやろうとしているところでございます。

御質問の民活エリアでございますが、御案内のとおり民活エリアは大きく分けて二つのエリアに分けられるのではないかなと思います。最上川沿いにはホテル旅館などの滞在型施設の建設を、一方、道路を挟んでの場所1万坪と5,000坪の土地については、スパ温泉施設と物販施設などを計画したところでございます。基本計画は平成5年に策定したものであり、10年以上も経過した今日では、当時計画したスパ等の施設は全国的に見ても下火になってきております。この施設での事業進出は大変難しいのではないかなと思っております。そこでこのエリアについては、スパ温泉施設に限らず集客機能を持った施設を誘致しているところでございます。このことについては、前の議会でも申し上げたと思っております。

スパ施設エリアについての誘致業種は拡大したものの、クア・パーク全体の計画は現在も変わっていないところでありますが、もしも計画の見直しが必要であると考えた場合においては、第一義的にこのクア・パークの開発計画に賛同し、組織している民活エリア開発推進連絡会に諮り、賛同を得た上であれば見直しするということもできるものであると思っております。

いずれにしましても、民間事業者の誘致を図り、クア・パークを通して本市はもちろん本県の観光の振興を図るとともに、地域の活性化を目指すものでございます。

それから、入札制度でございますが、市の入札につきましては、建設工事に係るもの、業務委託に係るもの、そして物品の購入、借り入れに係るものなど、多くの業務で実施されておりますが、御質問は建設工事に係るものと思われるので、そのことを前提としてお答え申し上げます。

建設工事に係る入札につきましては、これまで大規模な建築工事、ハートフルセンターの建設とか醍醐小学校の校舎改築とかにおきましては、条件付一般競争入札を採用してきたほか、入札回数を原則2回としたり、また談合を助長するおそれがあると言われる現場説明会や指名業者の事前公表などを順次廃止するなど改善に努めてきたところでございます。

建設工事に係る予算の計上についてでございますが、現在は設計上、積算された数字よりも厳しい額で予算

化されております。予定価格の設定はさらに厳しくしているのが現状であります。

また、落札率は御案内のとおり予定価格に対する落札金額の割合であります。予定価格を下げればどうしても落札金額は予定価格に近づくことになり、落札率の数値が高くなります。現実には、こういう実態ではないかなと思っております。このことから、落札金額と予定価格との差がどの程度であれば、競争性があるとか妥当であるとかの判断は非常に難しいのではないのかなと、このように思っております。

次に、事業評価システムの導入についてでございます。これも議会におきましては何度か質問を受けたかなと思っております。

事務事業を評価するには、その事業の規模などにもよりますし、地域の状況、住民の要望度、社会情勢の変化、将来の展望などいろいろな角度から総合的に判断していかなければならないと考えております。したがって、評価をシステム化することが大変難しいものと思っております。それよりも結果について、広く市民の声を聞き、費用対効果を踏まえるとともに、今後の施策に反映させていくことが重要かなと、このように思っております。

それから、予算のことでの数値目標ということの質問がございました。

健全な財政運営に資するためには、さまざまな財政指標というものが定められております。例えば、経常収支比率でございますけれども、これは人件費や扶助費、公債費などの義務的経費に市税や地方交付税などの経常一般財源がどの程度充当されているかによって、財政構造の弾力性を判断する指標とされております。

それから公債費比率につきましては、経常一般財源に占める公債費一般財源の割合をいうものでございます。地方公共団体における公債費における財政負担の度合いを判断する指標の一つでございます。

寒河江市の例を申し上げますと、寒河江市の平成15年度決算における経常収支比率は88.4、公債費比率は18.6となっております。山形県内の13市の平均を見ますと、経常収支比率は88.7、公債費比率は18.2となっており、いずれも本市とはほぼ同様な数値となっております。全体的に見まして、全国どこの市町村でも同じでございますが、数値は上昇傾向にあるようでございます。その原因といたしましては、国の景気対策に伴う公債費や社会保障費などの義務的経費の増とともに、三位一体の改革による地方交付税の減が上げられるわけでございます。

数値目標と、そのための取り組み目標の設定をということでございますが、現在の地方財政は大きな過渡期にあります。先の見通しが非常に立てにくい状況にあるかと思っております。昨年11月に三位一体の改革の全体像が政府・与党合意のもとに示されましたが、補助金改革などにおいて結論が先送りされ、これから詰められることになっております。また、地方交付税の改革、これは結果的には交付税の削減につながるものでありますが、これにつきましては、引き続き進められることとされております。その改革の進みぐあいがどのようになるのか、また平成19年度からの第2期改革の話も出ておりまして、先が全く見えない状況にございます。このため、各自治体におきましては、年末に国から示される地方財政計画をもとに翌年度の予算を組むのが精いっぱい状況ではないかと思っております。そうした中で数値目標、取り組み目標を設定するということは非常に難しく、また実態にそぐわないおそれもございまして、現実的なことではないと考えております。

それから、余り項目がたんとありまして、どれがどれだかわからなくなっていました。

それから、歳入不足額や事業推進のための必要額をどう確保するのかというような質問もあったようでございます。

歳入につきましては、自治体みずからの判断や裁量で大きく伸ばすということは容易ではないと思っております。税につきましては、国の定める標準税率が基準になりますし、また平成16年度の税制改正で地方公共団

体の課税自主権の拡大が図られましたけれども、即座に対応できるものではありません。さらに、地方交付税につきましても、国で策定する地方財政計画で決まるものでございまして、自治体の裁量が及ばないものでございます。少しでも歳入の増につなげていくためには、税や使用料の徴収確保に努めることや、受益者負担の適正化を図ること、活用計画のない土地の売却や建物の有効利用、そして産業振興や企業誘致などによるところの税収増を図ることなのではないかなと、このように思います。

しかし、大幅な歳入増が望めない現在、できるだけ事業を選択し、限られた財源の重点配分と経費支出の効率化を図りながら、将来の財政需要を見据えた持続可能な財政運営を心がけていくことが肝要なことだろうと思っております。国、地方を通じて財政的に非常に厳しく、また難しい状況にあらうかと思っております。このような中で行財政改革におきましても、そうした財政運営と一体となった形で進めていかなければならないと思っております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 通告が多過ぎましたようで、質問の倍の時間を答弁に充てていただきましてありがとうございます。

幾つか、内容を絞って2問を行いたいと思います。

今回の行財政改革の出発点が、昨年の政府の閣議決定がスタートだということは、市長自身もおっしゃいましたし、それに対して地方6団体はどういう考えを持っているかということが、まず、一つは大事であります。

ここに6団体が出したパンフレットがありますけれども、三位一体改革とは言いながら、税財源の保障が全く見通しが無い中で交付税がカットされているということに対して挙げて反対をしているわけです。知事会、市長会、都道府県議会議長会、市議会議長会、町村会、町村議会議長会、この6団体がこれほど結束して政府に対して物を言うというのも、過去に余り例がなかったのではないかというふうに思います。

それで、当選回数が山形県内では一番長い市長として、ぜひリーダーシップを県内でもとっていただいて、政府に堂々と物を言うことを繰り返し繰り返しやっていただきたいということを、まず最初に申し上げたいと思います。

いろいろ取り組みの中で、行財政改革のスタンス、それから市民の声をどのように反映させていくかというようなことについて、若干、私の意見とも食い違いがあるようですけれども、やっぱり基本は市民が主人公でありますので、あらゆる手だてを尽くすということが、まず必要だと。これでいいということはないわけで、ましてや、振興計画とリンクさせてセットにして取り組むというわけですので、物も大きくなっているし、分野も非常に幅広くなっているということを考えれば、どれだけ多くの多様な声が、市民の声がこの中に反映されるかというのが基本になるというふうに私は思います。ですから、あれだめだ、これだめだ、これやっているからこれはいいのだというふうにはならないというふうに思います。それで考えられる手法はどれだけ多く出たとしても、多過ぎることはないので、ぜひそういう立場でいろんな提言を排除しないで、検討のたたき台の一つに上げていただきたい。

それから振興計画つくるときには、市民アンケートをとるというのは常道だったわけです。そういう面でも、ぜひそういうことを改めて検討していただきたいというふうに思います。

それから、ぜひこれはどこから入っていいかわかりませんが、一つ一つ上からいきますけれども、具体的な課題についてであります。これは議会の検討委員会の中でも相当議論が出たところではありますが、話は聞いていると思うんですが、課の統廃合や、整理統合や役付職員の問題でいろいろ議論が出されました。その中で、これは県内の自治体でも相当課の整理統合は積極的にやられているようでありまして、課がふえたというのは寒河江市だけではないかなというふうに思います。

それから、課長級の職員の数が課の数に比較してどうかというふうな指標も出たんですけれども、現在28課ですか、それに出先の課長ポストも含めると31か32ぐらいになるのかなという気がしますけれども、それに対して課長ポストの職員の数が主幹も含めましてですけれども43名になります。10名以上多い、3人いる課で課長が1人、あるいは12人の職員で課長が2人、13人の職員で課長職が2人というふうに、それに付随して副主幹とか課長補佐が当然伴っているわけで、これが全部で42ですか、課長補佐級が42名と、これもやっぱり課の数よりも10名以上多いということで、いわば管理職あるいはそれに匹敵する職員の数が異常に多いというのが実態ではないかというふうに思います。

職員の待遇という問題でいえば、私たちもそう余り大きな異論はないわけですが、しかし、それでも

余りにも多いのではないかと。例えば、さっき言ったように3人職員で課長職が2人と、これは地域振興課ですけれども、仕事が一般事務職が1人しかいないというわけですから、どういうふうなチームワークでこれやるのか、これ市民が見たらとっても不思議だと思わずです。こういうことになってしまっている、いわゆる管理職の肥大化、役付職員の肥大化というのは、民間企業ではいわば外に対していわば箔をつけるために課長の肩書の名刺を渡したり、部長の肩書の名刺をつくってやったりというのがありますけれども、職務上でこれだけ管理職が多いという職場は民間企業の中ではないのではないかとこのように思います。

当然人件費もその分押し上げているわけで、もう少しまともな職階制度に戻すべきではないかと。ある職員などに言わせると、これは市長が職員をいわば人事で何とか釣るといえるのか、そういう言い方はないかもしれませんが競わせる、あるいは忠誠を誓わせる一つ的手段にしているのではないかとこのように言っている職員もいるくらいでありまして、やっぱりこれは普通の常識で見た場合は、余り勧められた、いわば管理職の数ではないのではないかとこのように思います。

それから、同時に人を減らせばいいということだけで、さっき市長も答弁ありましたが、具体的に業務に見合った職員の定数を改めて見直していくというふうに言いましたので、これは繰り返しません、どんどん減らしていけばいいというものではなくて、きちっと連携のとれた公務員としての業務をなし遂げていくためにも、きちっとした定数管理が必要だと、それがこれまで余りやられてこなかったのが問題でありまして、どんどん仕事はふえる、人は減るといえることでは職員の士気にもかかわる問題でありまして、ぜひそのところを実行していただきたい。

それから、これは答弁なかったんですが、この3年間、職員採用が行政職ありませんでした。これも余り民間企業では考えられないこととして、将来の幹部政策にしてもあるいは事業の、職務の継続あるいは経験の蓄積、継承という点からいきましても、一定数の職員は苦しくとも採用していくということが必要なのではないかとこのように思います。その分のカバーをどうするかというのは、当然これは管理者の知恵と工夫が必要なのわけですが、そういうことはぜひ考えていただきたい。

市長、助役の専用車、助役の専用車ではないということですが、一応助役車というふうに言っていたものですから、確かに議長が使ったりしておりますけれども、米沢市長は専用車なくしましたよね。競売したんだそうですけれども、最初なかなか落札者いなかったんですが、この前ホームページで見たら300万円ほどで売れたということでしたけれども、今の市長専用車がどのくらいするかわかりませんが、普通の乗用車で構わないのではないかとこの意味で言ったわけでありまして、公用車を使うなということをしたわけではありません。誤解のないようお願いをしたいと思います。

それから、指定管理者の問題はあさって、9日の日に松田議員が質問しますので、これ以上の踏み込んだ質問はいたしませんけれども、柏倉議員の質問に、市民浴場なども対象の範囲だという答弁をしています。そのほかにもどういうものを考えているのかだけ、お答えをいただきたい。

それからフローラへの職員配置をやっていますけれども、その必要性があるのかというふうな指摘に対してはどうなのか、お答えをいただきたい。

一つの例えとして、市立病院へのボランティアの組織という問題も提起していますけれども、考えがあればお答えをいただきたい。

それから水面広場は予算上は事業計画、当初の計画から見れば3分の1程度に落ち込んでおりますけれども、それでもやると、そのくらい当初の計画はずさんだったのかあるいは後で継ぎ足していくつもりなのかわかりませんが、あの必要性はないですよ。南部地区の住民は運動公園を求めていたわけで、水面広場あ

れほど広大な沼を掘って、遊び場をつくる、いわばぜいたく三昧、そういうのは大金を投じてやるような時期でもないし、今はそういう時代でもないというふうなことを認識していただきたいというふうに思って提起をしているわけで、これは平行線をたどると思いますけれども、あえて申しあげておきます。

それからクア・パークの問題ですが、今の段階で民活部分に進出するあるいは建設する、同様のシンフォニーのようなホテルあるいはその種の施設を計画している業者がいるのか、今の段階で。それから王将といちらくが撤退した後の空き地、購入したいという業者が出ているのか。それから中パの寒河江市が引き受けた分、土地ですけれども、これは既に1,000万円近い市費が金利負担でつき込まれています。1,000万円という大変な金額です。維持するだけでそれだけのあそこに公金が、税金がつき込まれているわけで、今、議会事務局でも昼間の電気消して頑張っています、節電ということで。そういうささやかな節約をいっぱい積み上げて、幾らぐらい節約になるでしょうか。にもかかわらず、片一方でそういうふうにお金がどんどん逃げていくと、使われていくというような、いわば片手落ちのことは、市民には案外知られていませんけれども、市民には、やっぱりそういうところにも市長は神経を配って気にして、何とかしなきゃいけないというふうに思いをいたすべきだというふうに思います。

確かに、寒河江市独自の花フェアはいいでしょう、それは、ただ、そのとき何週間かのためにあそこが駐車場にしか使われていないわけですね、今。それでは余りにも大きなむだ遣いではないかというふうに、私は思います。率直にそこは、何度でも私は申しあげたいと思います。そういう意味で、確かに観光事業あるいはいわば外からいろんな人が来るとか、情報の発信だとかというふうな言い方はできますけれども、もっとそういうむだをなくしながらやる方法は、たくさんあるのではないかということをあえて申しあげたいと思います。

それから、入札の予定価格の上限に張りつく問題は、これはなかなか難しい問題です。私たちも何度かこの問題ではさまざまな提案もしているし、各地を視察して、その先進的な事例も紹介してまいりました。横須賀市や座間市では予定価格の8割台に入札価格が落ち込むという経験もしているという事例も過去に紹介したことがあります。これは電子入札の結果でありましたけれども、ただ、条件やいろんな場所、自治体の規模とかが違ったりして、そういう面での寒河江に導入していく場合の検討というのは必要ですけれども、要するに予定価格に近くなるのはやむを得ないのかなみたいな市長答弁しましたけれども、これは競争入札ですので、それより下回る場合だって当然あるわけです。最低限価格を決めていれば別ですけれども、きちっとした審査を経て落札したものであれば予定価格を下回っても当然だというふうに、私は思います。そういう意味で、何かいろんな方法がないのか、電子入札といっても議会では提言したような気がしますが、そういうふうな取り組みなどについても早急に手をつけるべきではないかというふうに思います。

それから、健全な数値目標、収支の均衡を図っていくという、これは余り意味がないというようなお話もありました。意味がないと言えば、意味がないんです、これは。何でもそうですよ、自治体の計画だって何だって、いろんな状況の変化が常に起こりますし、それに狂ってくることは当然あるんです。ただ、目標を持つということ、そして、それに努力をするということ、これはとうといことだし大切なことだと私は思っています。だからそういうふう簡単に言わないで、やっぱり、経常収支比率は、今88であれば85まで落としたい、公債費比率も18なら17まで落としたい、3年かかってそこまで持っていきたいというような具体的な目標を設定すべきではないか。

市長は意味がないと言いましたけれども、よその自治体ではそういう目標を設定してやっている自治体もあるんです。これ、私ホームページで探してみたらありましたので、当然市の職員だって、私よりはるかにパソコンの操作は優れていますので、その気になれば幾らでも探し出せると思います。ぜひ、そういうのを参考に

しながらやっていただきたいというふうに思います。

それから、歳入をふやすというのは大変なことだというふうにおっしゃいました。それは当然そうでしょう。だとしたら出を減らすしかないわけです。そういう意味でも、ぜひそういう目標に照らしてどこをどう減らしたらいいのかというふうな計画性を持った、要するにやみくもに減らしていく、削減していく、一律に減らすとかというやり方ではなくて、メリハリをつけた市民のための予算というものを作成していくためにも、具体的にそれを市民に明示していく必要があるのではないか、その責任が市長にはあるのではないかということをお聞きして、第2問としたいと思います。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 また、何点かの御質問がございました。

行革でございますけれども、何も三位一体だからしているというものじゃございません。これは前から行財政改革委員会というのはございまして、その中で議論してきて、その目標を定めながら進んできたところでございまして、不断の努力というものはこれまでも続けてきたところでございますし、これからもそのように考えながら、スリム化を図っていかなくちやなりませんし、そしてまた必要な経費にそれを充てていかなくちやならないと、こう思っておるわけでございます。

それから、課の統廃合でございますが、これは管理職をふやして、それで人事の統制を図っているかのとき御質問がございましたけれども、そういうものではございません。あくまでも必要な職制というものを置いてそれなりの部門でそれなりの働きをさせていただいていると、こういうことでございまして、単に管理職等の数をふやしたというものではございません。その辺は御理解いただいてもらわなくちやならないなど、こう思っております。

また、その少ない職員の例としまして地域振興課を挙げられておりますけれども、地域振興課の業務内容というものをざらんになればおわかりかと思っておりますけれども、これまで、寒河江市がここまで発展してきたというのは地域振興課という顔をつくって、その中でチェリーランドやらクア・パークやら、あるいは工業団地の造成、企業誘致、こういうことをしてきたわけでございますが、こういう時代になりましたから、1人減らし、2人減らしていった現在は3名でございますか、ということになってきておりますけれども、人とのつながりもございまして、あるいは情報の収集ということもございまして、非常に専門的になりますし、あるいは生涯的な分野というものが重要な位置づけを持っておるわけでございますので、本来ならば余り、人事異動でかえたいところでございますけれども、そうできないところの問題が地域振興課にあると、こういうことでございます。ですから、現在の体制で大きな事業、今いろいろ質問ありましたところのクア・パークにしましても、それらに対してあるいは工業団地にしましてもあるいは工業団地のこれからの見直しにつきましても、そういう重要な事業を行っておりますから、独立させて専門的あるいは広い視野での対応というものをゆだねておるところでございまして、一概に人数が少ないからとか、一概に数が多いとかと、こういうものではないと思っております。

それから、指定管理者の指定のことでございますけれども、すべてに検討してまいろうと、このように思っておるわけでございます。

それから、毎年一定の、もとに戻りますけれども、一定の職員採用というふうなことでございますけれども、適正化計画というようなものを、これを策定することにしてございまして、職員の年齢構成というようなものを十分勘案して、今後の退職それから新規採用というものをみつめていかなければなりません。なるべく少ない職員数で現在の職務を処理していくという観点からいけば、やはり職員の採用というものは差し控えて職員数を減らしてということで、対応していかなくてはならないと、こう思っておりますので、新規採用はここ三、四年控えてございまして、今後ともそれは余り望めない状況かなと、このように思っております。

それから、先ほど申しあげました課の整理統合と役付の問題でございますけれども、1問でも申しあげましたけれども、組織との関連というのが出てくるわけでございまして、どのような課を設けるか、現在の課、室の整理統合というものをどの程度やるかというようなことにつながってくるわけでございまして、そういうことを今いろいろ議論して案を出そう、事務局に考えさせておるわけでございますけれども、なるべくならば、関連するというような業務というものにつきましても、これは統合するということも考えられるわけで

ございますし、そういう方向で、ただ非常に具体的に課名の変更ということになりますと、市民とのかかわりもございますし、今までなれ親しんできたところの課名を変更するというようなこともございますけれども、思い切ってここで市民の御理解も得ながら、組織の編成等に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、職階制度というようなことのお話がありました。職務と等級等の合致ということでございまして、今までの、これは国もさることながら地方自治体の給与体制というものは、非常に職務と一致しないで上位等級に上られるというようなことが人件費のアップにつながってきておると、こういうことが指摘されておりますし、そのとおりだと思います。

そういう意味で職階制度は是正すべきだと、こういうふうな御指摘を受けたわけでございますけれども、今後そういういわゆる上位の等級に、給料の等級に進むことができると、黙っておっても年数だけがたてばわたられるというようなことは、これはやっぱり考えていかなくちゃならないだろうと思いますし、この辺も人事院勧告等におきまして、十分これまでも指摘されておりますし、今後とも地方公務員の給与制度のあり方については、議論されあるいは指摘されるものと、このように思っております。

それから、フローラS A G A Eの職員の問題もございましたが、これは、今おわかりかと思っておりますけれども、その利活用それから施設設備の維持管理それから貸し出しと、そういう分野に配置しておるわけですが、この辺もフローラS A G A Eが今度駅前中心市街地整備事業が完了するというところで、あそこにおりました職員あるいは事務室も開放されるということも出てくるわけでございますが、それとのかかわり、そしてまた中心市街地の活性化という意味での商工観光分野の問題等々を考え合わせながら、あの中心市街地フローラS A G A Eに配置しているところの職員の活用、あるいは商工業全体の活性化のためにあいてくるところの部屋の活用というようなものも考えておるところでございまして、今後の検討ということではございまして、

それから、多目的水面広場でのお尋ねがあったわけでございますけれども、やっぱり何をやる、かにをやる、やることはこれは言うに易しいんでございますし、あるいはどれを進めるかという、これは難しいのでございまして、ですけれども、ただ、今の今苦しいから何でもやめるというものでは、私はないと思います。将来のことを考えて、やっぱり、寒河江の後世に残せるものは何かと、後世において将来において元気づけるものは何かとか、そういうことを見通して、あるいはそれを考えてするというのがこれが政治だろうと思っておりますし、政策だろうと思っております。今の今がどうのこうのと、こういうだけで目先のことばかりを考えるとというものでは、私はないと思っております。

それにおきましては、工業団地にしましてもあれだけの企業が誘致されまして、あるいはチェリーランドさがえにおきましても大変な寒河江の元気よさ、発展につながっていると、このようにも思いますし、雇用の増大にも結びついておると、このように思うわけでございますから、今の今でマイナスどうのこうのというだけじゃなくて、将来のことを考えて、将来の寒河江の市民あるいは寒河江市に残せるものは何か、将来の発展のためということを考え合わせるならば、今の事業はどうかという判断に立ってやらなくちゃならないものと、私は思っておるところでございまして、

クア・パークにしましても、ただ、お金が逃げていだけだと、こういうふうなお話がありましたけれども、そういう観点からもう少し考えていただければ、時期的に悪い時期にあったことは確かでございますけれども、もう少し我慢の中で将来を見つめて対応していかなくちゃならないと、このように思っております。

したがって、現在の中パにしましても、あるいは王将の土地にいたしましてもいろいろ、先ほど申しあ

げた担当の方におきまして、あるいはまた助役とあるいは私もいろいろ誘致なり、あるいは話し合いを継続されておるところでございます。

それから、予定価格の話がありました。これは本来ならば設計金額というものがあって、そしてまた歩切りして予定価格、そしてまたそこに落札と、こういうことになっておるわけでございますが、現在の設計金額というものをもっともっと妥当なものに見直しというか、現在のような考え方でいいのかなと、設計の立て方でいいのかというようなことは議論をしなくちゃならないと思いますし、国の方におきましてもいろいろな原材料とか人夫賃とかいろいろな要件をかみ合わせながら検討しておられるわけでございますけれども、寒河江市で工夫できるものがあるかどうかと、大分詰めてきた設計金額なりあるいは予定価格制度だろうと、このように思っておりますけれども、本当に何と申しますか、節減できるようなものがあるかどうかというようなことは、その事業事業、あるいは設計の段階で十分検討していかなくちゃならないだろうと、このように思っております。

それから、財政関係の数値目標と申しますか、それについてのお話ございました。お言葉を返すようでございますけれども、私は意味がないということは一言も言っておりませんから、それ御承知おきください。非常に難しいということは言いましたけれども、目標を立てることに意味がないとは言っておりませんから、どうぞひとり歩きされますと私も大変迷惑でございますから。

それから、削減の仕方については明示してほしいとか、あるいはめり張りをつけて、全くそのとおりでございまして、事務事業の見直しにつきましては、いろいろ御意見を承りながら、そして、めり張りをつけて一律削減とか、一律10%削減とか、これまでとってきた手法というのはそういうわけでございますけれども、そういう時代はそろそろ終わりにしなくちゃならないのではないかなと。そういう意味においては、やっぱり議員の皆様方あるいは市民の皆様方あるいは団体等の皆様方の御理解もいただかないと、ただ減らされたとか、削られたと、こういうように受けとられましては、本当の行財政改革の意義というものが出てこないと、このように思っておるわけでございますので、やはりその辺はちゃんと理由をつけて、そして御理解と納得をしまして、そしてやるべきことはやってまいろうというような気持ちで取り組んでおるところでございます。以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 遠藤議員。あと残り8分ぐらい ですのでよろしく。

遠藤聖作議員 会議録を後できちっと起こしてもらって、正確に評価をしたいというふうに思いますけれども、この行財政改革というのは、私たちも今回かなり踏み込んで提起をした部分もあります。それはなぜかといいますと、あくまでも市の行政というのは公の行政でありまして、市民の福祉の増進、これは地方自治法の条文の中に一番最初に書いてあるところなんです。そこを基本にするというふうに書いてあります。そこを踏み外さないように事業、市の執行を進めていくためにもきちっとした行財政改革を進めて、市民の幸せのために行政運営をやるというところの、一本筋の入った行政をしっかりとしてもらいたいから、こういう提言を私たちもしたということでありまして、御理解をいただきたいというふうに思います。

市長もかなり頑固で、例えば水面広場は絶対やるというふうに言うし、私たちもこれはむだだと、やるべきでないと言うし、そこはやっぱりいろんな議論があるところで議会なんです。そして、それをいわば反映する形で市民の中にもそういう声がさまざまあるということなんです。ですから、私たちの主張を支持するだけでなく、市長の意見を支持する市民もいるだろうし、そういう議論がちょうちょうはっしとやられるような場をやっぱり設けないと、この行財政改革は進まないし、そして振興計画だっていわゆる市長の言うとおりだけの振興計画だけでなく、市民のいわゆる少数意見でもかなり根強く出てくる意見などもあるわけで、そういうものも踏まえた形で計画を作成するというふうな、いわゆるバランスのとれた行政計画というのが必要なのではないかという点を、私は申しあげているわけでありまして、言葉の揚げ足取りを言っているわけでもないんです。

ですから、意味がないと言わないと言いますけれども、いろんな数値目標を設置すること自体が余り、将来狂う場合もあるから、これは意味がないというふうに私はとったんですけれども、要するにそんな意味なわけですよ、難しいと言おうが何と言おうが、そういう言葉のやりとりだけの揚げ足取りのような言い方を私はしたくないし、それで、私はもっと建設的に、前向きに、いわゆる反対意見をどんとぶつけて、市長はそれに受けて立ってというふうなやりとりがもっともっと議会の場でもあるべきだし、市民レベルの場でもあるべきだというふうに、私は思います。

例えば、フローラから職員を引き揚げろというのは、これは、この指定管理者制度が出てくる前から私は考えていました。なぜかという、あそこに行くと、予算がないんです、あそこに。事業予算がないんです。人件費は商工観光課の方から出る、そういう、何かやろうとしてもできない。アイデアだけで勝負しなきゃいけない、そういう幾らかのお茶代くらいの予算はあるんでしょうけれども、そういう、前は3人いたところですか、はそういう話があった。そのときからああ、これだったら職員なんかなくていいし、むしろ事業団などに委託した方がいいと、もっと職員の力は別な方で使って生かしてもらえればいいというふうに思っていました。今回、指定管理者制度が出た際にも、やっぱり同じようなことを私は考えたものですから、この提案をしているわけでありまして。

そういう意味で、市長が駅前開発云々あるいは中心市街地の活性化云々というふうなものとはちょっと別な観点からの御提言なわけですよ。クア・パークも余りいい時代にぶつからなかったというふうな話ですけども、そんなことを言ったら、どこのいわゆるリゾート施設もそうなんです、寒河江だけじゃないんです。そこで撤退があったりあるいは事業の縮小があったりということがやられているわけで、やっぱりそれを時代を踏まえて適切に出処進退を決めていくということも必要なのではないかと、ごく普通の御意見を申しあげているわけで御理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、入札についてもぜひいろんな情報、全国の情報を取り寄せて検討していただきたい。議会として

も電子入札ということを具体的に明示していますので、それを受けて具体的に検討に入っていただきたいなというふうに思います。

それから、課の整理統合等の問題については、これは市長のいわば専権事項ですので、これ以上踏み込めませんけれども、やっぱりあの県内の44市町村の中に次々と、新聞報道を見ると課の統合あるいは縮小ということがやられています。ちょっと寒河江がおくれているかなという気がしますけれども、やっぱりそういう時宜に見合った取り組みが必要なのではないかというふうに思います。

時間があと1分ぐらいしかないので終わります。

平成17年6月第2回定例会

散 会 午後2時29分

新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。



平成17年6月9日(木曜日)第2回定例会

出席議員(21名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	伊藤忠男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
那須義行	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
	行財政改革		
菅野英行	推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
			花・緑・せせらぎ
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	鈴木英雄	会計課長
荒川貴久	水道事業所長	兼子良一	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	布施崇一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	鈴木一徳	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	宇野健雄	事務局長
	農業委員会		
清野健	事務局長		

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成17年6月第2回定例会

議事日程第4号

平成17年6月9日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第2回定例会

午前9時30分開議

平成17年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再　　　　　開　　　午前9時30分

新宮征一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、6月6日に引き続き一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成17年6月9日(木)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
13	地域社会の安全、安心のための取り組みについて	新たな地域防犯組織の育成について 空き教室を利用した高齢者と児童生徒との交流環境づくりについて	9番 鈴木賢也	市長 教育委員長
14 15	行政一般について 教育行政について	指定管理者制度と行政責任について 陵西中学校大規模改造計画について 学校施設の耐震調査と耐震対策について	6番 松田孝	市長 教育委員長
16 17	市長の歴史観について 行政一般について	韓国や中国で反日感情が高まる中で、安東市を姉妹都市に持つ自治体の長としての市長の歴史観を問う 納税貯蓄組合に対する事務費交付の廃止について	17番 内藤明	市長 市長

平成17年6月第2回定例会

鈴木賢也議員の質問

新宮征一議長 通告番号13番について、9番鈴木賢也議員。

〔9番 鈴木賢也議員 登壇〕

鈴木賢也議員 おはようございます。

緑政会の一員として、通告番号13番、市長、教育委員長に質問いたします。

地域社会の安全、安心のための取り組みについて。

今、地域の生活、学校において、安全、安心が問われています。平成8年から事件がふえ続け、事件、犯罪の発生箇所も都市部から地方へと拡散しております。

平成17年4月1日現在、警察官1人当たりの人口を比較してみますと、全国平均では520人、アメリカでは385人、欧州平均では300人から400人となっております。全国平均の520人に対し、山形県では637人、西村山1市4町では1,154人となっております。警察官1人当たりの人口が多いということは、それだけ事件が少ないということですが、反面、区域が広くなり、パトロールなど目配りができない大変な状況でもあります。

山形県の犯罪件数は1,191件であります。犯罪率で見ますと、山形県は全国で少ない方から4番目であり、寒河江警察署管内では、県内15警察署で4番目に少ない警察署であると聞いております。大変結構なことと思っています。

しかしながら、最近のニュースや新聞報道にも出てまいります、県内の青少年犯罪が加速的にふえております。山形県全体の被疑者犯人のうち、20歳未満の青少年すべての刑法犯が占める割合は、山形県全体で30.4%、西村山1市4町では25.5%になっており、今後の増加傾向が懸念されております。

犯罪がふえている現状の中でありますが、警察官の増員はなされておられません。このような状況でありますので、安全、安心な生活を営む上で、行政、市民の協力が不可欠であると思っております。

新たな地域防犯組織の育成について。

住民が自分たちの地域を回り、危険な場所を点検したり、防犯対策を呼びかける、自主的なパトロール活動が今急速にふえております。警察庁のまとめで、この種の活動をしている団体は、昨年末現在で全国に8,079団体あり、所属人員は52万人となっております。このうち約7割に当たる約5,500団体が一昨年以降の活動開始といえますから、防犯活動団体はこの2年間で何と3倍にふえております。

この背景には、治安悪化に対する危機意識があるようです。刑法犯の認知件数は、平成14年の285万件をピークに減少してきましたが、それでも昭和の時代の倍であります。

パトロールに踏み切った自治会では、疎遠だった近所の人たちの顔が見えるようになり、地域の連帯意識が生まれたと言っており、また、どこの団体でも定年退職して間もない60歳代の参加者が多いと言われております。住民の自発的な努力が、過去の地縁、血縁にかわり、高齢化社会に対応した新たなきずなを生み出す可能性が期待できるのではないかと思います。

このような住民防犯組織の流れを押し進めようと、警察庁は防犯パトロール用の腕章や防寒具の購入などに補助金を出す支援事業を本年度2005年度から始めると伺っております。私の地域、柴橋地区においても柴橋防災ボランティアをつくる準備が進められており、勉強会から事業を始めたいと言っております。このような活動が今後寒河江市全体に拡大していくのではないかと思います。

去る5月26日、寒河江市防犯協会が設立されました。また、この6月定例議会に寒河江市地域安全条例が議案として提案されております。その運営について、また、新たな地域の防犯組織化と育成について、市としてどのような考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

空き教室を利用した高齢者と児童生徒の交流環境づくりについて。

国では、教育基本法改正の意義やねらいについて、義務教育改革の法案に新たに盛り込まれる家庭教育の役割、学校、家庭、地域社会の連携などの重要性を強調しております。



家庭から消えつつあるものとして、きずなの意識や安らぎなどを上げ、家庭現場が危うい状況にあることから、心の教育には家庭の役割が欠かせないとして、文部科学省の官房審議官が提言しておる内容は、一つ、親が手本を示す。二つ、子供の自主性を促すための捨て育ての実行。三つ、家訓を守る。四つ、先祖を大切に。五つ、基本的信頼を育む、の五つの提言をしております。

なぜ、このような提言が60年ぶりに進められているのかを考えてみますと、私たちが小さいころは、チャンバラごっこでけがをしたり、魚とりに夢中になり、山に行っては漆に負け、自然とのかかわりの中で、遊び遊びの毎日でした。また、寺のお墓を倒したり、神社の屋根に登っては、そのたびにじいさん、ばあさんから、ほかの家の高齢者の方からしかられ、説教されました。そのときに、世の中のこと、人との交わり方、殺生のたたりへの恐ろしさなどを教えられました。そして、これらの一日の出来事を家に帰って家族みんなに、御飯を食べながら話をしたものです。

今の現状を見ますと、核家族がふえ、親も毎日忙しく、子供も勉強に、塾に、スポーツクラブにと、家族や地域の方と一緒にいる時間がなく、食事と一緒にすることができない状態であり、また、昔の家は開放的なつくりでありましたが、今の家は個室化され、顔を合わせる時間が限られておる状況であります。まして、じいさん、ばあさんと話したりすることなどないのが当たり前になっております。また、ほかの家の高齢者との出会いもなく、話したり、教えていただくこともない状況です。このため、相手を思う心、モラルの低下、マナーを知らない青少年がふえてきております。

このような状況を解決する方策の一つとして、学校の空き教室を開放しながら、高齢者の人生観、昔の体験の話をしていただいたり、人に対しての接し方、また、今までの経験話を聞いたりできるようにしながら、高齢者の方々がパトロールなどボランティアによる教室を開催する、寒河江型「高齢者とのふれあい教室」の実施を提言いたしますが、教育委員長のお考えをお聞きいたします。第1問とします。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

防犯組織の育成についてでございます。

近年の犯罪発生状況を見ますと、その認知件数は年々増加の傾向でございます。しかも、広域化・組織化され、凶悪な犯罪がふえておりますが、山形県は、平成16年の人口 1,000人当たりの犯罪発生件数である犯罪率が 9.3%と全国4番目に少なく、17年に入っては2番目に少ない県になっていることは、憂慮すべき中にも喜ばしいことでございます。

しかしながら、昨年の本県の認知件数は、1万 1,423件と1万件を超えております。本市においては、379件と数的には少ないとは言えない状況でございます。

内容は、車上ねらい、それから自転車盗難、自販機荒らしなどが多く発生しておりまして、高校生等による万引きも後を絶たない状況でございます。

また、高齢者や若年層などに被害の多い架空請求を初め、その他の振り込め詐欺や悪質商法の被害に関する相談が 192件も寄せられているところでございます。

さらに、小中学生に対する不審者のつきまといや、車からの声がけ事案も26件が発生しております。幸い、誘拐や傷害事件に至ってはいませんが、本人はもとより、家族や学校、そして地域の皆さんの不安は大きいものと思われまます。

防犯に関しましては、従来警察活動を主体に対策が講じられてまいりましたが、高速交通網の整備を初め、インターネットや携帯電話の普及など、情報化社会の進展に伴い、犯罪も広域化・巧妙化し、また、外国人による組織的犯罪の増加などによりまして、警察による防犯や捜査活動は困難さを増してきているようでございます。

それら多様な犯罪を予防するには、まず一人一人が犯罪は身近に起こり得るものだという認識を持ち、被害に遭わないよう、日ごろから防犯知識を身につけるとともに、地域の方々が協力し合って、安心して暮らせるよう活動することが大切であると思っております。

大都市の例でございますけれども、子供の保護者や地域の有志で組織した防犯ボランティアによる活動が急激に増加してきておるようでございます。主な活動は、定期的な地域内パトロールを初め、子供の通学を見守り、危険箇所の点検などのものでございますが、これら活動は、近隣の連帯感が薄れている地域などで、主として防犯意識の高い有志者のみで行われているのが多いように思われまます。

今年度、警察庁によりまして、地域安全安心ステーションモデル事業として、地域住民が自発的な意思に基づいて実施する防犯活動に対して、パトロールや啓発ポスターなどに係る費用を援助する制度が設けられたところでありますが、全国で 100カ所を限定したもので、山形県内では1カ所のみモデル事業実施地区に指定されておるところでございます。

本市の新たな防犯組織の育成についてでございますが、本市では、昨年度において、それまで地域防犯組織がなかった白岩地区に組織化を働きかけ、これを実現するとともに、他の地区でも同様の取り組みを重ね、市内全地区に防犯協会の組織化を実現したところであります。

これまで各地区においては、児童生徒への不審者の声がけ事案に対するパトロール活動や、さくらんぼの盗難予防パトロール、それからJR左沢線市内各駅での自転車盗難予防街頭キャンペーン活動、さらには、年末年始の時期における防犯巡回などが実施されているところでございます。

市といたしまして、地域の防犯力をさらに強化し、警察その他の関係機関との連携を密にしながら、犯罪の未然防止を図るため、防犯協会各支部などを構成員として、5月26日に寒河江市防犯協会を新たに立ち上げたところでございまして、御案内のとおりでございます。

その具体的な取り組みとしましては、各支部がそれぞれの地域の実情に合わせ、学校、交番所や駐在所、町会を初めとする地域内の諸団体、事業者などがそれぞれの立場で情報を共有し、連携を図りながら防犯活動を進めることとしております。

市といたしましても、被害防止に関する知識や技術を身につけていただくなどによりまして、市民一人一人の防犯意識の啓発に努める考えでございます。

また、各支部が取り組む自主防犯活動が円滑で効果的に実施されるよう、腕章や帽子の提供を初め、関係者の研修を実施するほか、情報提供や参考となる活動事例の紹介など、積極的に支援を行い、犯罪に強い地域社会の実現に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

先ほどもお話がございましたけれども、本議会に寒河江市地域安全条例の制定を提案しておるところでございますが、このことは、各地区に防犯協会支部が組織化されたこと、それから、市防犯協会が発足したことにあわせまして、防犯協会各支部の自主防犯活動を継続的かつ恒常的に推進し、各地区での効果的な自主防犯活動によりまして、安全で安心、明るく住みやすいまちづくりを進め、住民の安全に対する意識高揚を図り、地域の安全活動を推進しようとするものでありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っておるところでございます。以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 大谷教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 空き教室を利用した高齢者と児童生徒との交流環境づくりについての御質問にお答えいたします。

現在、子供たちが置かれております社会状況を見たときに、核家族化が進展し、両親の共働きもふえ、また、地域の方々と接する機会も少なくなっていること、まさに御指摘のとおりだと認識しております。

子供たちが健全に育っていく過程の中では、人とのかかわりはもちろんのこと、自然、社会、文化、歴史などとのかかわりが必要不可欠であり、中でも人とのかかわりは極めて重要であると考えております。

そういった現状を受けて、本市の学校教育目標を「かかわりの中で心と体を育み、学び伸びていく児童生徒の育成」と設定し、学校生活の中でのさまざまなかかわりを重視した取り組みをしているところでございます。

市内小中学校においては、社会科の学習や総合的な学習の時間などを活用して、昔の暮らしや昔の遊びなどについて調べる活動、米づくりやさくらんぼづくりについて学ぶ活動、祖父母を招いてのだんご木づくりや縄ないなどの活動などが行われております。これらの活動の中では、ゲストティーチャーとして、あるいは、地域の先生、畑の先生など地域人材との交流が豊かに行われております。また、老人ホームを訪問するボランティア活動などを行っている学校もございます。

こういった活動を通して、地域では、地域全体で子供を見守るという機運が高まっており、教育委員会が目指す、地域の方が声をかけ、立ち寄ってくれる学校づくりが推進されているところであります。そして、子供たちは、時には高齢者の方々と触れ合い、その豊富な知恵と熟練の技に感動し、多くのことを学び、大人に対する尊敬の念を醸成しているとの報告をいただいております。

さて、御質問の「高齢者とのふれあい教室」実施についてでございますが、これまで述べましたように、高齢者と触れ合う活動は、地域の特性や学校活動の特色を生かしながら、積極的に進められてきております。

空き教室の状況など、各学校の置かれている状況や環境を考えますと、一斉に実施するということは難しいかなというふうに思われますが、学校教育のねらいとのかかわりの中で、高齢者とのふれあい教室実施を希望する学校があれば、教育委員会としても十分に支援していきたいと考えております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 鈴木賢也議員。

鈴木賢也議員 答弁ありがとうございました。

やはり私も、防犯に対する施策を展開するには、防犯意識を自治会、子供会育成会、保護司会、PTA、商店街、会社など、やはり各種団体に高揚を促す啓発活動が大切であると思っています。それに対して具体的な施策を提示していただき、それぞれの行動をするための推進体制の詳細な取り組みをしながら、住民の防犯組織化の受け皿として構築していただきたいと思います。また、防犯組織と警察が連携しての取り組みが大切ではないかと思います。

県内において、防犯組織の設立の記事が載っておりました。やはり東根の商工会女性部がみまもり隊というものをつくって、地域の方で子供たちを事件や事故から守ろうということで、事業所で仕事をしているときは見張り番、下校途中の児童に声をかけ、配達や集金などで街中を回る際はパトロールも兼務するということであります。

また、先ほど市長が申しました県内唯一のモデル地区に選ばれた山形市の第3地区防犯連絡協議会も警察庁の事業の唯一のモデル地点でありまして、その青木会長も、協議会のメンバーだけでは活動に限界があると、住民同士の連帯感を強め、全体の防犯意識を高めていきたいということでございますので、やはり今まで申したように、いろいろと大変でしょうけれども、いち早く確立していただきまして、我が市においてもいち早くそういう組織が設立を見ることを望みたいと思います。

また、県内緊急調査という、この間新聞に載っておりましたけれども、寒河江市では特殊地下濠が29カ所確認されて、9カ所が危険と判断し、所有者の調査を進め、さくの設置を要請するということであります。このように、市においても危険な箇所がまだまだあると思われるので、危険箇所を検索していただき、適切な管理対策をお願いし、安心安全の地域づくりをしていただきたいと要望します。

今、青少年は、食べ物を食べる場所や食べ方のマナー、携帯電話のマナー、公共物でのマナーなどモラルの低下が問題になっています。自己本位で他人のことを考えない。相手の気持ちを知らずしらない。大切にすべき作法を知らない。ルールどおりやれば、他人がどうであれ、自分が満足であればよい。自分でごみを捨てることができない。責任感がないなどの青少年がふえております。東京都では、見かねて、迷惑防止条例をつくるなど対策を考えているようです。

また、フリーターは、社会状況も関係しますが、ニート、パラサイトシングルなどがふえており、なぜこのような状況になったかは、今までの教育、家庭での育て方にあるのか、大人の都合でのことなのか、社会にあるのかを考えなければならないと思います。

昔の人には倫理感を持った人がおり、また、頑固おやじなど筋の通った人が家庭にいたものです。今の親子は兄弟のようであり、おやじの威厳を認めてくれない家庭があります。

また、ありがとうと感謝の心を持って食事をする若者も少なくなっております。保育所時代から、だれがつくったかわからない給食を、みんな同じものを食べております。つくってくれた人の顔が見えないでは、ありがとうは言えないのが当たり前で、お母さん、おばあさんがこしらえてくれた弁当保育の食事は、「お母さん、おばあさん、ありがとう。いただきます」と言って食べます。顔の見えない食事を14年間もとっていは、食べ物を食べるときのありがとうの感謝の気持ちは起きないと思います。

その点、寒河江市では親がつくってくれた弁当を持参しております。その点、感謝の気持ちは持って食事できる、すばらしい環境があります。ありがとうをいっぱい持った青少年が育つ環境を、寒河江市において大切にしていかなければならないと思います。

また、こういう青少年も親になり、子供を持ち、生活をしていきます。いろいろな問題は、長い時間をかけて解決しなければなりません。教育委員会においての御指導をいただき、導いていただくようお願いし、質問を終わります。



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 犯罪というのが、自分が遭ったときには、いろいろ問題にしたり、どうのこうのと話になりますけれども、やはりこれは常日ごろ自分のこととして、これに対応するということが必要なのだろうとっております。

常日ごろは、そういう安全安心、あるいは危険なことに対しては非常に一見無関心なところもございますけれども、自分が遭ったりすると、いろいろ批判をしたり、意見を出したり、いわゆる問題を提起するようでございますけれども、常日ごろ、自分のことにも降りかかる、自分たちのこととして考えていかなければならないと思っておるわけございまして、そういう意味では、議員がおっしゃられましたように、顔の見えるような方たちが一緒になって、地域で守るということが必要だろうと思っておりますし、地域同士、あるいは関係機関と連携し合うということも非常に大切なことだろうと思っております。

先ほど申しあげましたように、支部組織もできましたし、あるいは連合会も設置されましたし、あるいは、みんな市民に訴えるところの条例というものも提案されて、議決なるだろうと思っておりますが、ということで、みんなで自分たちのまちを守り、自分たちの身を一人一人守っていくという心がけ、そして、それにみんなが努力するということが必要なと、つくづく思っておるところでございます。

平成17年6月第2回定例会

松田 孝議員の質問

新宮征一議長 通告番号14番、15番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表して、通告してある課題について、以下、質問いたします。

最初に、通告番号14番、指定管理者制度と行政責任について伺います。

指定管理者制度は、公の施設の管理を民間の能力を活用して、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的に、地方自治法第 244条の 2 が改正されました。

周知のように、現在管理委託されている公の施設は、直営に戻さない限り、平成18年 8月までに指定管理者制度へ切りかえなければならぬことになっております。

今回の改正自治法は、指定管理者制度の制度設計の多くを各自治体の条例にゆだねており、また、国も条例のひな形の提示や詳細な解説通知も行っていないために、各自治体では、試行錯誤の中、走り始めている現状であります。

この指定管理者制度は、本来対象となる施設は、住民の福祉に供する公的施設が指定管理者になろうとする法人その他の団体に指定管理され、営利が優先される中で、公共性や施設の機能を低下させないこと、新たな官民癒着を生まないこと、さらには、施設で働く職員の雇用と労働条件を守ることなどを明確にすることが必要であり、形式化では済まない問題があります。

今回、本市においても、基本方針が確定し、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例と、寒河江市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備を図るために条例案が上程されています。

この制度は、公共施設の管理と業務を委託することで、民間企業に利益を保障する制度とも言えますが、逆に、公共サービスの委託化や外部化が進むことで、行政責任の後退や公共性を危うくさせることにもなりかねません。

そこで伺いますが、指定管理者制度導入後、公共サービスにおける行政責任はどうなるのか、市長の見解を伺います。

次に、指定管理者の選考委員会について。

今回の条例案では、第 4 条指定管理者候補の選定では、大まかな評価項目で一定の基準を満たせば選定されること、また、2 項では、公募によらずとも、書類提出で候補者を選定することができるとしています。

ところが、新聞報道によれば、既に指定管理者制度を導入している自治体では、第 4 条の指定管理者候補の選定基準がはっきりせず、公正な選定でないという不満の声も出ていると報道されています。また、情報公開請求や異議申し立てなども出されているといえます。

複数の申請者の中から、候補者を選定するものであり、市民の信頼を得る、公正で透明な選定を行うために、選定委員会を設け、その際、外部委員も含めて構成し、審議や会議録の公開が不可欠であると考えますが、見解を伺います。

次に、指定管理者の選定手法について。

総務省は、指定管理者制度を導入して、管理コストの削減を図る目的で、複数の事業者や団体を公募し、その中で競争させ、事業者を選定するように指示をしています。

ところが、すべて競争原理を採用することで、雇用関係に及ぼす影響が大変心配されます。特に、この管理を受託してきた公社、協議会などが、競争の結果、指定管理者になれない場合も予想されます。この場合、直ちに臨時、非常勤を含めた職員の深刻な雇用問題や、労働条件が大幅に引き下げられるなど、そこで働く職員の身分、労働条件も不安定になっていきます。

そのために、そこで働く職員がいるという事実配慮することが当面は重要だと考えます。これらの雇用対策と、これまでの事業実績を評価し、指定管理者に限定していくのか、あるいは、外郭団体などを整理し

ていく方針をとっていくのか、どのような解決策を検討されているのか伺います。

次に、NPOや市民団体の支援について。

指定管理者は、法人その他の団体が対象であり、法人格は必ずしも必要ではないが、個人では対象とならないとされています。これからは、指定管理者制度を活用し、非営利のNPOや市民団体を育成し、新しい公共事業を担う可能性を追求することも考えられます。

例えば、今回導入を予定している地域の身近な公園、小規模施設などは、NPOや市民団体などを優先して対象法人として、住民協働型の運営を支援していくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、指定期間について。

指定期間は、本来条例に定めなければならないと私は考えます。国会の質疑では、期間の長さの議論は行われなかったことで、政令でも定められていません。ということは、自治体の判断だと考えます。

他市の定められた条例を見ますと、施設管理は2年から5年の期間を限定しているのが最も多くなっていますが、福祉施設のように、子供や高齢者を対象としたところや、公園などは常に管理者が変わることは余り好ましくないなどの理由から、5年、10年と長期に締結している自治体もあります。しかし、期間が長期間になると、管理の硬直化や非効率化を招き、市民サービスの低下も心配されます。

初日の本会議では、指定期間は個々の施設ごとに検討していくと答弁をしています。

そこで伺いますが、指定管理者の指定期間は、条例で定めるべき案件と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、期間は施設ごとに検討されていますが、それぞれの施設ごとの期間をお伺いいたします。

次に、通告番号15番、陵西中学校大規模改造計画について、教育委員長にお伺いいたします。

大規模改造計画が先送りされている陵西中学校で、ことしの4月、体育館の屋根が強風の影響でトタンがはがれるなど、校舎の老朽化が急速に進んでいることが、今回の被害で証明されました。

これまで教育委員会は、老朽化が進んでいるにもかかわらず、実態調査もせず今日まで放置してきたことが問題であります。こうした校舎や設備の老朽化は、市内の各小中学校のPTAや父母と教師の会と各学校長から毎年数多くの要望が出されてきております。

提出される要望事項については、各学校PTAが中心となり、校舎を含む学校周辺の環境や児童生徒の安全の視点で点検、調査を行い、当局と教育委員会に提出されています。それをもとに関係機関と調整を図り、緊急性がある場合については、すぐに対処されていますが、大規模改造や修繕などについては、年次計画を立て、計画的に対応することになっております。

計画では、平成5年に大規模改造の実施計画が策定され、その対象として、学校施設では、陵東中学校が平成7年から8年に、陵南中学校は9年から10年に大規模改造が行われました。その後、陵西中学校の大規模改造計画が計画され、平成10年に実施設計、平成11年度から本格的に大規模改造工事が2億7,680万円をかけて着手予定となっております。

その後、陵西中学校の大規模改造計画がとんざし、その後も計画されましたが、阪神淡路大震災をきっかけに、昭和56年6月以前の建築物は、耐震調査、耐震化対策を余儀なくされたために、繰り返し計画が先送りされてきました。

そのために陵西中学校校舎は、特に外壁の劣化や板金のさびが進行しており、随所にその傷みが出てきています。また、サッシ窓枠の充てん剤の劣化などが進み、砂ぼこりが校舎に入ってきたり、冬期間などは寒風が入り込むなど、校舎の環境が悪化しています。

本来、コンクリート構造物は、耐久性が優れているはずですが、今あちこちでこれらの構造物に異変が起きています。その理由は、鉄筋の腐食が進み、骨材が溶けていく現象が発生しております。原因は、高度成長期の骨材資源の枯渇と欠陥セメントの大量供給、さらには手抜き工事が招いた負の遺産であると指

摘されています。さらには、1964年以降に建設されたものがとりわけコンクリートの寿命が短いことを専門家は指摘しています。

この時期と重なるように、陵西中学校は、特に高度成長期である1974年から白岩と高松中学校統合のために建設されました。これらの背景と原因があることから、陵西中学校校舎、体育館その他の施設も含め、随所にトラブルが発生してきております。特に雨漏りなどのトラブル回数、箇所数も増加している状況であります。

学校現場では、入梅、台風シーズンなどの長雨が一番心配だといえます。また、外装はモルタル仕上げになっているために、建物全体に亀裂、カビや汚れも出てきており、美観も損なわれてきております。教育委員会は、傷みが激しい箇所については部分修繕を重ね、十分な対応をしているとしています。

ところが、学校現場では、異常が発生した場合、すぐに連絡して、その都度修繕などの手を加えています。雨漏りなどは一向にとまらず、その原因さえもつかめない状況だといえます。

そのために、陵西中学校では、早期の大規模改造工事を求め、ここ数年間に継続して要望を重ねています。本来、校舎の老朽化は、生徒の安全面から、緊急に対応すべきであります。特に陵西中学校では、学校経営の中で、学校像はきれいで落ち着いた、風格のある学校を目指しております。

そこでお伺いしますけれども、陵西中学校の老朽化の進行状況と修繕、大規模改造はどうするのか、明確な計画をお伺いいたします。

次に、学校施設の耐震調査と耐震対策について伺います。

各学校から毎年、教育委員会に対し、児童生徒の安全と環境整備などの視点で対策を求め、各分野ごとに要望が出されております。それは、通学時に児童生徒の安全を確保するための対策の一つであります。また、学校現場では、地震や災害でいつ災難が児童生徒に及ぶかという危機感と不安を常に持って学校経営に当たっています。そのために一日も早く耐震化対策を願っています。

私は、昨年12月にも、耐震調査と耐震対策を急ぐよう一般質問でも取り上げてきました。それは、ここ数年間に阪神大震災や昨年の中越地震などの大震災が相次いで発生し、被害も大きくなっていることや、やがては東海地震、関東大震災クラスの地震が予測されており、いつ起きてもおかしくない状況だと言われているからであります。

これらの危機的状況から、教育委員会は、学校施設の耐震診断前の耐震優先度調査を15年度と昨年度に市の単独事業として実施してきました。その結果は明らかにされていませんが、耐震化を実施するに当たっては、建物の老朽度合いなどを十分検討した上で、耐震性だけに限らず、安全性なども含め、総合的な優先度の評価を検討した上で計画を策定すると答えています。耐震優先度調査を2カ年かけて実施したことで、引き続き耐震診断を今年度にも実施するものと私は考えおりました。ところが、実施計画では、19年に耐震診断と補強設計に入る計画となっております。

そこでお伺いしますが、耐震対策を進めるに当たり、総合的な評価と改造計画を含めた審議経過をお伺いいたします。

また、地震時における子供たちの生命を守ることは喫緊の課題であります。学校施設の耐震性の確保を図るために、耐震診断、耐震化対策の具体的な年次計画がありますが、倒壊などの危険を回避するために、前倒しをして耐震性を確保すべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いまして、私の第1問といたします。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 指定管理者制度について、何点かの御質問がございました。お答えいたします。

指定管理者制度は、これまでの管理委託制度と異なり、民間事業者でも施設管理ができることとし、民間経営の発想などによりまして、施設の効用を最大限に発揮させ、住民サービスの向上や行政コストの縮減などが期待されているものでございます。

御案内のように、地方自治法第 244条において、公の施設とは、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設と規定されております。普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず、また、不当な差別的取り扱いをしてはならないと規定されております。

したがって、公の施設に指定管理者制度を導入する場合、住民の平等な利用が確保されることを最も重視しなければならないと考えており、今議会に上程しております寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例において、指定管理者の指定に当たっての基準の一つとして、市民の平等な利用が確保されることを規定しておるわけでございます。

指定管理者制度導入後、公共サービスにおける行政責任が後退するのではないかという御指摘なわけですが、今回上程しております条例において、指定管理者に対し、毎事業年度終了後に事業報告を義務づけるほか、必要に応じて業務報告を求め、実地に調査をし、または必要な指示を行うことができることとしており、その指示に従わないときには、指定の取り消しや管理業務の停止を命ずることができることとしておりますし、指定管理者との協定において、毎年度事業計画書の提出を求める考えであります。

さらに、施設の利用に関する不服申し立てを市で受け付け、また、事故が起こった場合に、施設管理者として市に責任がある場合は賠償責任を負うこととなりますので、指定管理者制度が導入されたとしても、市民の利用が阻害されることはなく、施設の設置者としての責務は何ら変わることはございません。

次に、選定委員会のことのお尋ねにお答えいたします。

指定管理者の候補を選定するための選定委員会についてでございますが、指定管理者候補の選定に当たっては、指定管理者制度に係る指針において、庁内に選定組織をつくることとしております。

指定管理者候補の選定は、管理者の指定という行政処分の前段階の内部意思を決定するものであるため、その選定組織に外部委員を含めることについては考えておりません。

また、選定組織の会議自体の公開につきましては、意思決定過程であり、公正で中立な意思決定を阻害するおそれがあることから、公開すべきでないと考えておりますが、会議録については請求があれば公開してまいります。

次に、外郭団体の問題と雇用対策の問題でございます。

現在、管理委託制度を導入している施設については、平成18年、来年の9月2日までに、指定管理者制度を導入するか、直営管理を行うか選択しなければならないことになっております。市としましては、これまで管理委託をしていた施設については、原則として指定管理者制度を導入する考えであり、18年度当初から導入してまいりたいと考えております。

現在管理している団体の取り扱いについての御質問でございますが、指定管理者の指定手続等に関する条例では、原則公募としておりますので、他の団体と同じように応募していただき、最も適当な団体を指定管理者として指定いたします。

指定管理者の指定は、入札のように単に金額が低いものを指定するものではなく、その団体の経営状況や管



理能力などを含めて総合的に判断するものですので、今の段階で、現在管理している団体を指定管理者に限定するとかは適当でなく、また、外郭団体などを整理していくとかを決めることは難しいと判断しております。

このことは、現在管理を受託している団体が指定管理者に指定されなかった場合、雇用問題が生じるということは想定されますので、こういう状況にある一部の施設であります、例えば体育施設、老人福祉センターについては、今後引き続き検討すべく、今回の条例改正には提案しなかったところであります。

次に、身近な公園とか、NPOとの関連についての質問でございます。

地域に身近な公園施設などの管理については、現在管理委託している施設はありませんので、今回指定管理者制度の導入を考えておりませんが、今後、直営で管理するのか、指定管理者制度を導入して管理していくのか、グラウンドワークの手法により地域に管理をゆだねるのかなど、さまざまな角度から検討してまいります。

次に、この指定期間のことでございます。

指定管理者に関して条例で定める事項は、地方自治法第 244条の 2 第 4 項の規定によりまして、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項とされております。そのため、指定期間については条例に規定しておりませんが、その考え方については、指定管理者制度に係る指針に記載しておりまして、制度導入当初は3年程度、それ以後については原則5年としておりますが、施設の目的や性質などのほか、指定管理者制度導入による効果も考慮して、適正な期間を定めていきたいと考えており、今後検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 教育行政についての御質問にお答えします。

まず、陵西中学校大規模改造事業につきましてでございますが、基本計画調査を平成18年度に実施、実施設計を平成19年度に実施して、その結果を踏まえた上で、2カ年継続で、生徒の学習に支障とならないよう、各年度の夏休み期間などに集中して改造工事を実施するよう計画しているところでございます。

次に、学校施設の耐震対策について申し上げます。

昭和56年の新耐震基準以前に建築された小学校が4校、中学校が3校の合計7校、建物の棟数で申しますと24棟について耐震対策が必要だと考えております。

平成15年度から2カ年継続して耐震化優先度調査を実施しましたが、耐震対策を実施する場合には、1棟ごとではなくて、一つの学校ごとに実施する必要があり、建物の老朽度合い、避難施設としての重要性など十分に検討した上で、総合的に検討しているところでございます。

以上のことを踏まえて、最初の実施校としては、大規模改造事業とあわせて実施すべく、陵西中学校について、平成19年度に耐震診断、耐震補強実施設計を実施し、耐震化事業に着手する計画としているところでございます。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 第1問に対し御答弁ありがとうございました。

第2問に入らせていただきますけれども、基本的なことですけれども、やはり住民の福祉のために設置された施設でありますので、この辺を十分に踏まえて、やはりこの指定管理者導入に移行していただくために、私は今回この質問を取り上げさせてもらったんですけれども、今までの管理状況と同じであってはまずいと思います。

これは、やはり契約なども見ますと、3年から5年とか、長期に入ってきていますので、その辺を踏まえて、やはり条例をもう少しきちんと整備していかないと、いろんな弊害が出てくる可能性があると思います。そのために、新聞などでもいろいろ報道されているように、いろんなトラブルが発生していることでもありますので、その辺も踏まえて、第2問に入らせていただきます。

指定管理者の選定委員会の設置については、庁舎内の委員会を設置して選定していくということですが、これも、正直言って庁内では確かにいいんですけれども、ある程度外部の意見を聞いて選考に当たることも私は必要だと思います。特にこの選定に当たっては、公募によらずとも、施設の設置目的を効果的に達成するために、市長がある程度判断できるというような、こういう項目がありますけれども、これはやはり一般市民の受け方としてどういう判断をしているのか、大変疑問なところもあります。ですから、こういうのはやはり第三者を含めた委員会の設置をお願いしたいと思っていますので、この辺について、もう少し見解を、再度お聞きをしたいと思います。

それから、選定手法については、ほかの団体と同じにしていきたいという方針でありますけれども、第1問でも質問したんですけれども、やはり一番は雇用の問題であると思っています。雇用の問題では、老福センターとか、体育館などは今回の個別の条例には含まなかったというのは、やはり雇用対策の問題とか、さまざまな問題が、課題が解決していないからだと思っていますけれども、小さい施設であっても、やはりここらを検討してもらわないと、いろいろな弊害が、雇用条件とか、雇用問題とかいろいろな弊害が出てくる可能性がありますので、この辺もやはり含めて、ある程度これまでの事業をきちっと評価した上で選定を行ってほしいと思います。

あと、NPOとか、市民団体の支援についてでありますけれども、いろいろこの辺も当局は検討されておりますけれども、やはりグラウンドワークとか今どんどん進んでいる中で、市民がやはり協働でやろうとする団体も今ふえてきています。ですから、こういう団体をやはり今後、補助金とか、あるいは支援していく方法をやはり具体的に立ち上げて検討していけば、この組織そのものがいい方向に進むと思っていますので、この辺の助成金についてどのように市長は検討されているのかお伺いいたします。

あと、指定期間の条例化でありますけれども、これは、指針に記載していくということですが、今回一応検討されているのは3年、そして長くても5年ということですが、今回は、特に限定してということなのでしょうか、この3年というのは、その辺の目安というのはどういう判断で決定されたのかお伺いいたします。

それから、指定候補者の選定でありますけれども、この第4条の1の3項で記載されてありますけれども、施設の適切な管理にかかわる経費の削減が図られること、こういう条項を設けますと、更新のために委託費の削減を図らなければ、この選定基準には合致しない、そういう解釈になってしまうと思うんですけれども、これは、ほかの自治体を見ても、こういう条項は入っていないんですね。ですから、これはどういう意図で入れたのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

これは、やはり選定基準の一つとして、削減をしなければ、実際には選定基準から外れる可能性も十分出てくる可能性があります。ですから、この辺については、本来入れるべき条項ではないと私は思いますけれども、この辺について、もう一度お願いしたいと思います。

あと、指定管理者の指定の第5条でありますけれども、議会の議決を得て、指定管理者として指定するとしていますが、この場合の審議する上で、やはり議会としても、ある程度詳細な事業計画、あと、業務内容とか、そういうものを議会に提示してもらわないと、この審議にはなかなかならないと私は思います。

ですから、こうした事業計画とか業務計画を議会にも提示して、論議するような場を確保すべきだと私は思いますので、この辺について、市長の見解をお伺いいたします。

多分、議会には報告の義務がないと言われるかもしれませんが、でも、審議する場合に、これらの詳細な内容がなければ、ちょっと議会としてもいろいろ問題が起きる可能性がありますので、この辺をお願いしたいと思います。

あと、協定の締結なんですけれども、第6条にあります、この中身が、全然具体的に出ていませんけれども、指定期間満了したり、あるいは指定期間を途中で切りかえたりした場合に、やはり業務引き継ぎなどの具体的な内容を盛り込んでいるのかどうか、この辺の見解をお伺いいたします。

あと、第7条の業務報告について、事業報告と共通する課題だと思っておりますけれども、これは、指定管理者は、毎年終了後、業務管理に対する業務報告を各自治体に報告するとなっておりますけれども、この報告の中身について具体的に取り決めがあるのかどうか。これは、附則で定めるのかどうかわかりませんが、例えば管理の業務の実施状況や利用状況、また、利用にかかわる料金の収入実績とか、管理に係る経費の収支状況とか、こうした項目が入っているのかどうか、この辺についてもお聞きをしたいと思っております。

それと、この業務の報告の中で、管理が適正に行われているのかどうか、どこでチェック体制をやっていくのか。このチェックシステムということは、全然載っていないわけなんですけれども、これも結果的に庁内で委員会を設けてチェック体制をしていくのか、この辺について見解を伺いたいと思います。

それから、個人情報の取り扱いについて、6条についてですけれども、これは、本来個人情報の保護条例では、利用者が5,000人以上の規模でないと個人情報保護条例が合致しないんですね。ですから、今回の指定管理者導入の際には、やはり個人情報の保護という立場からすると、こういう取り決め、罰則などの条項が全然今回の条例には入っていませんけれども、この辺について罰則を設けていくのか、あるいは、協定の中でこの項目を入れて、罰則という形にしていくのか、この辺について見解を伺いたいと思います。

あと、今回、個別の条例では、技術交流プラザの関係なんですけれども、この条例の12条にある、指定管理者は、当該料金を自己の収入として収受するものとなっておりますが、特に今回、技術交流プラザだけこうした措置をしたのか、こういう方法をとったのか、内容をお聞きしたいと思います。

そして、この場合、委託管理費はどうなるのか。この設定基準ですね。実際に料金収入を充てるのであれば、その分マイナス、委託費をマイナスしていくのか。そのパーセントは何%とかを設定されているのか。

今の交流プラザの実態を見ますと、大体これまでは1,500万円ぐらいの委託料を11年度あたりは支払ってやってもらっていたんですけれども、最近になって1,200万円ぐらいになっているんですね。だんだん委託費が下がっている状況の中で、実際この交流プラザの収入となれば、24万ぐらいで、収入分というのは数%しかないんですね。その中で、自己の収入を収受するものとするという規定が、これ、どうなんだかなと思うんですよ。ほんの一部分なんです。これが今後いろんな施設にもこうした方針をとっていくのか、この辺についても検討されていることがあれば、お聞きをしたいと思っております。

そして、この場合、指定管理者がやはり業務に当たる場合、これ、管理費のほかに収入がプラスされるわけですから、結果的に営利を優先して、どんどん事業を展開していく可能性も考えられます。その場合の規定は、市長がある程度事業の内容を選定するとなっておりますけれども、これ、どこかで線引きするのか。

例えば、あそこを使ってパソコン教室とか、いろんな事業を展開する事業者も発生する可能性があると思います。ですから、こういう事業を展開されることによって、やはり住民が本来利用すべき時間帯に利用できなかったり、そういう問題が発生する可能性があると思います。ですから、この辺の制限をどういった形で設けていくのかお聞きをしたいと思っております。

それから、教育委員会の方ですけれども、大規模改修について、これまでいろいろ調査してきたのかどうか、この辺実態的な、第1問でも質問したんですけれども、中身、傷み具合、これ、もう少し事前にやっていたら、今回のようなトタンがはがれるなどというのはないかと思っております。業者に聞きますと、ある程度点検をやって、合わせ目などをきちっと押さえておけば十分、あんな風に飛ばされる問題ではないと言っております。

これは、陵東中学校でもこういう問題が過去に発生しております。ですから、そういう経緯もあって、やはりここらも委員会として事前のチェックをきちっとしていかなないと、風で飛ばされて、当日は入学式だったんです。だから、人の往来も激しかった状況の中で、あれが下に落下しなかったからいいんですよ、実際。ですから、そういうことを考えれば、児童生徒の安全を確保するためには、やはりもっとチェックをしていく必要があると思います。

ですから、この辺の具体的な内容が出ていなかったんですけれども、この辺について、教育委員会としてどういう実態を把握しているのかお伺いします。

それと、基本的に実施計画に載っているそのままの答弁でありましたけれども、実態は、非常に学校そのものの傷みが激しくて、劣化のすき間から雨が入ってきて、やはり冬期間などは廊下が凍結するというんですね。そういう実態もありながら、これまで放置して、万が一転倒したりすれば、どういう問題が起きるか。やはりこの辺の実態を、もう少し学校へ足を運んで、やはり調査する必要があると思います。

ですから、これなんかも、もう少し耐震調査等含めて前倒しをする計画を具体的に、やはり補正予算でも組んで、耐震診断をする、そのぐらいの意気込みを持っていかなければ、この陵西中学校は解決しないと思っております。

山形市なんかは、実態として、今年度から耐震化補強工事だの、年次計画を立てて全部やっているんですね。

ですから、私、去年で優先度調査は終わったわけですから、すぐに耐震調査を実施するものと思っていたんですけれども、これは予算の関係もあるんでしょうけれども、この辺について、やはり子供たちの安全を考えれば、初日の一般質問でも教育委員長は答弁していますけれども、子供たちの目線でやはり学校管理を適正にやっていただきたいと思っておりますけれども、この点検の内容について、具体的な考え、委員会として調査していると思うので、その辺についてお伺いして、第2問とさせていただきます。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前10時58分

---

再 開 午前11時15分



平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
佐藤市長。

佐藤誠六市長 何問かの御質問がございました。1問とダブっておるように思われるものもございますけれども、順を追って答弁申しあげたいと思います。

選定委員会どうだかということでございますけれども、1問にも答弁申しあげましたように、管理者の指定という行政処分の前段階の内部意思を決定するというものでございますから、その選定組織には、内部だけでやろうと。外部委員というものは含ませないということでございます。

それから、現在管理しているところの団体の取り扱いということでございますけれども、これも1問で申しあげたとおりでございますけれども、同じように取り扱いをしよう、公募していただくと思っておりましても、やはり、じゃあ、今管理しているところの組織、施設の職員、雇用されている職員の問題ということになろうかなと思っておりまして、それでこの辺はこれから十分考えていかななくてはならない問題の中にありますので、先ほども申しあげましたように、現在管理している団体を指定管理者に限定するとかは適当でなく、また、外郭団体などを整理していくというようなことを求めるというようなことは難しいとも判断しておるというようなことを言ったわけでございます。

それから、NPOの関係でございまして、NPOとか、市民団体といえども、指定管理者となって管理を行う場合におきましては、当然市から委託料が支払われるわけでございますので、その中での運営になるのだらうと考えておるところでございます。

それから、期間はどのぐらいということで、1問でも答弁申しあげました。指定期間は、ある程度の期間がないと、経費節減の効果などもあらわれにくいと思いますので、制度導入当初については3年、それから、それ以降については5年というようなことを考えておるということでございまして、1問で答弁したとおりでございます。

それから、指定管理者候補選定の基準として、適正な維持管理経費の節減が図られるというようなことが述べてありますが、それはどうかなと、どういうことなんだというようなことの質問でございました。

これまで申しあげましたように、指定管理者制度の目的というのは、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るということでございまして、そしてまた、経費の節減を図ろうというものでございますので、指定基準としましては、候補の選定基準としましては、これは施設の適正な維持管理経費の縮減が図られるものであるというようなことを、これは入れなくてはならないと思っております。

それから、指定に当たりまして議会の議決をいただくわけでございますけれども、何で議会はチェックするのかということでございますが、議決の場合は、施設の名称、それから指定する団体の名称、それから指定期間を議決していただくことになるわけでございます。この議決をするに当たりましての資料の提出に当たりましては、どのようなものが必要なのか、現在のところ整理がついておりませんが、議決の判断となるような資料の提出については検討してまいりたいと思っております。

それから、指定管理者が変更になったときの引き継ぎといいますが、そういうようなことのお話でございましたが、これにつきましては、募集要綱において、新たな指定管理者と十分に事務引き継ぎを行うことを明示しておりまして、義務づけを行う考えでございます。

また、この引き継ぎに要する時間につきましては、今回の指定管理者制度の導入に当たって、平成17年12月の定例会において議決をいただいて、約3カ月間の準備期間を置きまして、平成18年4月から制度の導入というスケジュールで現在作業を進めておるわけでございますので、指定管理者が変更になる場合におきましても、同程度の準備期間が確保できるようにして、十分な引き継ぎができるように持っていきたいと思っております。

ます。

それから、業務報告についてのお尋ねもございました。

どのような報告を求めるかということでございましょうが、地方自治法 244条の2の第10項の規定によりまして、必要に応じて管理の業務または経理の状況に関する報告を求めてまいりたいと思っております。

それから、管理が適正に行われているかどうかというようなことを見るために、運営委員会などの設置と、設けてはどうかという御質問もあったと思っておりますが、選定組織を庁内に設けるということを先ほど申しあげたところでございますので、この選定組織に毎年度終了後提出されることの事業報告書の内容を報告して、適正な管理を確保してまいりたいと思っております。

それから、個人情報に関係してのお尋ねもありました。

今回提出申しあげておられるところの指定手続に関する条例の中で、個人情報の取り扱いの規定を置きまして、指定管理者に対し、個人情報の保護を義務づけておるところでございます。

また、一方、寒河江市の個人情報保護条例におきましても、委託業者に対する罰則規定を置いておりますので、今回の条例にも罰則規定も要るのじゃないかということじゃないかなと思いますけれども、個人情報保護条例における委託業者とは、市が情報処理を委託する場合などを想定しているものでございまして、指定管理者とは性質が異なるものだろうと思っております。

それから、技術交流プラザのことでございますが、指定管理者制度というのは、これまでも説明申しあげましたように、指定管理者がその施設の管理と活用方策を市に提案し、その管理を行うものでございまして、技術交流プラザというものは、工業団地の中にあるわけでございますが、設置目的にも掲げておる、技術の交流や人材の育成などに利用されている施設でございまして、現在は施設の使用料を市の収入としておりますが、利用料金制度を導入しまして、使用料を指定管理者の収入にした方が、より施設の有効活用が図られると考えたものでございます。

そんなことで、技術交流プラザはやっておるわけでございますけれども、それ以外の施設につきましては、施設の有効活用が促進されるという施設につきましては、利用料金制度というものも導入してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 管理課長。

平成17年6月第2回定例会

熊谷英昭管理課長 それでは、具体的なことでありますので、私からお答えを申し上げます。

学校施設の状況については、陵西中学校に限らず、常々把握に努めております。対応が必要なものにつきましては、その都度、対処、改善を図っております。陵西中学校の屋根、窓枠のサッシ、雨漏り等につきましても対処し、改善を図っているところであります。

次に、耐震化事業の推進についてでありますけれども、耐震化事業を進めるためには、効率的に、しかも計画的に進める必要があるというふうに認識しておりますので、国の補助事業の導入が必要であり、それが不可欠であるというように考えておりますので、計画どおりにできるように、国あるいは県と協議しながら、環境を整備していきたいというように考えておりますので、前倒しは難しいものと判断しております。以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 内容が大分細かいようでありますけれども、一般質問の時間が、勉強する時間がすごいあったものだから、その辺で細かく質問したんですけれども、さらに細かくしようかなと思っていたんですけども、冗談で。

この技術交流プラザの事業評価ですね。収入を上げるために事業者が事業をする、これらの制限行為というのは、どういう形で実際は設けていくのか。これは、ある程度ガイドラインを設けておかないと、住民に対していろいろ弊害が出てくると思いますけれども、その辺について再度お聞きをしたいと思います。

それから、県の指定管理者制度の中身を見ますと、一つの施設だけでなく、似たような施設を一括して同一人を指定管理者に選定するというような方針も出ておりますけれども、寒河江市としてその辺についてどう考えているのか。

例えば、公園を一括して一人の業者に、指定管理者にするという考えをお持ちなのか。ただ、この場合、話では、一括すれば今までシルバー人材とか、あと、いろいろなグループで支援してきた公園などもありますので、その辺を考えると、逆に経費が高くなって、そういうことは不可能でないかという憶測はあります。ですけれども、やはり大手の業者がそういう指定管理者を候補者として選定した場合、やはり一括して指定してもらえば、ある程度、採算性を考えれば、十分やっていけるのかなと。

ただ、その際、結局再委託される、あるいは丸投げというんですか、そういう形でピンはね的なことが起きるように思われます。ですから、この辺について、当局はどういう考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

あと、教育委員会にお伺いしますけれども、今、担当課から話がありましたけれども、私が行って実際見えますと、修繕箇所はある程度やってもらえる。ただ、やはり実態として、原因がわからないままの状態のところが多くと。そういう問題を現場で指摘しているんですよ。だから、教育委員会としてその実態をつかんでいないのではないかと考えております。

だから、もう少しこれ、もっと子供たちの目線で、もっとチェックすべきだと思うんですけれども、生徒が入り出る昇降口の上の方なんですけれども、コンクリートがいつの間にか劣化しているんですね。大分大きく、だれが見てもわかるんですけれども、そういう実態がありながら、何かネットを張るとか、そういうこともやっていないし、あと、雨漏りする箇所については、やはり具体的に実態を見て調査しなければ、やはり経費がかかるから、ある程度目の判断でしているのかどうかわかりませんが、きちっとこれは業者をかけた、そこらチェックをしてみる必要があるのではないかと思います。

今回、前倒しということを行ったんですけれども、実施計画に沿った形でやるというような話ですけれども、その間、具体的に委員会としてどうチェックしていくのか。子供たちの安全を考えれば、即私は実行すべきだと思いますけれども、その辺についてお伺いして、私の質問を終わります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 市長。



平成17年6月第2回定例会

佐藤誠六市長 一体的な管理を、指定管理者に委託するというようなことは、これから、どのようなものがあるのか、あるいは、そうした場合にどのようなメリットが出てくるのかというようなことも含めて検討させていただきたいと思います。

その他の技術交流プラザにつきましては、担当の方から答弁申し上げます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

平成17年6月第2回定例会

菅野英行行財政改革推進課長 技術交流プラザに関連いたしまして、収益事業についての制限というふうな御質問だと思いますが、これらにつきましては、実際に事業計画が出てこない、どういう事業をするのか、どういう使い方をするのかというのがわからないものであります。

ですから、一括して基準を設けるとか、そういうことは当初からはできないわけでありまして、事業計画書を見て、選定委員会の中で、住民の公平な用が確保できるかできないかというところを判断していかなければならないものと思っております。以上です。（「再委託の関係は。丸投げの」の声あり）

指定管理者制度については、丸投げはできないことになっておりますので、それはありません。それは、もし事業計画で出てくれば、それは、その業者については最初から候補にものぼらないということになります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 大谷教育委員長。

平成17年6月第2回定例会

大谷昭男教育委員長 幾つかお尋ねがりましたが、いずれも具体的な活動、点検にかかわることですので、担当の方から答えさせます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 管理課長。

平成17年6月第2回定例会

熊谷英昭管理課長 降雪時の凍結による雨漏りなどを想定しての今の質問かと思えますけれども、ある程度、要因とかのことについてはこちらでも把握していますけれども、そのことを究明する際に、大規模な点検あるいは建物の取り壊しなどが必要な場合もあるということで、大規模改修の中で対応したいというふうに考えております。以上です。

平成17年6月第2回定例会

内藤 明議員の質問

新宮征一議長 通告番号16番、17番について、17番内藤 明議員。



## 内藤 明議員の質問

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 通告しておりますそれぞれの課題について、佐藤市長に質問をいたします。

質問に先立って、市長には誠意ある答弁をお願いしておきたいと思っております。

最初に、反日感情が高まる中で、韓国の安東市を姉妹都市に持つ自治体の長としての市長の歴史観についてお尋ねしながら、それを踏まえて、昨今の北東アジアを中心とする国際情勢についての所見などもあわせて伺いたいと思っております。

今、日本の小泉外交は、八方ふさがりの状況になっています。そんな中、韓国の盧武鉉大統領は、去る3月1日、3・1独立運動記念式典の演説で、さらに3月23日インターネットに掲載した談話で、日韓関係に関する重要な発言を行いました。

私は、その中に今日本が進むべき道があるような気がいたしますので、取り上げさせていただきます。その発言は、韓国国民に語りかけたものでありますが、過去の侵略戦争と植民地支配を真摯に反省せず、逆に正当化する日本政府に対する厳しい批判であり、日本国民の知性と良心への訴えでもあります。

この中で大統領は、「日本政府は、これまでの自衛隊の海外派兵の法的根拠を整え、再軍備に関する議論を活発に進めています。これは、我々に苦しい過去を思い出させ、未来を不安にさせています」と述べています。これは、政府がアメリカの不安定の弧戦略に追随し、朝鮮・中国を脅威とする共通戦略を受け入れ、平和国家から戦争のできる国への転換を図っていることへの批判であります。

私は、盧武鉉大統領の訴えにこたえ、米国に追随して北東アジアの緊張を高める愚行はやめるべきであると思っておりますし、謝罪すべきは謝罪し、補償すべきは補償し、日朝の国交を正常化して、朝鮮半島の自主的平和統一を支持することが、北東アジアの平和と繁栄を保障する道であると信じます。

そこで初めに伺いますが、昨今の反日感情の高まりの中で、韓国や中国の都市と友好姉妹都市を締結しているところで、それを破棄したり、凍結という事態も生じているとの報道がなされていますが、本市と姉妹都市を結ぶ韓国の安東市との間には、何か変化は生じていないのかお尋ねしたいと思います。

また、こうした外国の都市と自治体の姉妹都市締結など国際交流は、自治体の外交施策と評され、外国の都市との真に友好関係を発展させるには、広く共通の歴史認識を持つことにありと云われております。

そこで伺いますが、国の外交は、今申しあげましたように、歴史認識などで四面楚歌の状況にあります。日清戦争や日露戦争から太平洋戦争を通じて、近隣諸国やアジア全体を日本が侵略し、大変な被害を与えたことは疑う余地のない事実であります。

しかし、日本人の多くは、アジアに対する日本による戦争の実態を知らず、その点では教育の問題が大事で、ところが、歴史教科書から侵略戦争の加害責任が削除されつつあります。例えば、多くの歴史教科書から慰安婦問題や南京大虐殺は抹殺され、過去の侵略戦争を美化することは、歴史の歪曲になります。

より大きな問題は、歴史の歪曲が教科書を通じて子供たちの若い世代に再生産されていくことであります。未来を担う若い世代が歴史の事実を知らず、誤った歴史教育を受けて育つことは深刻であります。重要なことは、事実を教科書を通じてきちっと教えていくこと、日本が加害者であった事実、二度と繰り返してはならないことを教科書などを通じて次の世代に伝えない限り、被害国との友好関係は築くことはできないのではないかと考えております。

そのことが、日本が世界に誇り得る平和国家になっていく重要な点であろうというふうに思います。そうしなければ、中国や韓国政府が指摘するとおり、被害を受けたアジアの人々から信頼される国にはならない

というふうに思います、市長の見解を承りたいと思います。

次に、靖国史観についてお尋ねいたします。

靖国問題もまた、外交の大きな障害になっています。靖国神社に対する日本人と侵略されたアジア諸国の人々の受けとめ方は大きく違っています。小泉総理は、戦没者を慰霊する、不戦を誓うための参拝と説明し、今なお、いつ行くか適切に判断すると、参拝の継続の意向を示し、戦没者の追悼でどのような仕方がいいかは他の国が干渉すべきでない、参拝してはいけないという理由がわからないと答えております。

しかし、靖国神社参拝は、靖国神社にはA級戦犯が合祀されており、普通の戦没者の慰霊とは性格が異なります。また、それだけでなく、明治維新の内戦である戊辰戦争のときに、官軍側の犠牲者のために建てられた東京招魂社が前身で、明治12年に靖国神社になってからは、天皇制を支える特別の神社でありました。神社には、軍人勅諭の碑なども建てられ、武勲を讃えるところに靖国神社の特別の役割があります。

この戦争観は、日本の戦争に対する国際社会の審判に完全に背を向けたものであり、しかも、自分たちの戦争観を日本国民の間に宣伝することが固有の使命だと宣言しています。

ところで、さきの戦争について、痛切な反省と謝罪を表明するなら、内政干渉では片づけられないことであります。侵略戦争の加害者である日本が戦死者をどう追悼するか、そのやり方をめぐって被害者が感情を逆なでされていると言うなら、その思いを解く努力をする道義的責任は、加害者である日本にあります。ましてや、当事国が問題にしているA級戦犯の戦争責任は、国際的に既に決着がついていることなのであります。

韓国の盧武鉉大統領は、さきの談話で、「厳密な意味で謝罪は真の反省が前提になるものであり、それにふさわしい実践が伴わなければならない。小泉首相の靖国参拝は、これまでの日本の指導者らが行ってきた反省と謝罪の真意を損なうものである。日本が普通の国家を越えて、アジアと世界の秩序を指導する国家になろうとするならば、歴史の大義に符合するように対応をとり、確固たる平和国家として国際社会の信頼を回復すべきである」としています。まさに私もそのとおりだと思います。国際感覚を身につけられていると言われる佐藤市長でありますから、よもや偏狭なナショナリズムにとらわれない史観をお持ちと思いますが、御見解を承りたいと思います。

次に、歴史の真実を明らかにして謝罪し、それを具体的に実践することについてお尋ねいたします。

日本は、侵略戦争をしたにもかかわらず、戦後、アメリカの傘下のもとで、アジア諸国に対して戦争責任を果たしてきませんでした。

戦後50年の1995年、村山内閣になって初めて謝罪の言葉を述べるに至り、さらに教育の中で若い世代にも真実をきちっと教えてきませんでした。その結果、国民全体がアジアの人々の日本に対する感情を知らず、これが日本と被害を受けたアジアの人たちの意識のずれになってきていると思います。

私たちは、ドイツに学ばなければならないと思います。ドイツは、ナチスの被害者や遺族に対して、今なお補償を続けております。過去の誤りを克服しなければ、ヨーロッパの中で生きていけなかったからであります。そういう努力をして、今EUの中で信頼される国になってきています。

そのことについても韓国大統領は、「日本の知性にもう一度訴える。真実なる自己反省の土台の上に韓日間の感情的なしこりを取りのけ、傷口がいえるようにするため、先立ってくれなければならない。それこそが先進国であると自負する日本の知性的な姿だ。そうしなければ、過去の束縛から抜け出すことはできない。幾ら経済力が強く、軍備を強化したとしても、隣人の信頼を得て、国際社会の指導的国家となるのは難しいことだ。ドイツはそれを行った」として日本国民に訴えています。

私は、歴史の真実を明らかにして、過ちは謝罪し、反省の上に立って、繰り返さないためにそれを実践することは、ごく当たり前のことと思います。指摘されるまでもなく、政府のやっていることは明らかに間違いであります。こうしたことについて、安東市と友好姉妹都市を締結する本市の市長として、市長の所見を伺いた

いと思います。

次に、歴史観をもとにした北東アジアを中心とする国際情勢をどのように見ておられるのかをお尋ねしたいというふうに思います。

アメリカは、中東からアジアまでの地域を先ほど申しあげましたように不安定の弧と呼んで、ここに米軍を集中的に再編駐留させようとしています。米軍再編の日米協議の中では、朝鮮半島問題や台湾海峡問題で日米が共同して対処することが確認されました。アメリカのアーミテージ前国務長官は、台頭する中国は脅威だから、日米と一緒に抑える必要があると述べています。アジアを敵視するアメリカの世界戦略に、日本は今まで以上に組み込まれようとしています。

このことについても盧武鉉大統領は、侵略戦争を反省しないだけでなく、米国とともに覇権主義を目指す小泉外交を批判し、さらに、台湾海峡など朝鮮半島以外への在韓米軍の出勤に反対するなど、米国の戦略についても批判を行っています。

日本は、アメリカに追随し、アジアの国々を敵対すれば、ますます孤立することになることは火を見るよりも明らかであります。アメリカは、国連を都合のいい形で改革するために、軍事戦略と絡めて、日本の常任理事国入りの後押しをしておりますが、私は、自衛隊派兵や国連常任理事国入りなど、軍事大国化への動きをやめるべきであるというふうに思っております。

これまでの歴史を振り返れば、アジア外交を転換し、日朝国交正常化などアジア諸国との平和友好協力の関係を築くことこそが、今日本の選択すべき進路であるというふうに思いますが、このことを踏まえて、ぜひ市長の御見解を承りたいというふうに思います。

続いて、納税貯蓄組合に対する事務費交付の廃止についてお尋ねいたします。

平成17年度分から、納税貯蓄組合に対する事務費交付金が廃止になることになりました。それを受けてかどうかわかりませんが、去る1月28日、寒河江市納税貯蓄組合連合会の役員会が行われ、納税貯蓄組合を取り巻く環境が大きく変化してきており、納税貯蓄組合連合会の対応をどうするかという議題で議論がなされて、今後について解散の方向に進むようになったというふうに聞いております。

その際、市当局から、納税貯蓄組合を取り巻く状況について、全国的に事務費に対する補助金について厳しい判決が出ており、本市においても事務費交付金の適正な支出のための見直しをしてきたこと、個人情報保護という時代の要望から、平成16年度から納税通知書はすべて郵送するようになったこと、このようなことから、平成17年度分から納税貯蓄組合に対する事務費交付を廃止するようになったことなど説明されたとのことであります。

そこで伺いますが、当局の説明の中で、全国的に納税貯蓄組合の事務費に対して厳しい判決が出ていると思いますが、まず、違法とされたその主な判決と、その要旨、判決日について具体的に教えていただきたいと思っております。

また、本市の事務費交付規定と納税貯蓄組合に対する交付実態について、そうした判決に照らして、どこが納税貯蓄組合法に抵触するのか、考えられる諸点について詳細にお答えいただくことをお願いして、重ねて誠意ある答弁をお願いして、私の第1問といたします。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休 憩 午前11時54分

---

再 開 午後 1時00分

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、歴史観ということでございますし、姉妹都市の安東市との関係についてのお尋ねがありました。

御案内のように、姉妹都市とは、文化交流や親善を目的として結びついた国際的な都市と都市ということでございます。

本市は、御案内のように昭和49年2月4日、大韓民国の安東市において、当時の渡辺寒河江市長とキム安東市長が寒河江・安東市姉妹都市盟約締結書並びに寒河江市と安東市との姉妹都市提携に関する協定書に調印いたしました。以来31年を経過しております。

姉妹都市交流には、相互理解や国際親善の推進、地域の振興・活性化、さらには、国際社会の平和と繁栄への貢献といったことが期待されております。

両市は、行政や商工関係者の交流を初め、市議会議員の相互交流、寒河江市連合婦人会の安東市への訪問、寒河江市少年少女合唱団の安東市訪問と安東児童合唱団との合同公演会、ロータリークラブ間の姉妹関係の締結、安東国際仮面舞フェスティバルへの日和田弥重郎花笠田植踊り保存会や旭一流内楯獅子踊り保存会の出演、安東の仮面踊りの寒河江市公演会など、ほかにも、安東市国民体育テニス連合会からの招聘により、寒河江市テニス協会が訪韓し、親善テニス大会に参加するなど、きめ細かな交流が行われるようになっており、産業や文化、スポーツの交流などが行われ、人的交流、文化交流が図られております。

さらには、山形放送と安東文化放送の姉妹局締結や、JAさがえ西村山と安東農協の姉妹農協の締結などがありました。

安東市というまちについては、古くから高名な儒学者を輩出した学問のまちであり、数多くの歴史的な文化資産を有するまちでありまして、そこに住む人たちは、文化的資質の高い方々であると、これまでの交流を通して実感しているところでございます。

昨今の反日感情の高まりの中での姉妹都市安東市との関係の変化とのことでございますが、安東市長から本年4月にいただいた書状の中に、「私たちは、両国の不便な関係を決して願ってはいませんし、私たちとの同伴者関係もこれからも続けていくことを願っております。よって、お互いを尊重し、過去の歴史と不信を克服し、相互協力を通じ、発展的な未来のために両都市の市民の皆さんの協力を心からお願いいたします」と書いてあります。

これまでの姉妹都市交流が、30年以上にわたって続けられていることを尊重し、大事にしながら、これからも両市の友好のきずなをより一層深めてまいりたいと私は考えております。両市民の姉妹の契りというものは、いかなる状況の中にもありまして揺るぎのないものであることを信じておりますし、そうでなければならぬものと思っております。

それから、歴史観について、2番目の歴史観からアジア外交等々につきましての市長の見解を問われておるわけでございます。

外交問題にかかわるところの歴史認識や、あるいはそれに関連する首相や大統領の発言、さらには、日本の防衛についての見解との質問かと思いますが、外交関係は、憲法第73条で、内閣が事務を行うこととされており、また、国の防衛については、内閣府設置法第3条において、内閣府は国の治安の確保、国の防衛を通じた国の安全の確保を図ることを任務とされております。さらに、内閣府設置法第49条第3項の規定に基づいて、内閣府の外局として防衛庁を置くこととされております。

そうということで、外交、防衛ともに国の所掌事務とされております。私は、市長という立場で、今議会の中で述べるということは差し控えなければならないと思いますし、外交問題、あるいは防衛問題というものは国の専管事項でございますので、なじまないと考えておるところでございます。

次に、納税貯蓄組合の事務費交付金についての御質問がございました。

市税は、市の主要な財政基盤であり、課税並びに収納業務に対しては、適正と公平性に努め、自主財源である市税を確実に収納していくためには、納税義務者の理解と協力を得ることが重要であり、納税意識の向上のための啓発や納税相談を実施し、あわせて納税貯蓄組合の育成を図り、納税義務者の意識喚起、納税思想の高揚に努めてまいりました。

平成15年度の市税収納率は、県内13市中3位と高い納付率を上げ、行政目的達成に社会的役割を果たしてきたと思っております。

御質問の平成17年1月28日開催された、寒河江市納税貯蓄組合連合会の役員代議員会では、今後の運営などについて協議が行われまして、その中の議題である納税貯蓄組合を取り巻く情勢について、市担当者に説明依頼がありましたので、このことについて県からいただいております資料の納税貯蓄組合への補助金等に係る訴訟事案をもとに説明いたしました。

内容は、小田原市、大垣市の納税貯蓄組合への補助金等について、小田原市の場合は横浜地裁で平成10年1月、それから、大垣市の場合は岐阜地裁で平成12年8月の判決がなされたことを説明いたしております。両地裁とも、判決理由のポイントとしましては、納税貯蓄組合法第10条第1項で定める事務費補てんの目的外の目的の補助金ないしは事務費の範囲を超える補助金は法に反し、違法とされておりまして、ということでございます。

本市の納税貯蓄組合事務費交付規程と納税貯蓄組合法との関係については、平成8年の一般質問に答弁しておりますように、納税貯蓄組合法第10条では、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料と、それから帳簿書類の購入費とか、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において補助金を交付することができる。ただし、組合が使用した当該費用の金額を超えてはならないと規定されております。

寒河江市納税貯蓄組合事務費交付規程では、第1条に、納税貯蓄組合に対し、組合に必要な事務の費用を補うため、事務費を交付するために必要な事項を定めることを規定しております。

また、第3条では、事務費の交付について、必要な事務費におさまる範囲内で事務費の交付額算定基準として基礎数値を定め、前年度の組合員数割及び納税件数の実績をもとに市が交付金額を計算して交付しているものでありますので、小田原市、それから大垣市の例とは異なり、本市の場合は納税貯蓄組合法には抵触しないものと思っております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 内藤 明議員。



内藤 明議員 1問にお答えをいただきましたけれども、ある程度は予期できた答弁であります、大変残念でございます。今の日本の外交が行き詰まりのある中で、姉妹都市と友好関係をさらに強めるというふうな視点でお尋ねをしたところであります。

外交・防衛問題だけでなく、他の例えば靖国神社に対する史観なども承れなかったわけでありまして、その点に関しても、言うなれば、もう少しきちっととらえていただいて、御答弁をいただきたいなと思っております。

改めて靖国史観に対する御答弁をいただきたいというふうに思いますけれども、例えば10年前も、たしか10年前だというふうに思いますが、戦後50年ということで、平和事業を推進する上で、市長のいわゆる歴史観というようなことをお尋ねしたことがあったわけでありまして、そのときは踏み込んだ質問もしていませんでした。最近、何か時間が後戻りをしているような感じをしているわけでありまして、そうした中で、閣僚などのいろんな言動で友好関係が損なわれるような事態になっていることは御承知のとおりであります。そうした上で、今姉妹都市を締結する本市では、どういうふうになっているのかなと思ってお尋ねをしたところであります。

安東市との現況に関してはわかりました。ますます友好関係を強める中で、さらにこの交流を発展していただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思いますが、ただ、申しあげておきますが、確かに外交、防衛というのは国の、あるいは内閣の専権事項であるというふうに思いますけれども、それについて長が見解を述べるということとはできないということはないわけでありまして、市長も御承知かというふうに思いますが、例えば東京都の石原知事などは、外交であろうと、防衛であろうと、はっきりと物事を言う方でありますね。事の内容は、よしあしは別でありますけれども、そうしたことをきちっと言います。ですから、本市の佐藤市長も、そういう意味では別に見解を述べられても何ら差し支えない、こういうふうを考えるわけでありまして、いかがでございますでしょうか。

多分、1問でお答えしたとおりですというふうに言われるんじゃないかというふうに思いますが、石原都知事は石原都知事だというふうな御見解になるかもわかりませんが、何ら差し支えないわけでありまして、権限がどうのこうのという、だから、佐藤市長が言ったからどうだなんていうふうにならないわけでありまして、国の外交問題も変わるわけでありませぬし、何ら変更になるというものではないというふうに思いますので、ぜひそうした御見解を改めて承りたいなと思っております。

承らないと議論にもならないし、話が進展しないんですね。私の個人演説会みたいになってしまうものですから、ぜひ承っておきたいなと思います。重ねて、外交問題、あるいはそうした問題は別にしましても、靖国史観などは、直接寒河江市にも戦没者もおられますし、ぜひ市長の口から御答弁いただければというふうに思っております。

それから、納税貯蓄組合法の関係であります、法を超える範囲ではないと、違法ではないというふうなことを市長から答弁がなされました。

であるならば、わざわざこの1月28日に、私たしか「1月17日に」と言ったと思いますが、これは「28日」の間違いでした。ごめんなさい。28日に当局が説明なさった際に、全国的に事務費に対する補助金について厳しい判決が出ており、本市においても事務費交付金の適正な支出のための見直しをしてきたと。この判決が出ていることなんていうのは説明することはないというふうに思うんですね。

これは、ひょっとすると、言葉は悪いんですが、財政的に大変厳しいということが先にあって、見直しをし

て悪いというわけじゃない、もちろんしてほしいということを私は前から言っているわけでありましてけれども、これは、納税貯蓄組合を廃止にするための口実に使ったのではないのかなと思われてなりません。そうじゃないんですか。法に違反しないとするならば、わざわざこんなところを引用する必要はない。引用というか、持ち出す必要はないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

私の見解を申しあげますと、これは完全に違法ですね。例えば、今いみじくも市長が言われました10条の件ですね。予算の範囲内において補助金を交付できる。これはそのとおりであります。ただ、内容は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務費に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことのできない事務費を補うためというふうになっているんですね。予算内で補助金を交付することができると、こういうふうになっておるわけであります。

それを受けて施行令もあるわけでありますが、今の規程を見ますと、3条のお話もありました。事務所等の使用料その他欠くことのできない事務費を補うためというのは、これは規程の3条に照らし合わせますと、これはこのことには合致しないですね。そうじゃないんですか。

そういうことで、私は、もしかしたら市長も多分その違法性があるというふうなことを最近お感じになったんじゃないのかなと思うんですが、そうじゃないんでしょうか。

今もって違法性はないというふうに本当にお考えなのか、具体的に、具体的に伺いますか、本心のところをぜひ教えていただきたいというふうに思います。

それから、施行令の4条にこうあるんですね。国または地方公共団体の補助金の交付を受けようとするときは、毎年10月から翌年の9月分までについて、当該期間内に使用した同項の費用の金額及びその費途別の内訳を記載した補助金交付申請書を、その年10月末までに当該組合の規約の届け出をした税務署長を経由して、当該組の主たる事務所の所在地を所管する税務署長または当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体の長に提出しなければならないというふうになっているわけでありますが、実態はこんなこと全然やっていないでしょう。だから違法だというふうなことなんです。こういうふうな点はきちっとやっていますか。そうした点を含めて、きちっとお答えをいただきたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 歴史認識についての、さらに、特に靖国神社というようなことでの重ねての御質問でございますが、私も昭和という時代を生きてきておって、歩んできた人間でございますし、私なりの気持ちや感情というものは、これは持つておるわけでございますし、今次大戦におきまして、戦前、戦中、戦後というものを過ごしてきたわけでございますが、思うところがないわけではございませんが、この場において申しあげるといことは差し控えさせていただきたいと思いますが、一つ申しあげられることは、本市といたしましては、慰霊祭というものをずっと以前からやってきておるわけでございまして、国のため散華した人たちの慰霊を続けてきたわけでございますし、国のため命を投げ出して犠牲になられた人たちのためにも、平和というものは大切なことでありますし、こういう平和な社会、あるいは平和な国際社会が続けられるようにということを願っております。

それから、納税貯蓄組合法につきましてですけれども、この前の会議、この前というか、1月の末の会議において、どうしてこういう資料を出したのかというようなことだろうと思っておりますけれども、それは担当者に細かに聞かないとわからないことではございますが、廃止した理由のために、違法だから今度は交付はしないんだよというようなことをしているというものでは、私はございません。

いわゆる一つは、御案内のように、地区別の単位組合、納税貯蓄組合も解散する方向にございまして、連合会も解散するというようになっておるようでございますし、そしてまた、個人情報関係から、いわゆる納税通知書というようなものも全部郵送されるというようなことで、納税貯蓄組合の存在というものも非常に、存在理由というものも低くなってきているというようなことがあるかと思っておりますし、それから、もう一つには、行財政改革の中で、やはりこういう貯蓄組合交付金というようなものは廃止した方がいいと思っておるわけでございまして、何も小田原とか、あるいは大垣の判例を廃止の理由に持ち出したということはないところでございます。

それから、申請書とか、手続とか、その他のことにつきましては、先ほども申しあげましたように、平成8年の6月、9月の議会において2回にわたって詳細に答弁申しあげておるところでございますし、それを要約した形では第1問で申しあげたとおりでございます。以上です。（「事務方から何かあるの。担当課長、何かありますか」、「実態」の声あり）

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 市長の方は、担当課長に答弁させるとは言っておりませんので、聞いてみないとわかりません  
ということですから。（「なら、聞いてみてける。質問こっちでしているんだから。具体的に」の声あり）

内藤議員、3問入ってください。

内藤 明議員 市長が言ったのは、じゃあ、3問目でお答えください。事務方の方で何かありましたら、その点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

ちょっと市長、再度具体的な歴史観も述べられなかったんですが、私の見解ばかりべらべらべら述べても、皆さんよく承知のことです。個人演説会みたいになってもなんですから、この件は別の機会に移して、市長と懇親でも持った機会にでも、ゆっくりと語っていきたいというふうに思っております。

大変残念なことですが、そういう意味では、ぜひ石原都知事のように、内容は別ですよ。中身は別ですが、ぜひなっていたきたいなというふうに思っております。口をつぐまないで、どんどん開いて、それで国にも物を申すと、こういうふうな姿勢があってほしいなと思っております。

それから、市長、納税貯蓄組合の関係では、10条についてももう一度申しあげますと、組合が使用した当該費用の金額を超えてはならないというふうに具体的に記されているんですね。地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額を超えてはならないというようにあるんですよ。それは、その内容は、組合の事務費に必要な使用人の給料、それから帳簿資料の購入費、事務費の使用料その他欠くことのできない事務費を補うため、こういうふうになっているんですね。今の納税貯蓄組合の実態は、そういうところになっていますか。こういうことを聞いているんです。市長は、多分なっていると、こういうふうにお答えになるんでしょう。なっていないですよ。

そして、それを規定している、事務費の交付を規定しているこの3条なんていうのは、事務費が幾らかかったかもわからないで、1戸当たり何ぼ、戸数が何ぼなんて書いてあるわけでしょう。金額を超えてはならないというにもかかわらず、超えて支給しているかもわからないんですよ、交付しているかもわからない。あるいは少ないところもあるかもわかりませんよ。だから違法だというふうに言っているんです。こういうふうな御認識もないようでは、私はいささかお粗末ではないかと思うんですね。

私は、今回廃止になったのは、法の趣旨を受けて、それでようやく寒河江市でも、もちろん財政の問題もありますが、あるいは納税貯蓄組合のいわゆる社会的な役割ももう変わっているというふうな状況も、前も、もう私10年も前からそんなことは言っているんですよ。それを受けて廃止をしたんだなというふうに理解をしておりました。ところが、そうではないんですね。

これは、市長、この間、私、課長を初めとする何人かの税務担当者とも話をした機会があります。前々から全国的に訴訟問題があって、そうした情報はずっと私どもより多く手に入れておって、寒河江市のこれもちよっと危ないんじゃないかなと思われておったと思うんですね。ただ、残念ながら、県内ではほとんどの自治体で、みんなで渡れば怖くないというふうなものもあるかもわかりませんが、廃止をするということはほとんどありませんでした。

しかし、いみじくも1月28日に説明なさったように、全国的に問題になっているというふうなことが出てきたわけでありましてけれども、これは、市長、住民訴訟を起こしたら、私は、市長は完全に負けると思いますね。そのような御認識はないんでしょうか。

これは、税務課長もそうした情報はきちっと市長に流していただきたいと思ひますし、私は、前からずっと指摘しておったからどうのこうのなんて言うつもりはありません。それはそれでもう社会的使命も終わっているというようなことを申しあげて、全国的にそういう実態になっているよと。訴訟問題も起こされて、自治体側はそれぞれ敗北をしているというふうなことを言ってきました。

ですから、いまだに違法性がないというふうな認識の中で改めると。改めることはいいんですが、いかがな

ものかなというふうに思います。しかも、しかもというよりも、それはそれでいいんですが、市長は、本当に違法性がないというふうな御認識なのかどうか。もう一度、10条の規定と、それから施行令の規定を読み返していただいて、そんなに長い文章じゃないからおわかりになるというふうに思うんですが、多分判断できるでしょう。10条の規定の中に、本市の交付規程3条を照らし合わせればおわかりになるんじゃないですか。

先ほど言いましたけれども、組合が使用した当該費用の金額を超えてはならない、10条でこういうふういきちつとうたっているんですね。これを超えているかもわからない。あるいは超えていないかもわからない。これをちゃんと調査しているんですか。その点についても、じゃあ、税務課長からお尋ねして、その超えない金額を交付しているんですか。改めて御答弁、見解を承りたいというふうに思います。以上で終わります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。



佐藤誠六市長　うちの交付規程でございますが、第1条で、組合に必要な事務の費用を補うため事務費等を交付するんだと、こういうことを言っているわけございまして、ですから、事務の費用というものを補うと、事務の範囲内であるということの考え方はうちの交付規程にはっきり出ているわけでございますから、これは納税貯蓄組合法第10条で言うところの必要な事務費を交付することでなければならないということと全く同じございまして、抵触しませんし、違法ではございません。この辺につきましても、先ほども申しあげましたけれども、平成8年の議会において、2回にわたって詳しく申しあげておるところでございます。

それから、廃止したのは、私は、先ほど答弁申しあげた3点からございまして、この判例が出たからということではございませんと認識しておりますし、また、なぜ今になってこういう資料を県からもらってきて、担当者にお話ししたのは、これは担当課長の方から申しあげたいと思っております。

それから、先ほど1問でも答弁申しあげましたように、3条では、事務費の交付について、必要な事務費におさまる範囲内で事務費の交付額算定基準として基礎数値を定め、前年度の組合員数割とか、あるいは納税件数の実績をもとにしまして交付金額を計算しているんだということを言っておるわけでございます。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 税務課長。

三瓶正博税務課長 では、お答えを申し上げます。

1月28日の役員会、代議員会で説明しました資料の関係でございますけれども、1月28日と申しあげれば、私がまだ税務課着任する前でございます。そういう事情はありますけれども、事務引き継ぎの際に、事務交付規程については平成17年度から廃止というような引き継ぎは受けております。

その中での話でございますけれども、この資料につきましては、先ほどから市長が答弁しております内容のとおりでありまして、この資料につきましては、寒河江市とは全く関係がないというようなものでありますけれども、ただ、全国的なこういう事例もあるという形式的な説明の中で、その資料を説明されたというような事務の引き継ぎを受けております。以上であります。

平成17年6月第2回定例会

散 会 午後1時42分

新宮征一議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

## 平成17年6月15日(水曜日)第2回定例会

## 出席議員(21名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	榎 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
19番	佐 竹 敬 一	議員	20番	遠 藤 聖 作	議員
21番	伊 藤 忠 男	議員			

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選挙管理委員会	
奥 山 幸 助 委 員 長	武 田 浩 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
行 財 政 改 革	
菅 野 英 行 推 進 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
	花・緑・せらぎ
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	犬 飼 一 好 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	木 村 正 之 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	尾 形 清 一 地 域 振 興 課 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	兼 子 良 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	熊 谷 英 昭 管 理 課 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	布 施 崇 一 社 会 教 育 課 長
	選挙管理委員会
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	鈴 木 一 徳 事 務 局 長
	監 査 委 員 長
安孫子 雅 美 監 査 委 員	宇 野 健 雄 事 務 局 長
清 野 健 農 業 委 員 会	
事 務 局 事 務 局 長	

## 事務局職員出席者

片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

議事日程第5号

第2回定例会

平成17年6月15日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 議第39号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- " 2 議第40号 寒河江市個人情報保護条例の制定について
- " 3 議第41号 寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について
- " 4 議第42号 寒河江市情報公開条例の一部改正について
- " 5 議第43号 寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
- " 6 議第44号 寒河江市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- " 7 議第45号 寒河江市文化財保護条例の一部改正について
- " 8 議第46号 寒河江市地域安全条例の制定について
- " 9 議第47号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
- " 10 議第48号 市道路線の認定について
- " 11 請願第1号 中学校給食を含む、教育全般についての検討委員会の早期設立を求める請願
- " 12 請願第2号 「酒田港に入港する艦船に非核証明書」を求める意見書提出に関する請願
- " 13 請願第3号 定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書提出に関する請願
- " 14 請願第4号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書提出に関する請願
- " 15 請願第5号 地域経済の活性化等を求める意見書提出に関する請願
- " 16 請願第6号 住民の生活と地方経済を悪化させる公務員賃金の「地域給」(給与の地域間配分見直し)導入を行わないよう求める意見書の提出に関する請願
- " 17 委員会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務委員長報告  
(2) 文教厚生委員長報告  
(3) 建設経済委員長報告  
(4) 予算特別委員長報告
- " 18 質疑、討論、採決
- " 19 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- " 20 議会案第2号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について
- " 21 議会案第3号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について
- " 22 議案説明
- " 23 委員会付託
- " 24 質疑、討論、採決
- " 25 議員派遣の件
- 閉会

平成17年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再　　　　　開　　　午前9時55分

新宮征一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営については、5月27日及び6月13日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。



平成17年6月第2回定例会

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第1、議第39号から日程第16、請願第6号までの16案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

新宮征一議長 日程第17、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

平成17年6月第2回定例会

## 総務委員長報告

新宮征一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。6番松田総務委員長。

〔松田 孝総務委員長 登壇〕

松田 孝総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月13日午前9時30分から市議会第2会議室において、委員7名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託された案件は、議第40号、議第41号、議第42号、議第43号、議第44号、請願第2号、請願第3号及び請願第6号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第40号寒河江市個人情報保護条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「病院カルテは本人の請求で開示なのか。中学校の内申書の本人開示請求はできるのか。市民課の住民基本台帳の開示のあり方について、規制も考えられるのかどうか」との問いがあり、当局より「病院のカルテは、条例第14条で原則は自己開示請求ができるとしておりますが、第14条第3項第1号で開示請求者の生命、健康、生活を害する恐れのあるものは開示しないことができるとしております。学校の内申書は県の教育委員会の所管でありますので、県の教育委員会に開示請求することになると思います。住民基本台帳法では、住所、氏名、性別、生年月日を開示するとしております。住民基本台帳法については、個人情報のあり方が国会で議論されており、今後の法律の改正の動きがあり、個人情報の保護というものが考えられると思います」との答弁がなされました。

委員より「個人情報開示で、条例第14条の第3項第4号で犯罪の予防など開示しないことができますとありますが、どのようなものを想定しているのか」との問いがあり、当局より「市の実施機関で持っている個人情報について、例えばストーカーとか凶悪な犯罪を起こしたとき、捜査の関係など、公共安全という立場から個人情報の開示について開示しないことができるとしてあり、具体的に個々の事案が出されたときに対応してまいりたいと考えております」との答弁がなされました。

議第40号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第42号寒河江市情報公開条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「今回指定管理者制度導入を計画している以外の部分で、制度を導入して効率性の上がるものについて今回の行財政改革の中でも検討されると思うが、どういったものを考えているのか、今後の進め方はどのように考えているか」との問いがあり、当局から「基本的には公の施設につきましては、すべての施設について指定管理者制度の導入を検討するという方針であります。この制度の導入は民間活力を活用して、住民のサービス向上につながるものという趣旨から、それに合致したものは指定管理者制度を導入していく考えです」との答弁がなされました。

委員より「このたびの指定管理者の導入に当たっては、積極的に進める意味で当該施設は指定管理者制度を導入するということを広く告知するというのが大切と考える。その対応はどのように考えているのか」との問いがあり、当局から「公募の方法ですが、詳細に内容を周知する必要がありますので、市報とインターネットの活用等を考えております。また、現在委託している団体については担当課で説明し、その団体からも公募していただくこととなります」との答弁がなされました。

委員より「指定管理者制度は住民監査請求の対象となるのか。また、市の監査の対象となるのか」との問

いがあり、当局から「住民監査請求については市が管理運営に要する経費を支出しますので、この件についての請求はあり得ると思います。市の監査についても財務に関する監査ということで対象になります」との答弁がなされました。

議第43号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号寒河江市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「老人福祉センター、体育施設など、ごみ処理の民間委託、下水道浄化センターの管理委託について、今回の改正に含まれていないが、その理由を伺いたい」との問いがあり、当局から「老人福祉センター、体育振興公社については、そこに雇用されている方の調整があります。また、老人福祉センターについては施設の有効活用を図るために調整中でありますので、今回の改正には含まないところです。指定管理者は公の施設についての導入でありますので、ごみ処理については該当しないものです。また、浄化センターは公の施設となりますが、施設の管理委託をしておりませんので、今後の検討になると思っております」との答弁がなされました。

議第44号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号酒田港に入港する艦船に非核証明書を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第2号は賛成者がなく、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第3号定率減税の廃止、縮小を中止することを求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りました。主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「定率減税は景気回復という大きな眼目があったわけですが、緊急措置として導入されているもので、定率減税については見直すということも含めて国がやっていることが正しいと思っております。当然、定率減税を見直した分の税は年金などの財源に充てるとしてありますし、私はこの請願の趣旨に対しては願意を異にしますので、採択には反対です」との意見がありました。ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第3号は賛成者がなく、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第6号住民の生活と地方経済を悪化させる公務員賃金の地域給（給与の地域間配分見直し）導入を行わないよう求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りました。主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「政府は骨太の方針の中で人事院の勧告を受けて、総務省が国家公務員の地域給の導入について検討するとして、何回も会議を開いて、その中で決まり、導入するとしているものであります。地方の官民の格差は以前から言われており、公務員についても地域給を導入していただいて、官民の格差をなくすという方向が給与体系の中でベターなものが出てくると思います。この請願の趣旨と意見を異にしますので、採択すべきではないと思います」との意見がありました。ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第6号は賛成者がなく、不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

平成17年6月第2回定例会

## 文教厚生委員長報告

新宮征一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

荒木春吉文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月13日午前9時30分から議会第4会議室において、委員7名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第45号、議第46号、請願第1号、請願第4号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第45号寒河江市文化財保護条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し討論を省略して採決の結果、議第45号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号寒河江市地域安全条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この安全条例により具体的にどのようなことをやっていくのか」との問いがあり、当局より「この条例では市民みずからの発想で各地区で自主的に防犯活動を行っていただくということで、具体的事項は示しておりませんが、防犯協会を設立したところであり、その中で各地域の実情にあった活動をしてまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「各地区での自主的な活動ということだが、行政として今後支援していく場合要綱や規則が必要になると思うが、今現在想定されているものはどの程度あるのか」との問いがあり、当局より「今のところ要綱とかそのほかの定めについては決定されておりません。支援については情報の提供や事案に基づいた助言などを検討しており、安全協会の支部や学校関係及び警察関係、さらには保護司の方、民生児童委員の方といったところと連携してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し討論を省略して採決の結果、議第46号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、休憩を挟み、請願の審査に入りました。

初めに、請願第1号中学校給食を含む教育全般についての検討委員会の早期設立を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見などについて申し上げます。

委員より「これについては昨年の12月議会で市長が教育全般を含む検討委員会の設置を教育委員会に要請したわけですが、市長選に当たり緑政会でも検討委員会の早期設立を求め、チラシまで出されましたので、私は議会の総意と受けとめており、ぜひ採択していただきたい」との意見がありました。

委員より「この請願の2番目の項目については私も同感ですが、それ以外の項目については願意妥当ではないと理解しており、全体としては妥当でないと判断します」との意見がありました。

また、委員より「項目1の中学校給食については12年前の教育委員会の決定から時間も経過し、情勢も変化しており、市民の中に願いとして署名活動なども起きている。ぜひ実現していただきたい。また、項目3の検討委員会の構成については、教育委員会の判断ということはわかるが、広く市民の方々を網羅した形にしてほしいという願いは極めて妥当性のあるものと思う。項目4の傍聴、公開などについても教育全般のことや中学校給食のことというのは非公開、非開示にするべきものではないと思う。したがって、これからの21世紀の行政のあるべき姿として妥当なことであると理解しており、皆さんの賛同をいただきたい」との意見がありました。

委員より「先日の佐藤委員の一般質問に対する教育委員会の答弁でどういうものがあるのか検討しながら進めていきたいとあったので、多分、今、検討中であり、いずれ検討委員会は設置されると私は思うので、それを待った方がいいのではないかと考えます。請願の願意はわかりますが、結論づけたような請願はいかななものかと思えます」との意見がありました。

委員より「きょうまでの議論の経過経緯が一つあるわけで、検討委員会の速やかな立ち上げについては、私もその方向でわかりますが、項目の3番目と4番目については人員構成、人選まで立ち入った内容はいかなものかなと思われまますので、願意として一部理解できますが私は不採択というふうに思えます」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑などを終結し、討論を省略して採決の結果、請願第1号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第4号社会保障制度の抜本改革を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「趣旨はわかりますが、一元化などは、今これをすべき時期ではないと考えますので、私はこれには賛成しかねます」との意見がありました。

委員より「今、国民年金だけでは暮らせないという人が多くなっております。年金の一元化ということは、みんなが同じ額をもらうというのではなく、まず基礎的な部分は保障して、その上でその人の働きに応じて年金が上積みされるという形だと私はとらえておりますので、この請願には賛成です」との意見がありました。

途中、休憩を挟み、意見交換を行った後、会議を再開いたしましたが、ほかに質疑、意見もなく、質疑などを終結し、討論を省略して採決の結果、請願第4号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。



平成17年6月第2回定例会

## 建設経済委員長報告

新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

鈴木賢也建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月13日午前9時30分から議会図書室において、委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第47号、議第48号、請願第5号の3案件であります。

一たん休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し審査に入りました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「日本下水道事業団との協定方法が随意契約とする理由と、その積算方法について」の問いがあり、当局より「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の競争に適さないものに該当し、その理由として契約の目的、内容に照らし合わせてそれに対応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定することにより、地方自治体の利益の増進につながると判断される場合に該当することから、地方公共団体が全額出資している法人であり、日本下水道事業団法による唯一設立された地方共同法人であり、また下水道の業務を行うことが法律上規定されている唯一の法人であることから、日本下水道事業団を選定したということです。また、今回の設計積算は、基本協定のためであり、設計基準に基づいて市の方で設計したものです」との答弁がありました。

委員より「日本下水道事業団には技術者がたくさんいると思うが、予定価格とか工事単価とか、こちら側でそれをチェックできるのか」との問いがあり、当局より「寒河江市にも特定の分野については資格を有する者がおりますが、電気、機械、または化学とか下水道処理施設の設計や、工事の監督管理に必要な技術者を雇うのは各市町村単位ではなかなか厳しいことであり、そうしたことから各市町村の首長からそういうセンター的なものを設立してもらえないかということから事業団が設立されたと聞いておまして、こういう特別な汚泥処理施設については事業団に委託して実施しているのが現状でございます」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第47号についてはほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市道認定の基準について」の問いがあり、当局より「市道認定の基準は、土地区画整備事業の区域内の道路が市の開発指導要綱により協議をし、完成後市に帰属するような道路、国や県などから移管になる道路、国道、県道、市道とアクセスするような路線、防災上など地域住民と密接な関係がある路線、それらを総合的な形の中で検討して認定しているということです。ただ、土地区画整備事業の道路については、その開発指導要綱の中で何メートル以上という設定がなされております」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第48号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号地域経済の活性化等を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「紹介議員になっておりますが、請願第6号と内容的にはほぼ同じで、別々の委員会に付託になるのはどうなのかと思っておりますが、内容は地域経済をいかにして活性化させるかという問題提起と、地方の公務員労働者の賃金を5%カットし、その分を首都圏の公務員賃金に上乗せするという事で、そうした場合に地方の地域経済のマイナス効果があると指摘されており、これを改めてほしいというような請願のようです」との意見がありました。

委員より「首都圏を中心として経済は上向きになっていと言われておりますが、県内などはまだそうした状況にはないと思っており、公務員の賃金が地域に与える影響は大きいものがあり、賃金の引き下げは地域経済の足を引っ張り、さらに不景気になるわけですから願意妥当であると思っており、政府等に意見書を提出していただきたいと思っております」との意見がありました。

委員より「もしも地方が5%カットになれば、地方の経済が停滞するのは当たり前で、そんなことはあってはならないことで、私は願意妥当ということでもいいのではないかという気がします」との意見がありました。

委員より「民間の会社は血のにじむような経営努力、賃金カット、リストラをしながら何とか存続している会社はかなりある。日本経済は低迷の底から抜け出せず、ましてや地方はまだ大変であり、民間に公務員も少しは合わせるというか、協力してもらう時期なのではないか。民間企業が苦しい中で公務員賃金も少しは民間に並んだ体制に私はしていくべきではないかと思っております」との意見がありました。

途中、休憩を挟み意見交換を行った後、会議を再開しましたが、請願第5号についてはほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条の規定により、委員長の決するところとなり、不採択とすべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告終わります。

平成17年6月第2回定例会

## 予算特別委員長報告

新宮征一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番柏倉予算特別委員長。

〔柏倉信一予算特別委員長 登壇〕

柏倉信一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月1日午前11時10分から本議場において、委員20名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第39号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）であります。議第39号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会をいたしました。

次に、本日6月15日午前9時30分から本議場において、委員20名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

議第39号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第39号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第18、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第39号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

議第40号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。16番川越孝男議員。

川越孝男議員 委員長報告で、内申書について本人から請求あった場合開示できるのかという質問があった。それに対しては県の管轄事項だというふうな委員長報告がありました。

しかし、内申書の控えがそれぞれの学校に存在しているわけですから、その学校に存在しているものについて申請あった場合に、なるのかどうかというふうな質問があったというふうに思うのですけれども、その部分についての答弁なかったので、あったのかどうかもお聞かせをいただきたいし、今回この条例ができますという実際これで運用されていくわけですから、もし委員長に対する質問でありますけれども、具体的にその問題は教育委員会が管轄になるというふうに思いますので、もしお答えできるようでしたら、お答えをいただきたいということと、そういうふうに学校に残っているこの部分について本人から開示あった場合、当然開示されるものというふうに理解していますけれども、そういうことで教育委員会の対応は差し支えないのかどうかもお聞かせをいただきたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 松田総務委員長。



平成17年6月第2回定例会

松田 孝総務委員長 ただいまの質問ですけれども、御報告申し上げたとおり、中学校の内申書の本人の開示請求という趣旨で質問ありましたもので、それを要約したものであります。以上です。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

議第41号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

議第42号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

議第43号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

議第44号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

議第45号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

議第46号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

議第47号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議第48号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

請願第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

請願第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

請願第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

請願第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

請願第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第5号は不採択とすることに決しました。

請願第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

人権擁護委員の候補者の推薦に

関し意見を求めることについて

新宮征一議長 日程第19、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者1名の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

平成17年6月第2回定例会

## 議 会 案 上 程

新宮征一議長 日程第20、議案第2号及び日程第21、議案第3号の2案件を一括議題といたします。



議 案 説 明

新宮征一議長 日程第22、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号及び議案第3号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第23、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第2号及び議会案第3号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第24、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

議会議案第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

## 議 員 派 遣 の 件

新宮征一議長 日程第25、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これより議員派遣の件を採決いたします。

議員派遣の件について原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、原案のとおり派遣することに決しました。

平成17年6月第2回定例会

閉 会 午前10時45分

新宮征一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。  
これにて、平成17年第2回定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 猪 倉 謙 太 郎

同 上 川 越 孝 男